

大村市高齢者保健福祉計画 第9期 大村市介護保険事業計画

2024(令和6)年度~2026(令和8)年度



住みなれた地域で
みんなが支える まちづくり

令和6年3月
長崎県 大村市

はじめに



令和6年3月

大村市長 園田 裕史

我が国は、今後、総人口が減少するとともに、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、2040年（令和22年）には高齢者人口がピークを迎えると推計されています。

本市は、全国的にも数少ない人口増加が続く自治体であり、高齢化率も全国平均や長崎県平均と比べて低く推移するものの、将来的には人口減少に転じ、生産年齢人口が減少する中、高齢者人口のピークは全国よりも遅くなる見込みです。

そうした状況が見込まれる中、互いに支え合い、誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりが求められています。

これまで本市においては、令和3年3月に「大村市高齢者保健福祉計画・第8期大村市介護保険事業計画」を策定し、「住みなれた地域で みんなが支える まちづくり」の基本理念の下、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止及び地域共生社会の実現を目的として各種施策に取り組んできました。

このたび、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「大村市高齢者保健福祉計画・第9期大村市介護保険事業計画」を策定し、これまでの基本理念を継承しながら、「人生の最期も大村市で迎えたい」と思っただけのように、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進、介護人材確保を含めた介護サービス基盤の整備及び介護保険事業の安定的な運営に全力で取り組んでまいります。

誰もが一人一人の暮らしと生きがいとともに創り、高め合う社会を目指した「地域共生社会」の実現に向け、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力いただいた各運営協議会の委員の皆様をはじめ、各種調査等にご協力いただいた市民の皆様や関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

【目次】

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 法令等の根拠	2
3 基本指針のポイント	3
4 第9期計画とSDGs	3
5 計画の期間	4
6 計画の策定体制	4
第2章 高齢者の状況	5
1 高齢化の状況	5
2 高齢者単身世帯等の状況	6
3 認定者数及び認定率の状況	7
第3章 第8期計画の総括	8
第4章 介護保険事業の実績	20
1 第1号被保険者数の推移	20
2 認定者数と認定率	21
3 介護サービスの利用状況	23
4 介護サービスの供給体制	25
5 介護サービスの給付実績	27
第5章 日常生活圏域	29
1 日常生活圏域について	29
2 中圏域及び小圏域の現状	30
第6章 調査結果からみた現状	33
1 調査の概要	33
2 主な調査結果	34
第7章 第9期計画の基本理念と体系	39
1 基本理念	39
2 計画の体系	40
3 日常生活圏域の設定	40
4 成果指標	41
第8章 高齢者施策の今後の方向性	42
基本目標1 健康づくりと介護予防の推進	42
基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進	44
基本目標3 認知症施策の推進	51
基本目標4 介護サービスの基盤整備	55
基本目標5 介護保険事業の安定的な運営	67

第9章 計画の推進.....	74
1 施策推進のための事業設定.....	74
2 計画の実効ある推進のための評価・検証.....	85
参考資料.....	86
1 大村市高齢者保健福祉計画・第9期大村市介護保険事業計画の策定経緯.....	86
2 市民を対象とした調査の調査結果の概要.....	87
3 介護サービスの見込量.....	109
4 介護サービスの見込量の考え方.....	112

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

我が国は、総人口が減少する中、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊の世代が全員75歳以上となり、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、高齢者人口がピークを迎えます。

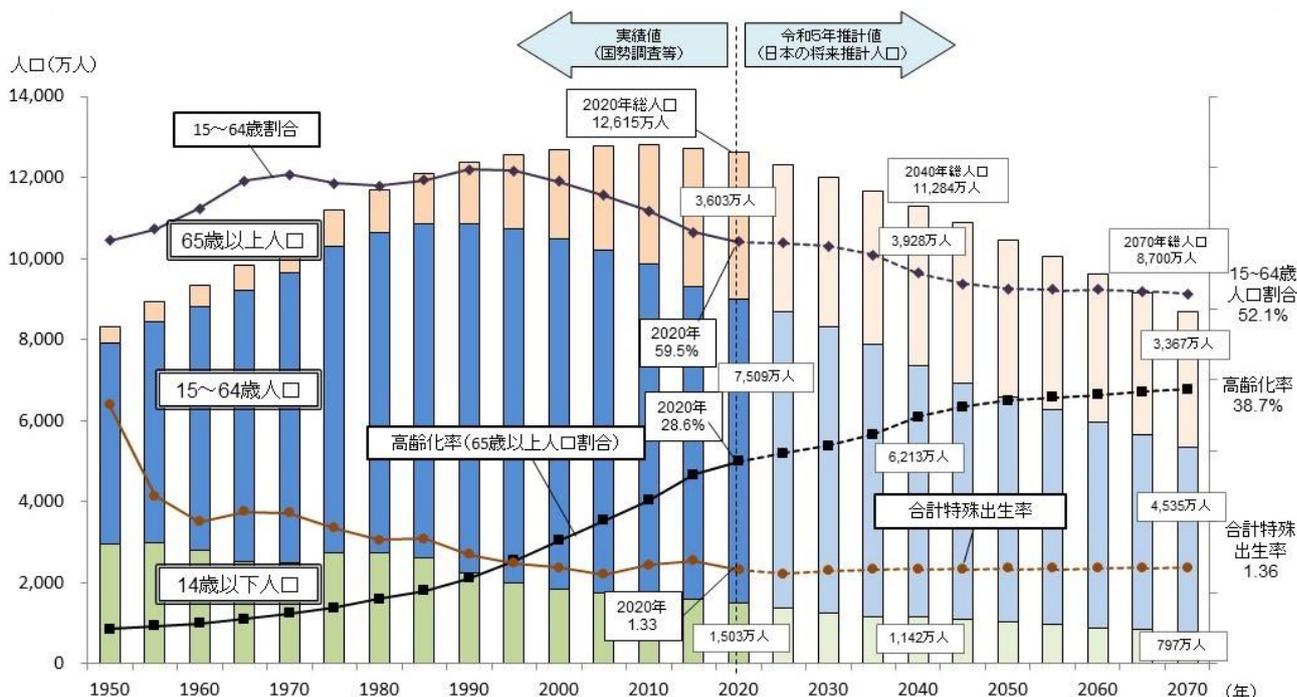
その後も、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで、介護ニーズの高い85歳以上人口は2060年（令和42年）まで増加傾向が見込まれます。

また、高齢者の単身世帯及び高齢者夫婦のみの世帯（以下「高齢者単身世帯等」という。）の増加のほか、85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者（以下「認知症高齢者等」という。）の増加も見込まれています。なお、人口構成の変化や介護需要の動向は、地域ごとに異なってくるが見込まれています。

(2) 目的

大村市高齢者保健福祉計画・第9期大村市介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）は、国が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）及び大村市高齢者保健福祉計画・第8期大村市介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）の検証に基づき、地域包括ケアシステム（44ページ参照）の深化・推進、介護人材確保を含めた介護サービス基盤の整備及び介護保険事業の安定的な運営を基本的な考え方として、高齢者の自立支援、介護予防及び重度化防止並びに地域共生社会（50ページ参照）の実現を目的として策定するものです。

【我が国の高齢者人口の予測】



（出所）2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

2 法令等の根拠

第9期計画は、第5次大村市総合計画及び大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画を上位計画とし、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めるものです。

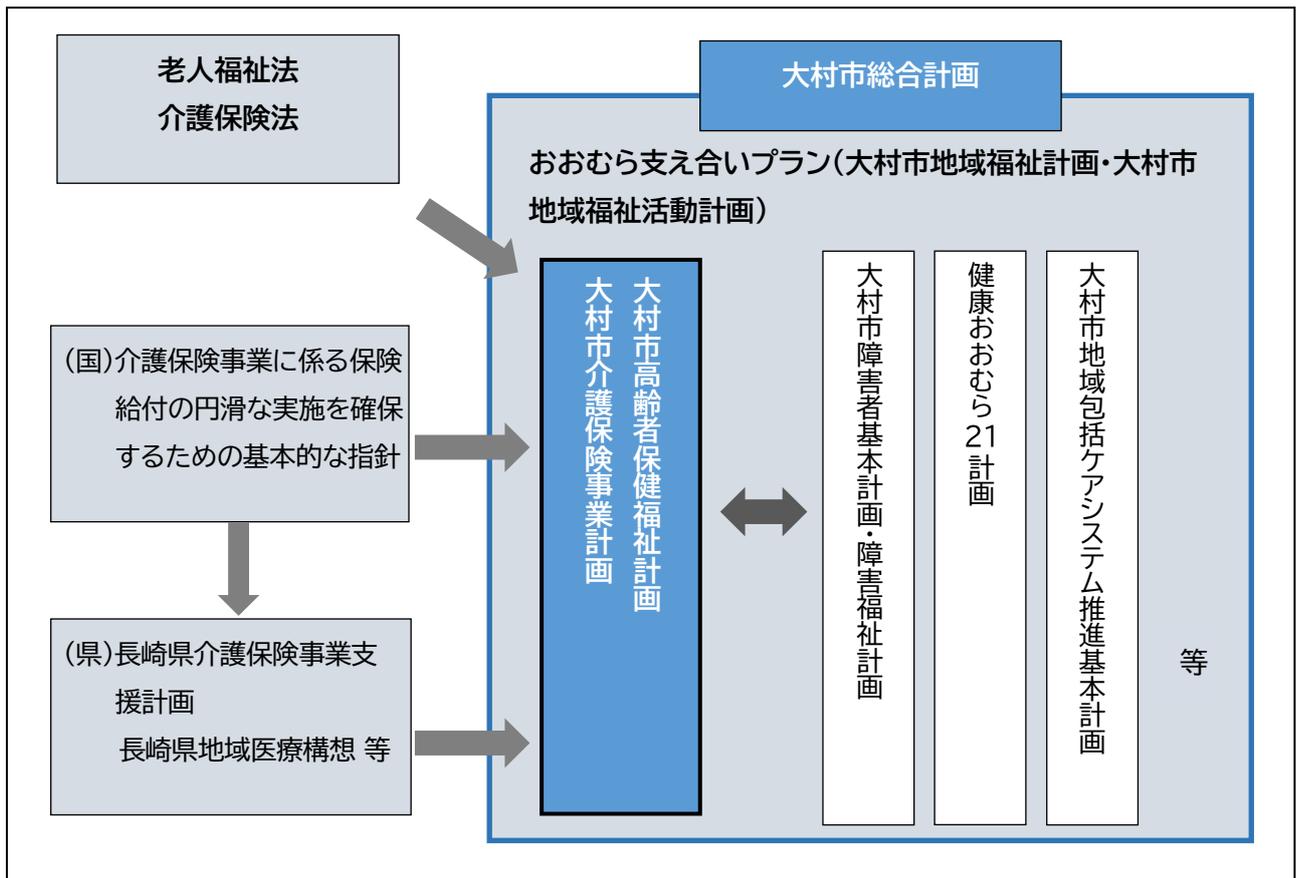
○老人福祉法（抜粋）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

○介護保険法（抜粋）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

■ 計画の位置づけ



3 基本指針のポイント

国は、令和6年度からの第9期市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に資するよう基本指針を定めました。

市町村は、基本指針に則して3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、今回の基本指針のポイントとして、以下の3点が挙げられています。

- (1) 介護サービス基盤の計画的な整備
- (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

4 第9期計画とSDGs

「SDGs」は2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な世界を実現するための2030年（令和12年）までの世界の開発目標のことで、第9期計画の内容はSDGsの17の目標のうち、下記の目標に繋がるものです。

本市における持続可能なまちづくりに向けて、第9期計画の取組を推進します。

【第9期計画の内容が繋がるSDGsの目標】



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



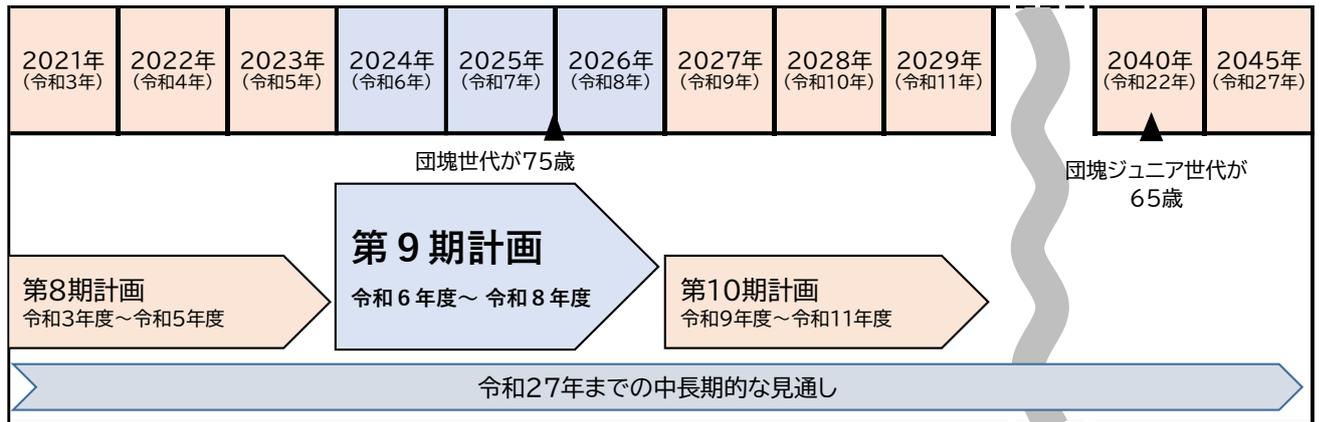
17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

5 計画の期間

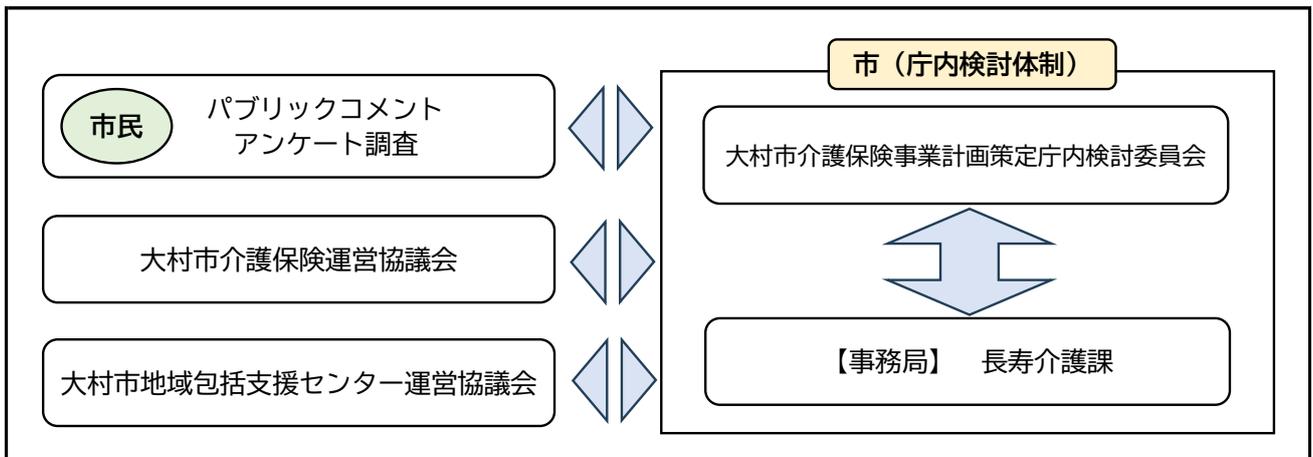
第9期計画は、基本指針、第8期計画の進捗状況、現状把握等に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。

また、第9期計画の期間中に2025年（令和7年）を迎えること、さらには本市においては、2040年（令和22年）以降においても高齢者人口の増加が見込まれることから、2045年（令和27年）を見据えて、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



6 計画の策定体制

第9期計画の策定に当たっては、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」及びパブリックコメントを通して市民の考え方を積極的に反映するよう努めるとともに、「大村市介護保険運営協議会」や「大村市地域包括支援センター運営協議会」において審議を行い、意見集約を図り、行政として多角的に検討を進めながら施策の方向性を取りまとめました。

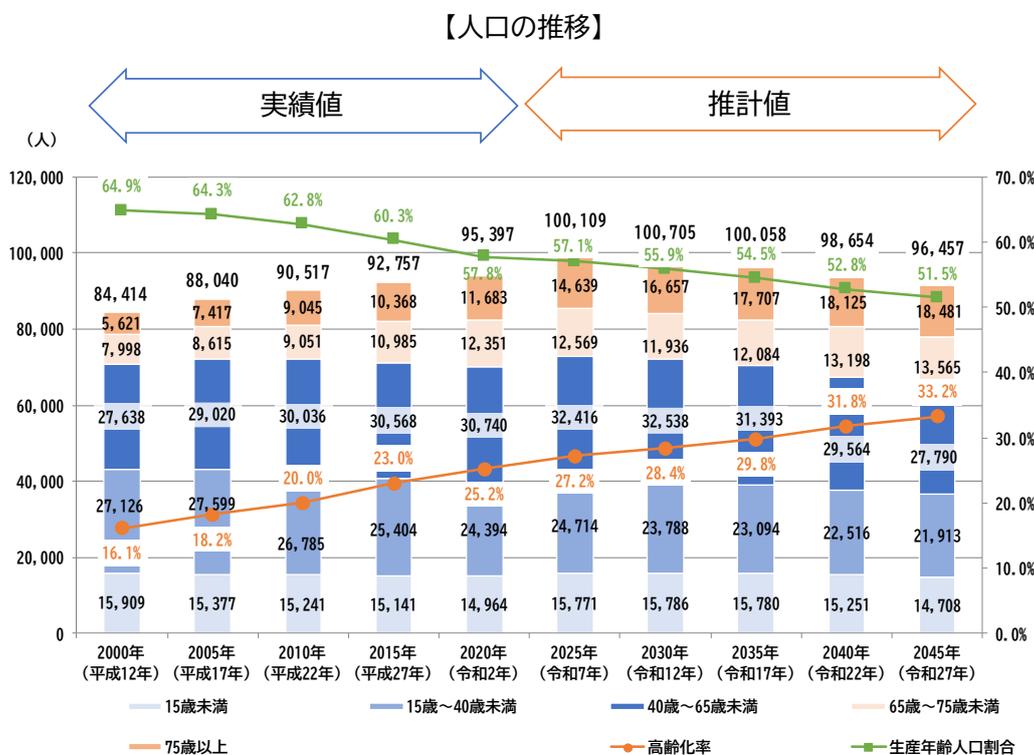


第2章 高齢者の状況

1 高齢化の状況

本市の人口は、これまで増加してきましたが、将来的には減少に転じることが見込まれています。一方で、本市の高齢者人口は増加していくことが予想され、特に2025年（令和7年）から2045年（令和27年）までの20年間に於いて、前期高齢者（65歳以上75歳未満の者をいう。以下同じ。）の増加数が996人に対し、後期高齢者（75歳以上の者をいう。以下同じ。）の増加数は3,842人で、そのうち介護ニーズの高い85歳以上人口の増加数が3,073人と見込まれています。

また、本市の高齢化率については、全国平均及び長崎県平均と比べて低く推移するものの、人口減少及び高齢者人口の増加に伴い、2040年（令和22年）以降は30%を超える見込みとなっています。

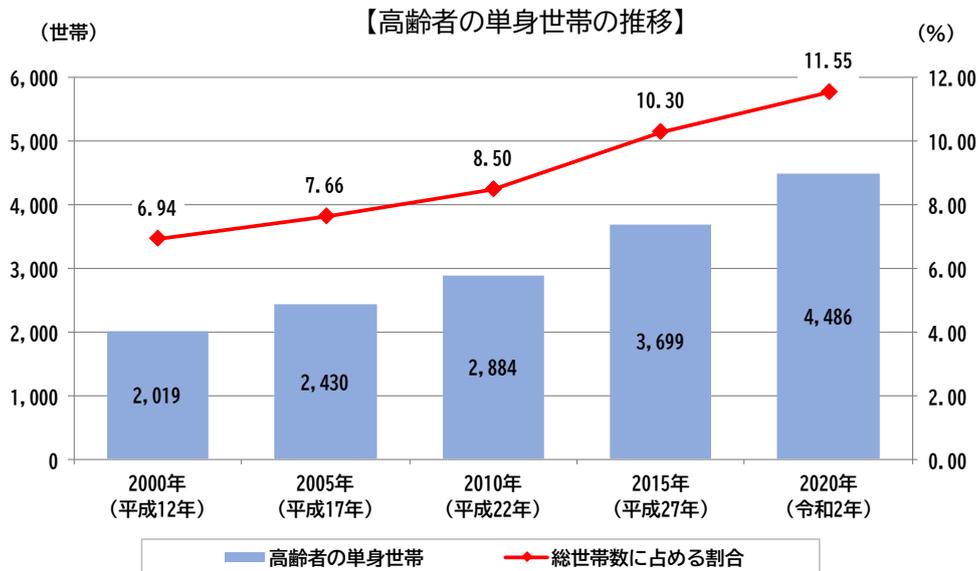


		実績値					推計値				
		2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)
人口	(人)	84,414	88,040	90,517	92,757	95,397	100,109	100,705	100,058	98,654	96,457
	15歳未満 (人)	15,909	15,377	15,241	15,141	14,964	15,771	15,786	15,780	15,251	14,708
	15歳～40歳未満 (人)	27,126	27,599	26,785	25,404	24,394	24,714	23,788	23,094	22,516	21,913
	40歳～65歳未満 (人)	27,638	29,020	30,036	30,568	30,740	32,416	32,538	31,393	29,564	27,790
	65歳～75歳未満 (人)	7,998	8,615	9,051	10,985	12,351	12,569	11,936	12,084	13,198	13,565
	75歳以上 (人)	5,621	7,417	9,045	10,368	11,683	14,639	16,657	17,707	18,125	18,481
	上記のうち85歳以上 (人)	1,376	1,953	2,498	3,273	4,059	4,902	5,514	6,934	7,849	7,975
	生産年齢人口 (人)	54,764	56,619	56,821	55,972	55,134	57,130	56,326	54,487	52,080	49,703
	高齢者人口 (人)	13,619	16,032	18,096	21,353	24,034	27,208	28,593	29,791	31,323	32,046
	生産年齢人口割合 (%)	64.9	64.3	62.8	60.3	57.8	57.1	55.9	54.5	52.8	51.5
	高齢化率 (%)	16.1	18.2	20.0	23.0	25.2	27.2	28.4	29.8	31.8	33.2
	高齢化率(長崎県) (%)	20.8	23.6	25.9	29.4	32.8	35.2	36.6	37.8	39.6	40.6
	高齢化率(全国) (%)	17.3	20.1	22.8	26.3	28.0	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8

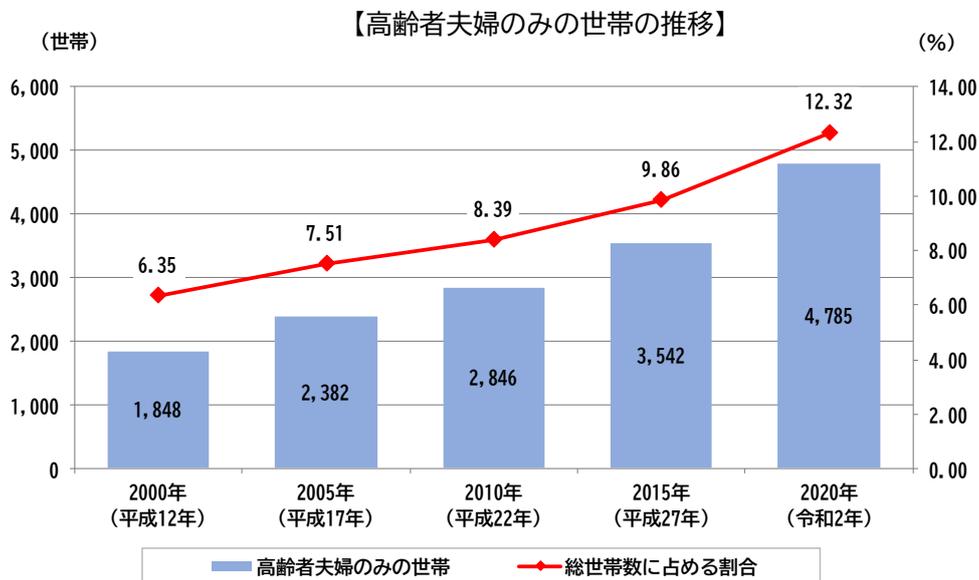
出典：(令和2年まで) 国勢調査 (令和7年以降) 大村市人口ビジョン

2 高齢者単身世帯等の状況

高齢者の単身世帯及び高齢者夫婦のみの世帯のそれぞれの世帯数及び総世帯数に占める割合の推移をみると全てが増加傾向にあり、2020年（令和2年）においては高齢者単身世帯等が総世帯の2割強を占めています。



出典：国勢調査（各年10月1日）



出典：国勢調査（各年10月1日）

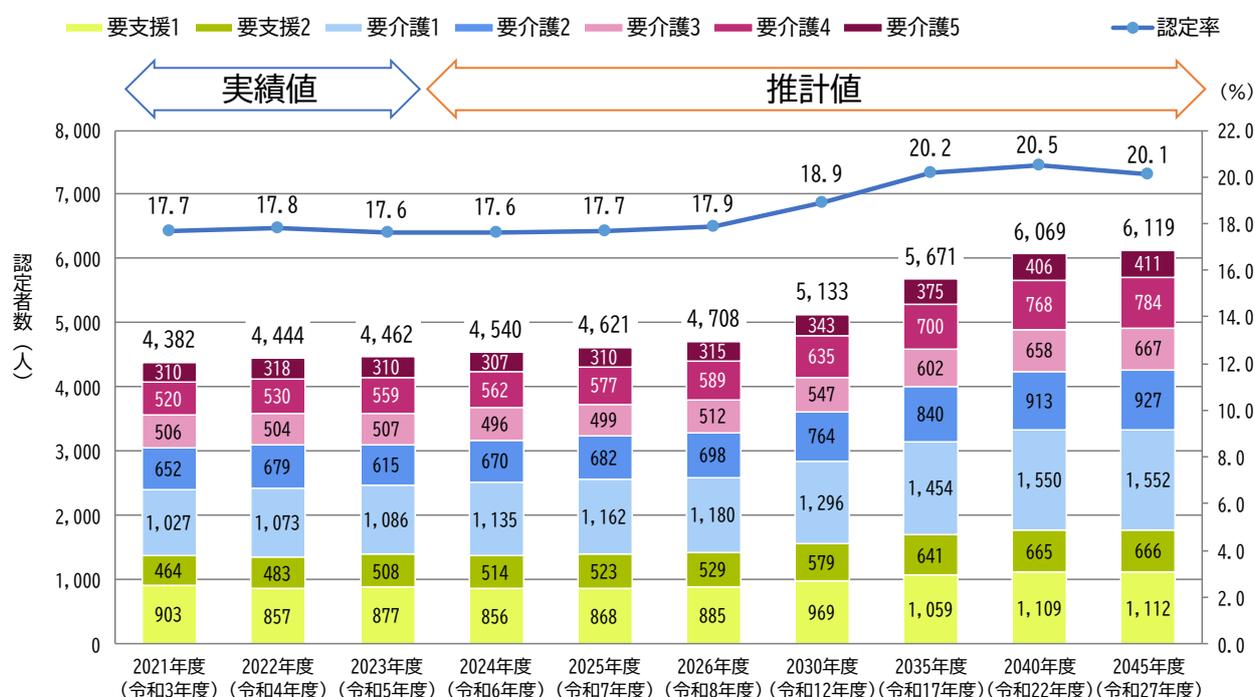
3 認定者数及び認定率の状況

本市の第1号被保険者（65歳以上の被保険者をいう。以下同じ。）で、要支援又は要介護の認定を受けた人（以下「認定者」という。）の数は、高齢者の中でも特に介護ニーズの高い85歳以上人口をはじめとする後期高齢者の増加に伴って増加していくことが予想されており、2030年度（令和12年度）には5,000人台に、2040年度（令和22年度）以降は6,000人台へと増加していくことが見込まれています。

また、これに伴って、認定率（認定者数を第1号被保険者数で除した数をいう。以下同じ。）も上昇傾向となっています。

なお、要介護度別の認定者数をみると、要介護1の認定者数が全ての年度で最も高くなっています。

【認定者数及び認定率の推移（第1号被保険者）】



	実績値						推計値			
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)	2045年度 (令和27年度)
認定者数 (人)	4,382	4,444	4,462	4,540	4,621	4,708	5,133	5,671	6,069	6,119
要支援1 (人)	903	857	877	856	868	885	969	1,059	1,109	1,112
要支援2 (人)	464	483	508	514	523	529	579	641	665	666
要介護1 (人)	1,027	1,073	1,086	1,135	1,162	1,180	1,296	1,454	1,550	1,552
要介護2 (人)	652	679	615	670	682	698	764	840	913	927
要介護3 (人)	506	504	507	496	499	512	547	602	658	667
要介護4 (人)	520	530	559	562	577	589	635	700	768	784
要介護5 (人)	310	318	310	307	310	315	343	375	406	411
認定率 (%)	17.7	17.8	17.6	17.6	17.7	17.9	18.9	20.2	20.5	20.1

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（9月分）及び大村市人口ビジョン

第3章 第8期計画の総括

第8期計画においては、「住みなれた地域でみんなが支えるまちづくり」を基本理念とし、これに基づく5つの基本目標と基本目標ごとの成果指標を定めてそれぞれの施策に取り組んできました。成果指標の実績及び基本目標の取組状況は、以下のとおりです。

【成果指標】

基本目標 1	要介護3以上の認定者の割合	目標値 (R5)	実績値 (R5)
		30.8%	30.2%
検証結果	<p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施や介護予防のための通いの場の整備促進に取り組み、要介護度の重度化防止が図られ、目標を上回りました。</p> <p>今後の高齢化率の上昇を踏まえ、介護予防の取組の強化を図る必要があります。</p>		
基本目標 2	「大村市は人生の最期を安心して迎えられるまち」と思う人の割合	目標値 (R5)	実績値 (R5)
		42.0%	38.7%
検証結果	<p>医療及び介護の関係者（以下「医療・介護関係者」という。）間の情報交換等を行うことで連携強化を図るとともに、市民へのアドバンス・ケア・プランニング（ACP：人生会議）（48 ページ参照）の普及啓発、24 時間コールセンター（48 ページ参照）の対象者拡大その他の人生の最期を安心して迎えられるための基盤づくりを推進しました。今後、更なる高齢者の増加に伴い、高齢者単身世帯等の増加も見込まれることから、見守り、支え合う体制の強化を図る必要があります。</p>		
基本目標 3	認知症に関する相談窓口を知っている人の割合	目標値 (R5)	実績値 (R5)
		35.0%	27.1%
検証結果	<p>認知症に関する相談窓口は、地域包括支援センター及び認知症ほっとライン事業所がありますが、市民への周知が十分にできていないと思われます。認知症に関する相談は年々増加しており、更に今後、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者等も増加する見込みであり、相談窓口の周知及び相談体制の充実を図る必要があります。</p>		
基本目標 4	地域密着型居宅系及び在宅サービス等の整備状況	目標値 (R5)	実績値 (R5)
		33 施設	31 施設
検証結果	<p>第8期計画の期間中は公募を行った認知症対応型共同生活介護2事業所を新規指定しましたが、同じく公募を行った看護小規模多機能型居宅介護については応募がなく、また、新型コロナウイルス感染症による利用者の減少や介護人材の確保が困難等の理由で廃止された事業所があり、目標値を下回りました。</p>		
基本目標 5	第1号被保険者1人当たりの給付月額	目標値 (R5)	実績値 (R5)
		21 千円	22 千円
検証結果	<p>実績値は 21,056 円であり、目標値に近い実績でした。</p> <p>利用者一人一人に必要なサービスを位置づけることで、適正なサービスの提供が図られるため、今後も給付適正化事業を継続して実施します。</p>		

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

施策1 自立支援、重度化防止の推進	R3	計画 実績	R4	計画 実績	R5	計画 見込み
	■健康診査事業 後期高齢者健康診査受診率（%）	13.0		15.0		17.0
	13.3		14.8		15.7	
■特定健康診査等事業（国保健康診査事業） 特定健康診査受診率（%）	43.0		46.0		50.0	
	36.9		37.0		37.1	
■健康づくり推進員活動事業 健康づくり推進員が計画した活動への市民参加者 数（人）	15,902		15,902		15,902	
	9,038		11,701		11,701	
■重症化予防のための保健指導 後期高齢者の重症化予防対象者への保健指導実施 率（%）	50.0		50.0		50.0	
	34.5		69.0		52.0	
■歯・口腔の健康づくり お口の健康相談室相談者数（人）	35		40		40	
	395		490		492	
■健康教育事業 健康講座参加者数（人）	300		300		300	
	265		197		120	
■介護予防教室等事業 介護予防教室の利用団体数（団体）	80		82		84	
	49		56		48	
■指定介護予防支援事業 介護予防プラン・ケアマネジメントプラン作成件 数（件）	10,790		10,898		11,007	
	10,562		10,114		10,148	
■高齢者リフレッシュ事業 リフレッシュ事業利用者数（人）	46,208		46,670		47,136	
	50,859		53,035		54,466	
■シルバーパワーアップ事業 シルバーパワーアップ倶楽部会員者数（人）	1,421		1,436		1,451	
	1,127		1,124		1,291	
■食育推進事業 食育ボランティアの数（人）	350		360		370	
	181		153		133	
■食の自立支援事業 訪問指導対応件数（件）	270		276		276	
	150		234		324	
■自立支援事業 支援対象者（人）	5		5		5	
	0		0		0	
■介護予防ケアマネジメント事業 基本チェックリスト実施件数（件）	35		35		35	
	8		2		6	
■家族介護支援対策事業 家族介護用品申請世帯数（世帯）	45		45		45	
	51		48		48	

施策1 自立支援、重度化防止の推進	R3	計画 実績	R4	計画 実績	R5	計画 見込み
	■訪問理美容サービス事業 訪問理美容サービス申請者数（件）		15		15	
		8		15		15
■訪問による介護予防 地域ヘルプサービス利用件数（件）		529		543		554
		441		372		406
■総合事業 指定事業所サービス事業 サービス件数（訪問・通所）（件）		9,398		9,492		9,587
		9,126		8,310		8,444
■地域ケア会議推進事業 介護予防のための地域ケア会議開催回数（回）		24		24		24
		25		24		24
【検証結果】						
<p>各健康診査の受診率は徐々に上昇していますが、計画値に達しなかったため、今後も受診率向上に向けた取組を行う必要があります。</p> <p>令和3年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を開始し、生活習慣病等の重症化予防及び要介護度の重度化予防を強化することができました。また、身体機能や認知機能の低下に伴い、高齢者が陥りやすい健康問題へ対応できるよう、多職種での相談体制ができています。</p> <p>高齢者が健康を維持し、自立した生活を継続できるよう、介護予防教室等の自立支援への取組を継続して実施します。</p> <p>訪問による介護予防は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、計画値を達成できませんでした。</p>						

施策2 生きがいつくりと社会参加の促進	R3	計画 実績	R4	計画 実績	R5	計画 見込み
	■介護予防のための通いの場の整備 住民主体の通いの場の数（箇所）	80	13	85	95	90
■熟年大学校事業 専門講座延べ受講者数（人）	12,100	9,062	12,211	10,781	12,333	10,861
■長寿祝事業 支給対象者数（人）	30	25	30	25	30	38
■記念行事事業 参加夫婦組数（組）	30	15	30	32	30	28
■高齢者活動支援施設運営事業 年間延べ施設利用者数（人）	17,088	14,840	17,258	17,968	17,430	21,759
■地域リハビリテーション推進事業 運動に関する出前講座開催数（回）	87	18	101	38	118	15
■老人クラブ活動促進事業 老人クラブ加入者数（人）	3,798	3,405	3,798	3,238	3,798	3,073
■シルバー人材センター事業 シルバー人材センター会員の就業実人員数（人）	749	690	771	708	794	727
【検証結果】						
<p>住民主体の通いの場は増加傾向にあり、計画値を達成しました。地域ふれあい館は6つの小圏域（32ページ参照）に開設され、さらに、一部の小学校区域に開設したサテライトも合わせると12か所で活動が行われており、地域住民による健康づくりの拠点としての役割を果たしています。</p> <p>出前講座は介護予防の情報提供と健康維持の目的で実施しており、運動に関する講座は市民の関心が高く、リハビリの専門職だけでなく健康運動指導士等の資格を持つ指導者による実践講座を実施しました。今後は、通いの場で自主的に運動が継続されるよう支援していきます。</p> <p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、講座受講者数、施設利用者数及び記念行事参加組数が減少したものの、令和4年度以降は回復基調に向かい、社会参加や高齢者同士のつながりを維持することができましたが、市の補助を受けた老人クラブの加入者数は減少傾向となりました。</p> <p>老人クラブの活動による地域社会との交流は、加入者の健康増進や社会参加にとどまらず、日頃の見守りや災害時における助け合いにもつながるため、活動内容の広報の工夫、補助金の交付など関係団体への支援を継続する必要があります。</p> <p>シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、現役時代の豊富な知識と経験を生かし、家事援助から子育て支援まで、活動の場を広げながら地域社会の活性化に貢献しています。特に大村市シルバー人材センターの受注件数は、令和3年度及び令和4年度において県内1位の実績となっています。</p>						

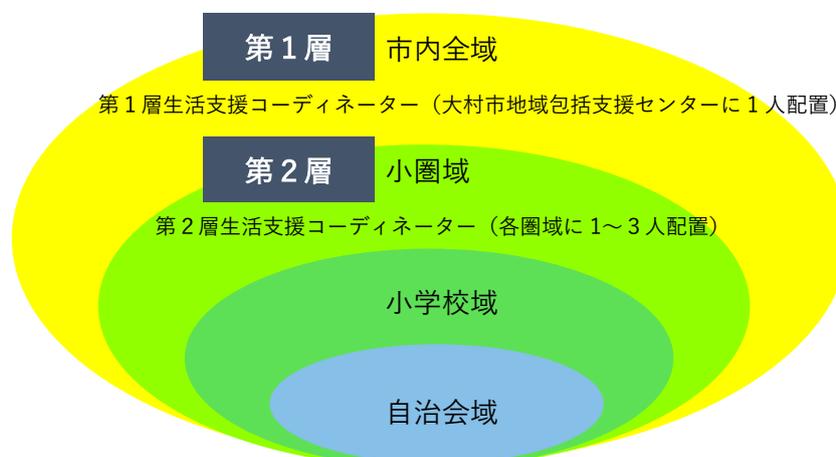
基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進

施策1 地域包括支援センターの機能強化	R3	計画	R4	計画	R5	計画
		実績		実績		見込み
■地域包括支援センターの機能強化		4		4		4
大村市地域包括支援センター運営協議会開催回数(回)		3		3		3
■総合相談支援事業及び権利擁護事業		979		979		979
相談受付件数(件)		1,179		1,328		1,683
■包括的・継続的ケアマネジメント事業		800		810		820
ケアマネジャー等からの相談件数(件)		755		645		651
【検証結果】						
<p>大村市地域包括支援センター運営協議会を開催し、同協議会及び県の助言を受け、取組の方向性を確認しながら、地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図ることができました。</p> <p>相談件数は、新型コロナウイルス感染症の発生以前よりも増えてきています。高齢者の幅広い相談に対応できるよう複数の専門職を配置していますが、人材の確保が難しく取組を推進するための体制整備が十分にできませんでした。</p>						
施策2 医療・介護連携の推進	R3	計画	R4	計画	R5	計画
		実績		実績		見込み
■在宅医療・介護連携推進事業		135		155		175
24時間コールセンター登録(累計)件数(件)		124		124		124
【検証結果】						
<p>大村市版入退院支援ルールの手引きの運用を開始し、医療と介護の連携強化を図りました。また、出前講座やシンポジウムを開催し、市民へのアドバンス・ケア・プランニング(ACP:人生会議)の普及啓発等を行いました。緊急時の対応では、24時間コールセンターの対象者を登録者に限らず、大村市在住の65歳以上に拡大したことで市民が利用しやすい体制となりました。</p>						

第3章 第8期計画の総括

施策3 見守り、支え合う体制の推進	R3	計画 実績	R4	計画 実績	R5	計画 見込み
	■高齢者地域ネットワーク事業 地域包括ケアシステム実務者圏域会議（回）		6 4		6 6	
■認知症高齢者見守り事業 高齢者等見守りネットワーク協議会会議（回）		2 2		2 1		2 1
■高齢者生活安全対策事業 緊急通報装置の設置（台）		35 21		36 26		37 26
■地域防災推進事業 自主防災組織の結成率（%）		56.8 58.1		57.6 58.3		58.4 61.9
【検証結果】						
<p>生活支援コーディネーターを6つの小圏域に配置し、全ての小圏域において圏域会議を開催することができました。また、令和5年度から市内全域を管轄する第1層生活支援コーディネーターを専任で配置することができ、第2層生活支援コーディネーターとともに地域の支え合い活動を展開しています。</p> <p>また、高齢者単身世帯等に緊急通報装置を設置し、安全で安心した日常生活を送れるよう体制を整備しています。</p>						
施策4 地域共生社会の実現	R3	計画 実績	R4	計画 実績	R5	計画 見込み
	■共生型サービス事業所の普及 指定共生型サービス事業所数（事業所）		2 2		2 2	
【検証結果】						
<p>新規指定の事業所はありませんでしたが、平成30年度に指定した事業所については継続して指定しています。</p>						

※ 生活支援コーディネーター（通称：SC）は、「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、地域の住民同士の見守り、居場所づくり、生活支援など、地域における支え合いの体制を充実させるために、地域住民と一緒に地域づくりを展開しています。また、市内全域を管轄する第1層生活支援コーディネーターと各小圏域ごとに配置している第2層生活支援コーディネーターが互いに共同しながら重層的な地域づくりを行っています。



基本目標3 認知症施策の推進

施策1 認知症に関する理解促進	R3	計画 実績	R4	計画 実績	R5	計画 見込み
	■認知症サポーター養成事業 認知症サポーター養成講座開催回数（回）		25 17		28 15	
【検証結果】						
新型コロナウイルス感染症の影響で認知症サポーター養成講座の申込数が減少しました。なお、令和4年度には当初目標としていた受講者累計1万人を達成しました。						
施策2 相談支援体制の充実	R3	計画 実績	R4	計画 実績	R5	計画 見込み
	■認知症地域支援・ケア向上事業 認知症に関する相談受付件数（件）		155 192		175 217	
■成年後見制度（高齢者）利用支援事業 報酬助成件数（件）		9 8		10 6		11 10
【検証結果】						
報酬助成件数は、年度により増減がありますが、概ね計画に近い実績件数となっています。今後、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者等も増加する見込みであり、今後も増加が見込まれる認知症相談に対応するため、認知症の相談窓口である認知症ほっとライン事業所を市全域に拡大し、市民が相談しやすい体制整備を図りました。また、令和5年度に成年後見制度、日常生活自立支援事業その他の権利擁護に関する制度（以下「成年後見制度等」という。）に関する相談窓口となる大村市成年後見支援センターを開設し、市民後見人候補者養成研修等を開催しました。						

基本目標4 介護サービスの基盤整備

施策1 地域密着型サービスの整備

■ 「地域密着型サービス施設整備事業」の第8期計画期間内の取組状況

サービス種別		南部圏域		中部圏域		北部圏域		合計	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0	0	1	1	1	1	2	2
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0	1	0	1	0
(介護予防)小規模多機能型 居宅介護・看護小規模多機能 型居宅介護	施設	2	2	3	2	5	4	10	8
	定員	47	47	83	54	126	107	256	208
地域密着型通所介護	施設	4	4	6	4	8	8	18	16
	定員	54	54	84	57	119	124	257	235
(介護予防)認知症対応型通 所介護	施設	1	2	2	2	3	4	6	8
	定員	36	72	22	22	21	33	79	127
地域密着型特定施設入居者生 活介護	施設	0	0	0(1)	0(2)	0(2)	0(2)	0(3)	0(3)
	定員	0	0	0(50)	0(50)	0(54)	0(59)	0(104)	0(109)
(介護予防)認知症対応型共 同生活介護	施設	5	5	7	7	9	9	21	21
	定員	72	72	99	99	117	117	288	288
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	施設	0(2)	0(2)	0(1)	0(1)	2	2	2(3)	2(3)
	定員	0(175)	0(175)	0(50)	0(50)	58	58	58(225)	58(225)

※ ()内は、市内に整備された長崎県による指定を受けた施設数及び定員数

【検証結果】

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第8期計画では整備の計画はなく、希望があれば新規指定する方針でしたが、希望する事業者はなく、計画どおりに推移しました。

○夜間対応型訪問介護

第8期計画では整備の計画はなく、希望があれば新規指定する方針でしたが、希望する事業者はなく、市内にあった1事業所も人員不足が理由で廃止されたため、現在市内に事業所はありません。

○（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

第8期計画では看護小規模多機能型居宅介護を公募しましたが応募者がなく、また、経営難が理由で廃止された看護小規模多機能型居宅介護が1事業所あったため、計画が未達成となりました。

○地域密着型通所介護

第8期計画では県が指定する通所介護を含めた通所サービス全体の利用率が6割程度と低かったため、市が指定する地域密着型通所介護は全圏域において新たな整備を抑制していました。既存の事業所で定員増の見直しがありましたが、廃止された事業所が2事業所あったため、計画より低い数値で推移しました。県が指定する通所介護の事業所は、第8期計画中に新たに2か所整備され、利用率の低下が続いているため、第9期計画においても県と新規指定について協議する必要があります。

○（介護予防）認知症対応型通所介護

第8期計画では必要に応じて新規指定する方針とし、2事業所が新規指定となりましたが、令和5年11月現在において2事業所とも休止中です。

○地域密着型特定施設入居者生活介護

第8期計画では整備計画はなく、計画どおりに推移しました。第7期計画中に整備を決定していた1事業所の定員増の見直しがあったため、定員数は計画値よりも多くなりました。

○（介護予防）認知症対応型共同生活介護

第8期計画では、公募により中部圏域に1事業所及び南部圏域に1事業所を新規指定し、計画どおりに推移しました。

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

第8期計画では整備計画はなく、計画どおりに推移しました。

第3章 第8期計画の総括

施策2 介護人材確保対策の推進	R3	計画	R4	計画	R5	計画
		実績		実績		見込み
■介護人材確保対策の推進 研修・講座等の開催回数（回）		2		2		2
		9		8		10
【検証結果】						
介護人材の育成及び資質向上を目的とした研修や講座等として、介護福祉士実務者研修、ケアマネジメント学習会及び高齢者事例検討会を開催しました。						
施策3 介護事業所への災害・感染症対策支援の推進	R3	計画	R4	計画	R5	計画
		実績		実績		見込み
■介護事業所への災害・感染症対策支援の推進 実地指導の回数（回）		19		19		19
		20		21		24
【検証結果】						
介護サービス事業所に対し行っている実地指導（令和6年度から「運営指導」に名称を変更する予定）については、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できない月があったものの、おおむね月2回の頻度で行うことができました。その際に衛生管理・感染症マニュアル等の衛生管理に係る記録及び非常災害に関する具体的計画の確認及び助言を行いました。						

基本目標5 介護保険事業の安定的な運営

施策1 介護給付の適正化	R3	計画 実績	R4	計画 実績	R5	計画 見込み
	■介護給付等適正化事業 認定調査状況のチェック	100%		100%		100%
100%			100%		100%	
■介護給付等適正化事業 ケアプランの点検	100%		100%		100%	
	100%		100%		100%	
■介護給付等適正化事業 住宅改修の点検	100%		100%		100%	
	100%		100%		100%	
■介護給付等適正化事業 福祉用具購入・貸与の調査	4件		4件		4件	
	3件		2件		2件	
■介護給付等適正化事業 縦覧点検	100%		100%		100%	
	100%		100%		100%	
■介護給付等適正化事業 医療情報との突合	100%		100%		100%	
	100%		100%		100%	
■介護給付等適正化事業 介護給付費の通知	100%		100%		100%	
	100%		100%		100%	
■介護給付等適正化事業 未受給者に対する制度内容の周知	130件		130件		130件	
	220件		255件		225件	
■要介護認定審査事業 認定審査件数(件)	4,550		4,400		4,600	
	3,675		3,457		4,370	
■介護保険事業 介護保険受給者数(人)	3,901		4,005		4,112	
	4,440		4,535		4,625	
■介護相談員派遣事業 訪問した介護サービス事業所延べ数(か所)	120		120		120	
	83		101		136	
■介護保険運営協議会 介護保険運営協議会等の開催回数(回)	4		4		6	
	4		4		5	
【検証結果】						
<p>介護給付等適正化事業は、令和2年度まで実施できていなかった医療突合について、第8期計画の期間中に突合結果を確認する体制を構築し、実施することができました。</p> <p>その他の事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により認定審査件数等が計画を下回りましたが、概ね計画どおりに実施することができました。</p>						

第3章 第8期計画の総括

施策2 適切な介護保険料の設定と収納率の向上	R3	計画 実績	R4	計画 実績	R5	計画 見込み
	■賦課徴収事業 第1号被保険者数(人)	24,715	24,808	25,045	25,155	25,382
■収納率向上対策推進事業 現年度分普通徴収収納率(%)	92.0	93.1	92.0	93.8	92.0	93.8
【検証結果】						
滞納者の状況に応じた納付指導、支払能力を有する世帯主や配偶者への連帯納付義務通知書の送付、収納課と連携した滞納処分等の取組により目標を上回る収納率を達成できました。						

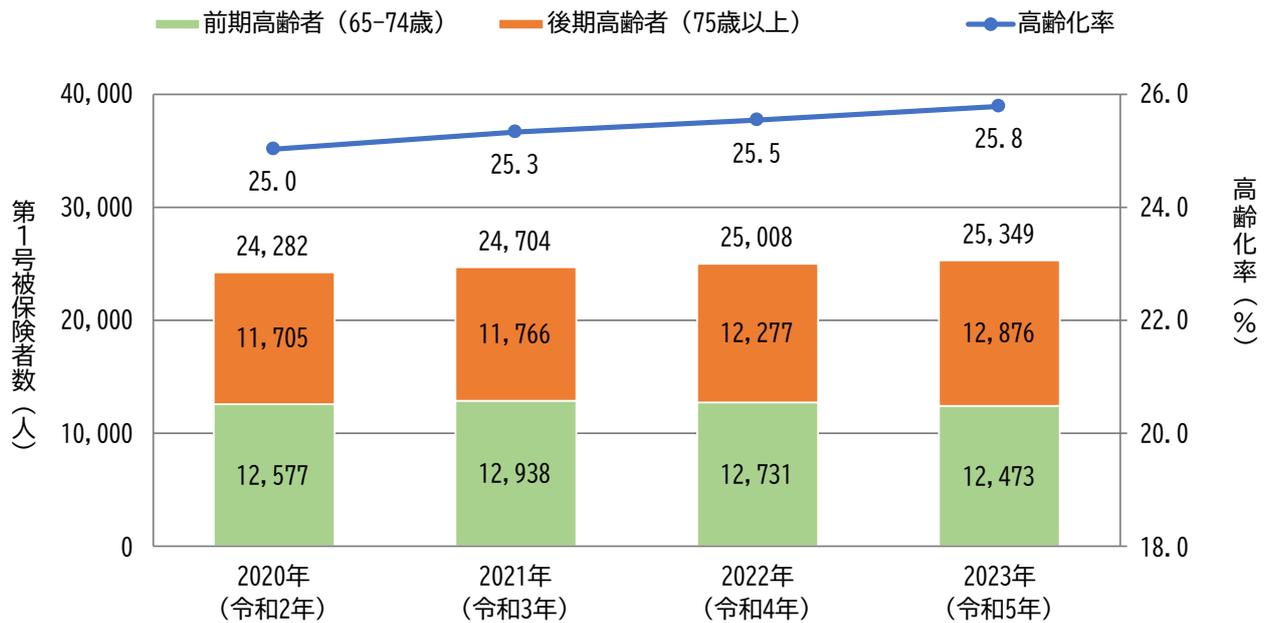
第4章 介護保険事業の実績

1 第1号被保険者数の推移

本市の第1号被保険者数は2020年（令和2年）から2023年（令和5年）までの3年間で1,067人増加しており、高齢化率は25.0%から25.8%へ0.8ポイント上昇しています。

また、2023年（令和5年）に初めて後期高齢者数が前期高齢者数を上回っています。

【第1号被保険者数の推移】



	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
総人口 (人)	97,230	97,772	98,237	98,412
第1号被保険者 (65歳以上) (人)	24,282	24,704	25,008	25,349
前期高齢者 (65-74歳) (人)	12,577	12,938	12,731	12,473
後期高齢者 (75歳以上) (人)	11,705	11,766	12,277	12,876
高齢化率 (%)	25.0	25.3	25.5	25.8
前期高齢化率 (65-74歳) (%)	12.9	13.2	13.0	12.7
後期高齢化率 (75歳以上) (%)	12.0	12.0	12.5	13.1

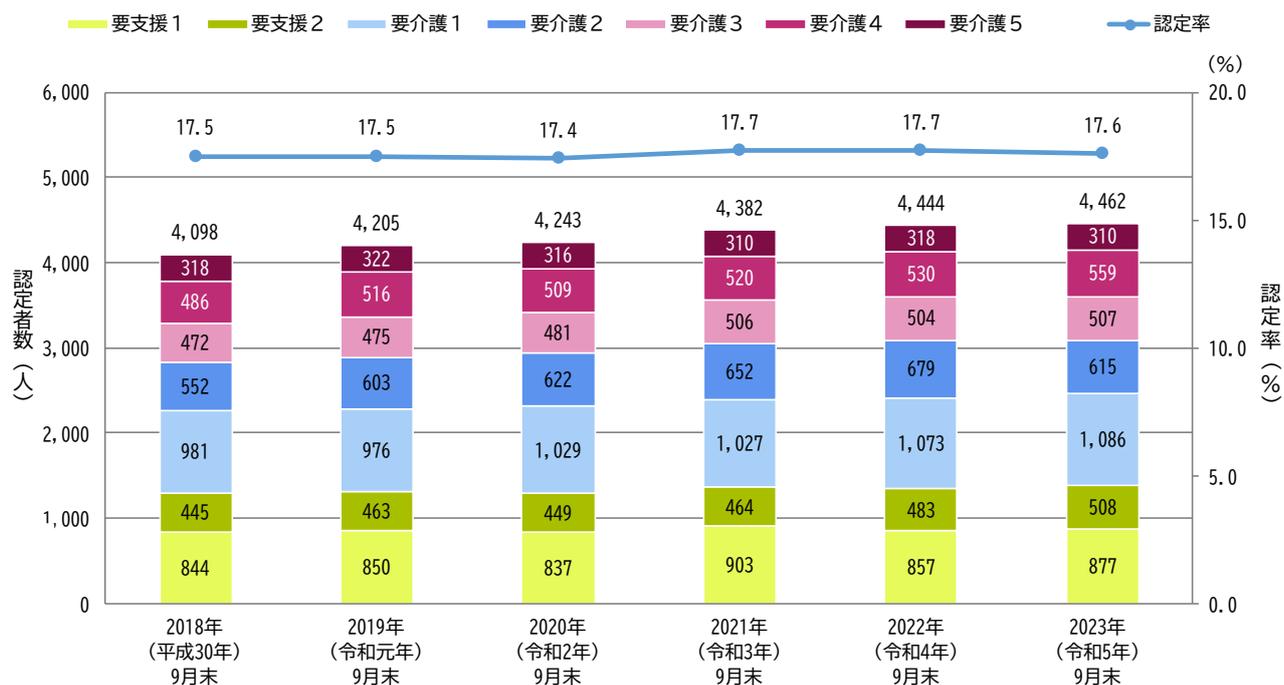
出典：総人口 住民基本台帳(各年10月1日現在)、第1号被保険者数 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(9月分)

2 認定者数と認定率

(1) 認定者数及び認定率の推移

本市の認定者数は増加傾向にあり、2023年（令和5年）9月末時点で4,462人となっています。また、認定率は17%台後半で推移しており、2023年（令和5年）9月末時点で17.6%となっています。

【認定者数及び認定率の推移】



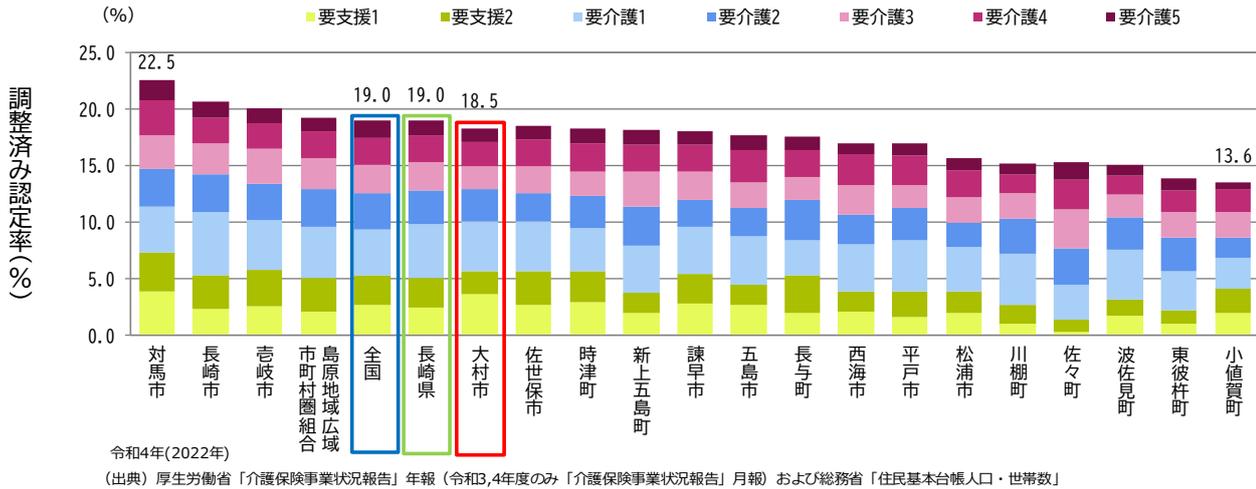
	2018年 (平成30年) 9月末	2019年 (令和元年) 9月末	2020年 (令和2年) 9月末	2021年 (令和3年) 9月末	2022年 (令和4年) 9月末	2023年 (令和5年) 9月末
認定者数 (人)	4,098	4,205	4,243	4,382	4,444	4,462
要支援1 (人)	844	850	837	903	857	877
要支援2 (人)	445	463	449	464	483	508
要介護1 (人)	981	976	1,029	1,027	1,073	1,086
要介護2 (人)	552	603	622	652	679	615
要介護3 (人)	472	475	481	506	504	507
要介護4 (人)	486	516	509	520	530	559
要介護5 (人)	318	322	316	310	318	310
第1号被保険者数 (人)	23,362	23,857	24,282	24,704	25,008	25,349
認定率 (%)	17.5	17.6	17.5	17.7	17.8	17.6

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(9月分)

(2) 認定率の比較

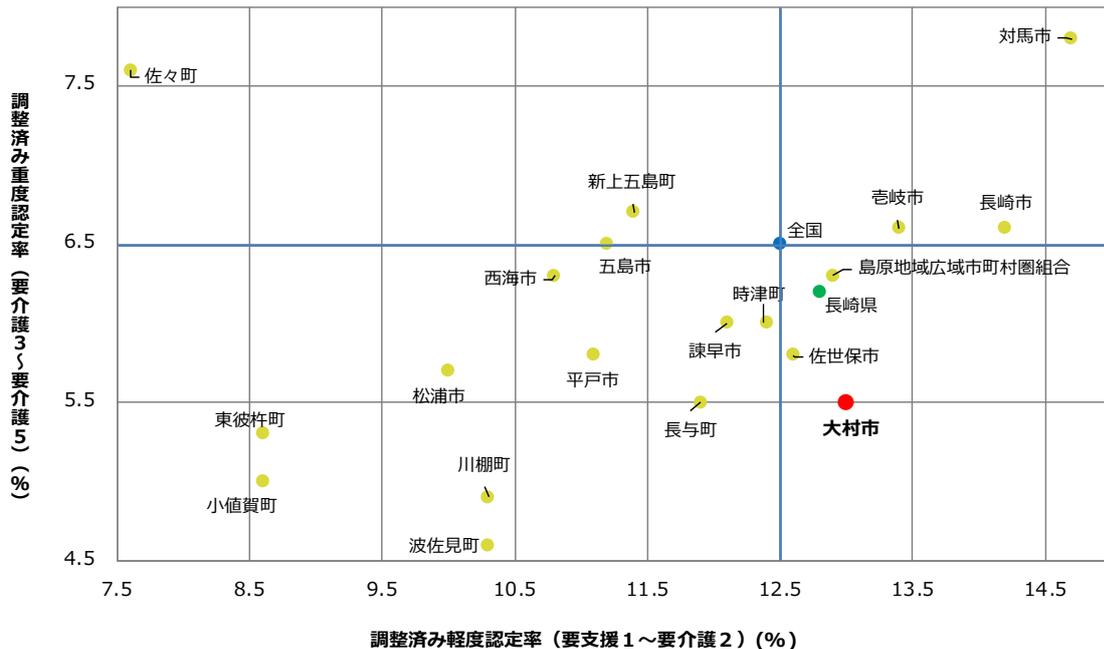
本市の調整済み認定率（認定率の多少に大きな影響を及ぼす「性・年齢構成」の影響を排除して計算した認定率をいう。以下同じ。）は、全国平均及び長崎県平均を下回っているものの、県内の他市町及び広域市町村圏組合（以下「保険者」という。）の中では上位に位置しています。

【保険者別認定率】



また、調整済み軽度認定率（要支援1から要介護2までの調整済み認定率をいう。）【横軸】は全国平均及び長崎県平均をやや上回っていますが、調整済み重度認定率（要介護3から要介護5までの調整済み認定率をいう。）【縦軸】では全国平均及び長崎県平均を下回っています。

【調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布】



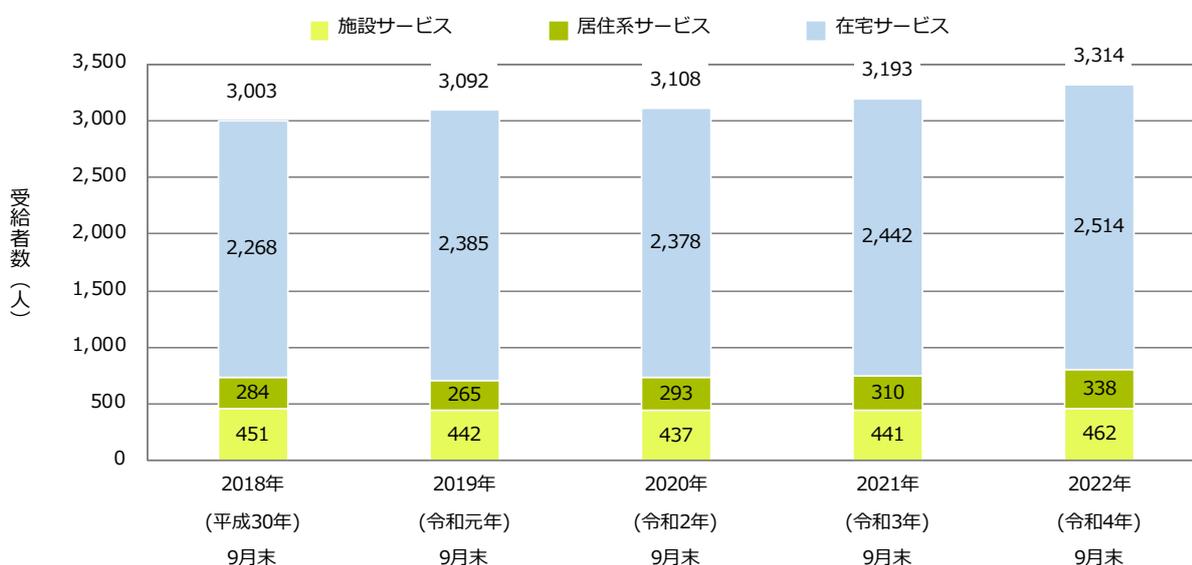
3 介護サービスの利用状況

(1) 受給者数及び受給率の推移

本市の介護サービスを利用している人（以下「受給者」という。）の数全体は、2020年（令和2年）から2021年（令和3年）までにかけて新型コロナウイルス感染症の影響等により増加が鈍化していますが、2022年（令和4年）から再び伸びる傾向にあり、同年時点で3,314人、第1号被保険者に占める割合（以下「受給率」という。）は13.3%となっています。

サービス類型別に受給率及び認定者数に占める割合を見ると、居住系サービス（26ページ参照）は徐々に上昇しているのに対し、施設サービス（26ページ参照）及び在宅サービス（26ページ参照）は受給者数全体の傾向と同様の傾向が見られます。また、認定者数に占める割合は75%弱で推移しており、認定者のうち約4人に1人が介護サービスを利用していない状況です。

【受給者数の推移】

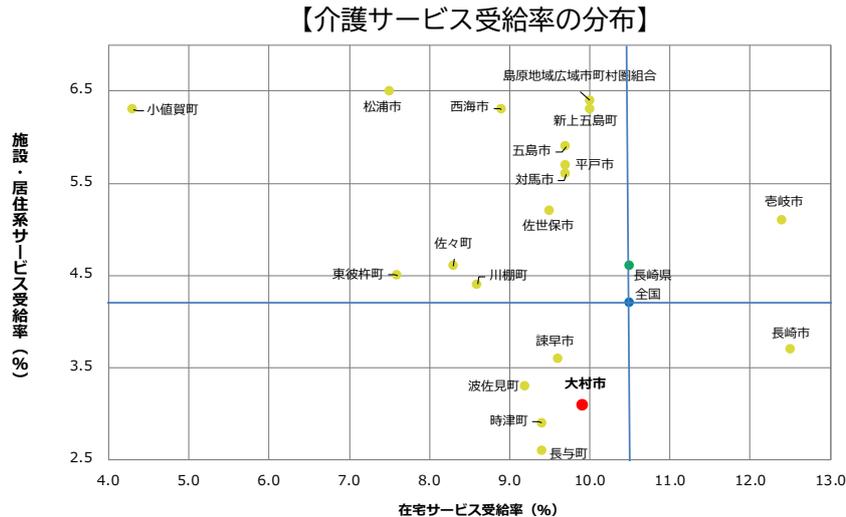


	2018年 (平成30年) 9月末	2019年 (令和元年) 9月末	2020年 (令和2年) 9月末	2021年 (令和3年) 9月末	2022年 (令和4年) 9月末
第1号被保険者数(10月末) (人)	23,362	23,857	24,282	24,704	25,008
認定者数 (人)	4,098	4,205	4,243	4,382	4,444
受給者数 (人)	3,003	3,092	3,108	3,193	3,314
施設サービス (人)	451	442	437	441	462
居住系サービス (人)	284	265	293	310	338
在宅サービス (人)	2,268	2,385	2,378	2,442	2,514
第1号被保険者に占める割合 (%)	12.9	13.0	12.8	12.9	13.3
施設サービス (%)	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8
居住系サービス (%)	1.2	1.1	1.2	1.3	1.4
在宅サービス (%)	9.7	10.0	9.8	9.9	10.1
認定者数に占める割合 (%)	73.3	73.5	73.3	72.9	74.6
施設サービス (%)	11.0	10.5	10.3	10.1	10.4
居住系サービス (%)	6.9	6.3	6.9	7.1	7.6
在宅サービス (%)	55.3	56.7	56.0	55.7	56.6

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(9月分)

(2) 受給率の比較

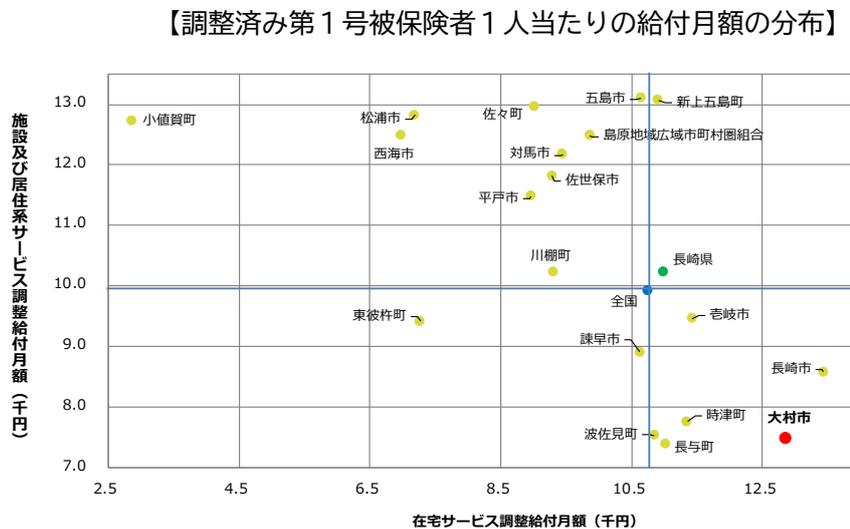
本市の受給率について、施設・居住系サービス（26 ページ参照）と在宅サービスとに分類して比較すると、施設・居住系サービス及び在宅サービスともに全国平均及び長崎県平均を下回っています。また、施設・居住系サービスは、県内の保険者の中で長与町及び時津町に次いで3番目に低くなっていますが、在宅サービスは上位に位置しています。



(時点) 令和5年(2023年)
 (出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

(3) 1人当たり給付月額

調整済み第1号被保険者1人当たりの給付月額（介護サービスの給付月額を第1号被保険者で除いた数をいう。）について、施設・居住系サービスと在宅サービスとに分類して比較すると施設・居住系サービスは全国平均及び長崎県平均を大きく下回っていますが、在宅サービスでは全国平均及び長崎県平均を上回っています。また、施設・居住系サービスでは、県内の保険者の中で長与町、波佐見町に次いで3番目に低くなっていますが、在宅サービスでは長崎市に次いで2番目に高くなっています。



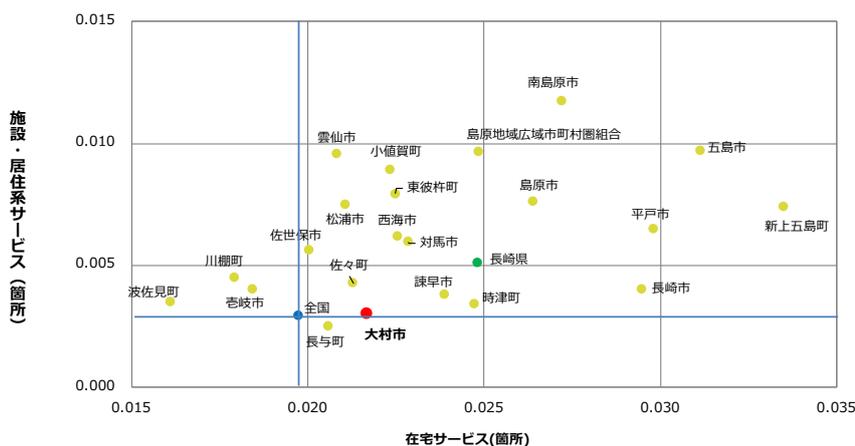
令和3年(2021年)
 「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

4 介護サービスの供給体制

(1) 1人当たり事業所数

介護サービスの1人当たり事業所数（各サービス類型別の介護サービス事業所数を認定者数で除した数をいう。）を比較すると、施設・居住系サービスは、全国平均とほぼ同じで長崎県平均を下回っています。在宅サービスは、全国平均より上回っていますが、長崎県平均を下回っており、県内の保険者の中でも低くなっています。

【認定者1人当たり事業所数の分布】



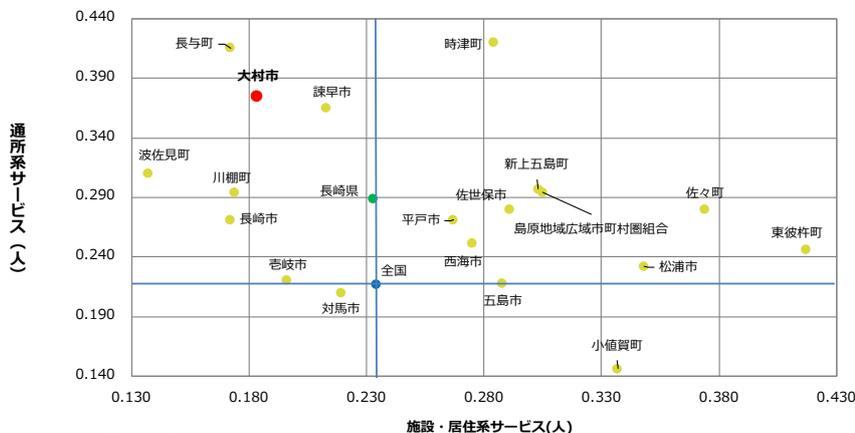
(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(2) 介護サービスの1人当たり定員

介護サービスの1人当たり定員（各介護サービスの定員を認定者数で除した数をいう。）を見ると施設・居住系サービスは、全国平均及び長崎県平均を下回っており、県内の保険者の中でも低くなっています。通所系サービス（26 ページ参照）の1人当たり定員は、全国平均及び長崎県平均を上回っており、県内の保険者の中でも高くなっています。

【認定者1人当たり定員の分布】



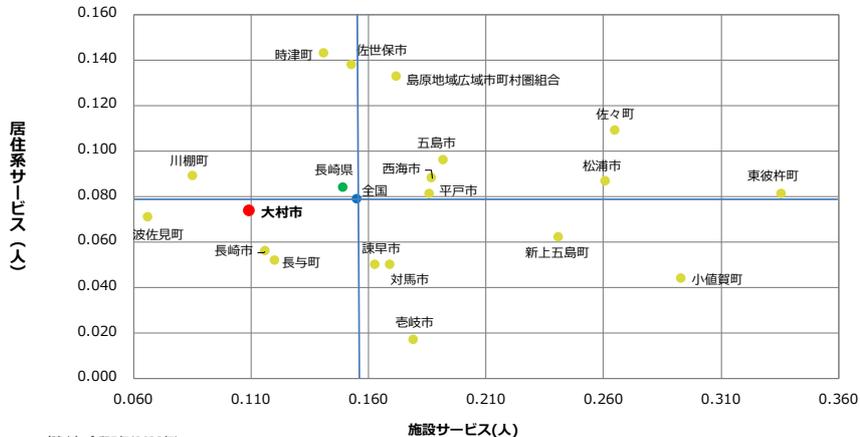
(時点) 令和5年(2023年)

(縦軸の出典) 介護サービス情報公表システムおよび厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（年報未公表時のみ月報）

(横軸の出典) 介護サービス情報公表システムおよび厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（年報未公表時のみ月報）

施設・居住系サービスを施設サービスと居住系サービスとに分類した場合、どちらも全国平均及び長崎県平均を下回っており、特に施設サービスは県内の保険者の中で低くなっています。

【認定者1人当たり定員の分布】



(時点) 令和5年(2023年)
 (縦軸の出典) 介護サービス情報公表システムおよび厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(年報未公表時のみ月報)
 (横軸の出典) 介護サービス情報公表システムおよび厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(年報未公表時のみ月報)

注1)「施設・居住系サービス」とは、次のサービスです。

介護老人福祉施設、地域密着型老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

注2)「在宅サービス」とは、次のサービスです。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与・購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

注3)「通所系サービス」とは、次のサービスです。

通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(宿泊+通い)、看護小規模多機能型居宅介護(宿泊+通い)、地域密着型通所介護

注4)「施設サービス」とは、次のサービスです。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

注5)「居住系サービス」とは、次のサービスです。

特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

5 介護サービスの給付実績

第8期計画の期間のうち、令和3年度及び令和4年度の介護サービスの給付実績は次のとおりです。

■ 利用者数

(単位：人/月)

サービス区分		上段:計画 下段:実績	令和 3年度	計画比	令和 4年度	計画比
在宅	訪問介護	計画 実績	543 530	97.6%	561 543	96.8%
	訪問入浴介護	計画 実績	10 9	90.0%	10 10	100.0%
	訪問看護	計画 実績	218 219	100.5%	225 220	97.8%
	訪問リハビリテーション	計画 実績	109 91	83.5%	113 93	82.3%
	居宅療養管理指導	計画 実績	348 379	108.9%	361 373	103.3%
	通所介護	計画 実績	872 912	104.6%	898 937	104.3%
	通所リハビリテーション	計画 実績	412 357	86.7%	424 372	87.7%
	短期入所生活介護	計画 実績	135 114	84.4%	137 99	72.3%
	短期入所療養介護(老健)	計画 実績	15 3	20.0%	16 5	31.3%
	福祉用具貸与	計画 実績	1,266 1,262	99.7%	1,308 1,340	102.4%
	特定福祉用具購入費	計画 実績	31 22	71.0%	31 23	74.2%
	住宅改修費	計画 実績	22 13	59.1%	22 13	59.1%
	特定施設入居者生活介護	計画 実績	57 51	89.5%	62 58	93.5%
	地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画 実績	78 57	73.1%	79 59
夜間対応型訪問介護		計画 実績	13 7	53.8%	14 1	7.1%
認知症対応型通所介護		計画 実績	84 88	104.8%	88 87	98.9%
小規模多機能型居宅介護		計画 実績	154 130	84.4%	158 135	85.4%
認知症対応型共同生活介護		計画 実績	244 250	102.5%	246 261	106.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護		計画 実績	0 0	—	0 0	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		計画 実績	56 55	98.2%	56 50	89.3%
看護小規模多機能型居宅介護		計画 実績	18 14	77.8%	18 10	55.6%
地域密着型通所介護		計画 実績	343 280	81.6%	352 267	75.9%
施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	計画 実績	205 188	91.7%	205 208	101.5%
	介護老人保健施設	計画 実績	208 182	87.5%	208 192	92.3%
	介護医療院	計画 実績	1 2	200.0%	1 3	300.0%
	介護療養型医療施設	計画 実績	10 9	90.0%	10 0	0.0%
居宅介護支援		計画 実績	1,811 1,828	100.9%	1,867 1,863	99.8%
合計		計画 実績	7,263 7,052	97.1%	7,470 7,222	96.7%

■ 給付費

(単位：千円)

サービス区分		上段：計画 下段：実績	令和 3年度	計画比	令和 4年度	計画比
在宅	訪問介護	計画	486,888	100.0%	505,091	98.5%
		実績	487,093		497,709	
	訪問入浴介護	計画	5,875	108.2%	5,878	103.0%
		実績	6,360		6,055	
	訪問看護	計画	100,645	106.5%	103,963	104.8%
		実績	107,159		108,934	
	訪問リハビリテーション	計画	42,045	93.8%	43,474	95.1%
		実績	39,441		41,328	
	居宅療養管理指導	計画	38,812	111.1%	40,317	114.2%
		実績	43,125		46,053	
	通所介護	計画	1,084,868	104.0%	1,118,548	97.2%
		実績	1,128,322		1,087,256	
	通所リハビリテーション	計画	336,852	95.0%	346,737	94.2%
		実績	319,979		326,670	
短期入所生活介護	計画	138,396	89.7%	140,298	80.0%	
	実績	124,209		112,284		
短期入所療養介護(老健)	計画	14,196	29.2%	15,489	37.8%	
	実績	4,148		5,859		
福祉用具貸与	計画	180,544	102.4%	186,894	106.2%	
	実績	184,837		198,392		
特定福祉用具購入費	計画	11,655	75.3%	11,655	84.5%	
	実績	8,776		9,848		
住宅改修費	計画	19,929	55.5%	19,929	57.4%	
	実績	11,062		11,439		
特定施設入居者生活介護	計画	139,639	88.5%	152,287	89.6%	
	実績	123,621		136,481		
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画	164,181	65.8%	166,488	62.9%
		実績	108,067		104,725	
	夜間対応型訪問介護	計画	4,902	84.6%	5,244	32.2%
		実績	4,146		1,691	
	認知症対応型通所介護	計画	207,430	104.7%	216,832	95.5%
		実績	217,228		206,979	
	小規模多機能型居宅介護	計画	360,819	86.4%	370,147	87.4%
		実績	311,825		323,537	
	認知症対応型共同生活介護	計画	760,869	101.4%	767,774	104.9%
実績		771,764	805,583			
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画	0	—	0	—	
	実績	0		0		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画	174,640	106.1%	174,736	96.2%	
	実績	185,358		168,097		
看護小規模多機能型居宅介護	計画	34,412	87.7%	34,431	68.3%	
	実績	30,189		23,509		
地域密着型通所介護	計画	364,181	93.6%	374,270	84.7%	
	実績	340,875		316,973		
施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	計画	632,524	92.8%	632,875	101.6%
		実績	586,798		643,139	
	介護老人保健施設	計画	708,676	89.2%	709,069	95.6%
		実績	631,979		677,701	
介護医療院	計画	5,095	180.4%	5,098	268.7%	
	実績	9,191		13,698		
介護療養型医療施設	計画	26,282	82.5%	26,296	4.0%	
	実績	21,690		1,047		
居宅介護支援		計画	310,711	103.9%	320,773	102.5%
		実績	322,947		328,652	
合計		計画	6,355,066	96.5%	6,494,593	95.5%
		実績	6,130,188		6,203,640	

第5章 日常生活圏域

1 日常生活圏域について

本市においては、市内全域を対象とした大圏域をはじめとして、介護サービスの計画的な基盤整備を進めるために平成18年度に3つの中圏域を、地域のコミュニティ等の社会的条件を踏まえて地域包括ケアシステムを効率的に推進するために平成24年度に6つの小圏域を設定し、地域の特性を生かしたサービス提供体制の整備を進めてきました。

■ **大圏域**：市内全域

市の保健福祉施策全体を均等に展開する圏域

■ **中圏域**：南部圏域・・・**玖島中学校区**、**大村中学校区**

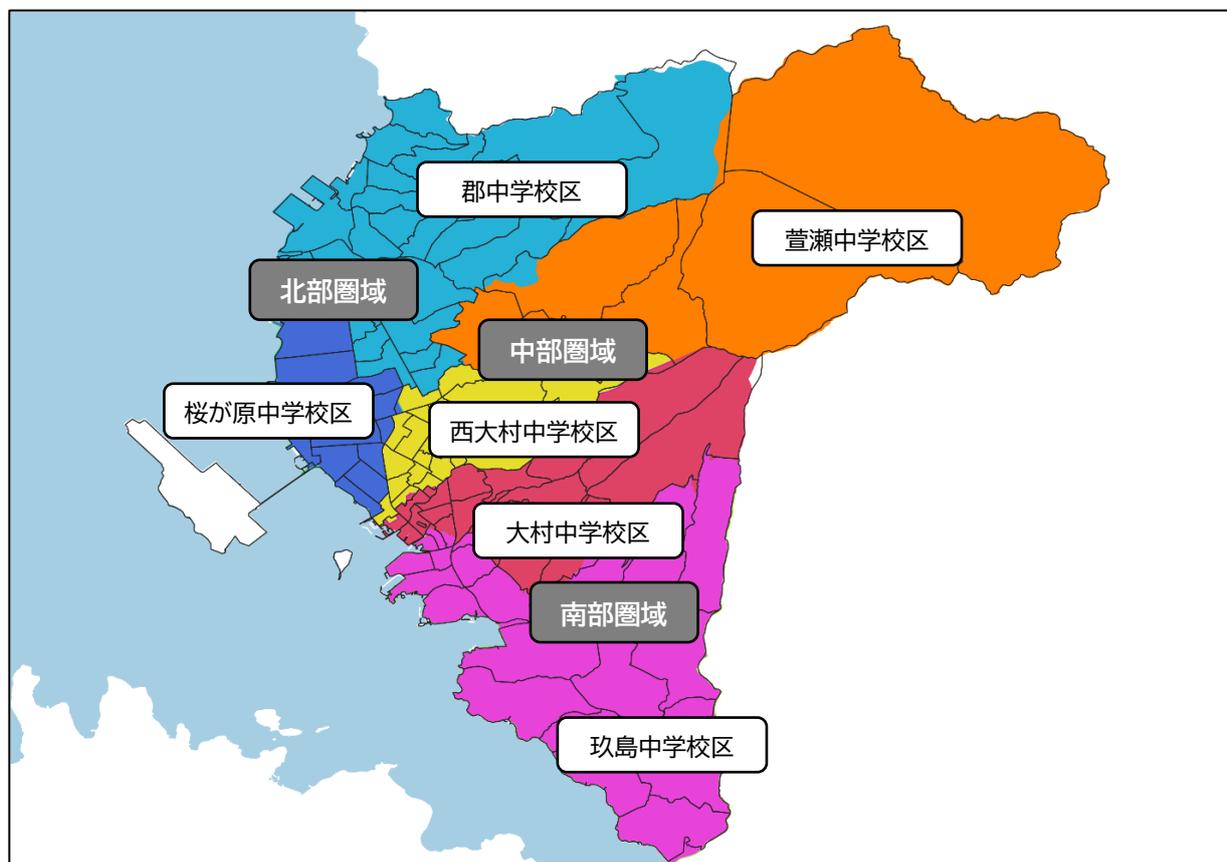
中部圏域・・・**西大村中学校区**、**萱瀬中学校区**

北部圏域・・・**桜が原中学校区**、**郡中学校区**

需要と供給を勘案し、介護サービスの計画的な基盤整備等を進める圏域

■ **小圏域**：中学校区

地域コミュニティを核とした地域包括ケアシステムの推進を図る圏域



2 中圏域及び小圏域の現状

(1) 中圏域（介護サービスの圏域）

中圏域における高齢化率をみると、全圏域において上昇しており、北部圏域に比べて、中部圏域及び南部圏域の高齢化率が高くなっています。

また、認定率については、南部圏域及び北部圏域で下降していますが、中部圏域においては上昇傾向にあります。

■ 中圏域の現状

中圏域		I 南部圏域	II 中部圏域	III 北部圏域	
		玖島中学校区 大村中学校区	西大村中学校区 萱瀬中学校区	桜が原中学校区 郡中学校区	
人口（人）	令和2年	34,947	20,901	40,779	
	令和5年	35,328	20,840	41,952	
世帯数（世帯）	令和2年	15,976	10,199	17,472	
	令和5年	16,569	10,345	18,589	
高齢者	高齢化率（%）	令和2年	27.3%	28.6%	21.1%
		令和5年	28.2%	29.4%	21.8%
	前期高齢者（人）	令和2年	4,938	2,954	4,560
		令和5年	4,935	2,913	4,714
	後期高齢者（人）	令和2年	4,608	3,027	4,033
		令和5年	5,039	3,204	4,413
認定者	自立（人）	令和2年	7,601	4,776	6,907
		令和5年	8,154	4,954	7,555
	要支援（人）	令和2年	548	350	469
		令和5年	572	354	452
	要介護（人）	令和2年	1,397	855	1,217
		令和5年	1,248	809	1,120
	認定率（%）	令和2年	18.4%	17.2%	17.3%
		令和5年	18.2%	19.0%	17.2%

出典：住民基本台帳（各年4月1日）

■ 中圏域別の介護サービスの整備状況（令和5年10月1日現在）

中圏域	I 南部圏域 玖島中学校区 大村中学校区	II 中部圏域 西大村中学校区 菅瀬中学校区	III 北部圏域 桜が原中学校区 郡中学校区	市全体	
【合計】	44 (86)	39 (69)	63 (86)	146 (241)	
在宅サービス	訪問介護	8	9	10	27
	訪問入浴介護	0	0	0	0
	訪問看護	4 (15)	3 (11)	6 (16)	13 (42)
	訪問リハビリテーション	0 (12)	2 (10)	0 (13)	2 (35)
	居宅療養管理指導	0 (54)	0 (45)	0 (52)	0 (151)
	通所介護	8	5	14	27
	通所リハビリテーション	0 (5)	0 (3)	0 (5)	0 (13)
	短期入所生活介護	3	2	3	8
	短期入所療養介護	2	1	1	4
	介護予防支援・居宅介護支援	11	8	12	31
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1	1	2
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	2	2	4	8
	小規模多機能型居宅介護	2	2	4	8
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	4	4	8	16
居住系サービス	【合計】	5	8	11	24
	特定施設入居者生活介護	0	1	2	3
	認知症対応型共同生活介護	5	7	9	21
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
施設サービス	【合計】	3	2	2	7
	介護老人福祉施設	2	1	0	3
	介護老人保健施設	1	1	0	2
	介護療養型医療施設	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	2	2	

※ 現在休止している事業所数を含む。（）内はみなし指定事業所数（みなし指定事業所とは、病院等が行う居宅サービス（訪問看護、居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいう。）。

(2) 小圏域（地域包括ケアシステム推進の圏域）

中学校区ごとに設定した小圏域の現状については、第4圏域（萱瀬中学校区）の高齢化率が最も高くなっており、認定率も最も高くなっています。また、第2圏域（大村中学校区）及び第5圏域（桜が原中学校区）の認定率は、他の圏域と比較して低く、市全体の水準を下回っています。

■ 小圏域別の状況

小圏域			第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域	第6圏域	市全体
			玖島中学校区	大村中学校区	西大村中学校区	萱瀬中学校区	桜が原中学校区	郡中学校区	
人口（人）	令和2年		15,989	18,958	19,032	1,869	21,255	19,524	96,627
	令和5年		16,075	19,253	19,056	1,784	21,520	20,432	98,120
世帯数（世帯）	令和2年		7,469	8,507	9,366	833	9,383	8,089	43,647
	令和5年		7,692	8,877	9,509	836	9,880	8,709	45,503
高齢者	高齢化率（%）	令和2年	29.8	25.2	28.0	35.2	18.2	24.2	25.0
		令和5年	30.8	26.1	28.6	37.4	19.6	24.0	25.7
	前期高齢者（人）	令和2年	2,449	2,489	2,618	336	2,150	2,410	12,452
		令和5年	2,408	2,527	2,581	332	2,286	2,428	12,562
	後期高齢者（人）	令和2年	2,317	2,291	2,705	322	1,711	2,322	11,668
		令和5年	2,548	2,491	2,869	335	1,938	2,475	12,656
認定者	自立（人）	令和2年	3,843	3,758	4,255	521	3,169	3,738	19,284
		令和5年	4,028	4,126	4,423	531	3,548	4,007	20,663
	要支援（人）	令和2年	301	244	281	40	187	247	1,300
		令和5年	317	255	318	36	204	248	1,378
	要介護（人）	令和2年	556	656	621	88	426	626	2,973
		令和5年	611	637	709	100	472	648	3,177
	認定率（%）	令和2年	18.0%	18.8%	16.9%	19.5%	15.9%	18.4%	17.7%
		令和5年	18.7%	17.8%	18.8%	20.4%	16.0%	18.3%	18.1%

出典：住民基本台帳（各年4月1日）

第6章 調査結果からみた現状

1 調査の概要

第9期計画の策定に当たり、本市における高齢者を取り巻く課題等を抽出し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、下記5つの調査を実施しました。

調査対象	調査方法	調査期間	有効回答数(率)
日常生活圏域ニーズ調査			
・65歳以上の要介護認定を受けていない市民： 2,000人 [無作為抽出]	郵送による配布・回収	令和5年1月	1,369人 (68.5%)
在宅介護実態調査			
・要介護認定を受けて在宅で生活をしている市民： 1,500人	郵送による配布・回収	令和4年12月	836人 (55.7%)
在宅生活改善調査			
・居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・上記に所属するケアマネジャー	電子メールへの添付配布・回収	令和5年2月	27事業所 (75.0%) 利用者票19票 (利用者74人分)
居所変更実態調査			
・施設・居住系サービス事業所（住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む）	電子メールへの添付配布・回収	令和5年2月	51事業所 (87.9%)
介護人材実態調査			
・施設・居住系サービス事業所、通所系・短期入所系サービス事業所、訪問系サービス事業所 ・訪問系サービス事業所等に所属する訪問系職員	電子メールへの添付配布・回収	令和5年2月	施設系・通所系 94事業所 (72.3%) 職員票 984人分 訪問系 24事業所 (70.6%) 訪問系職員票 158人分 市独自調査 157事業所 (81.8%)

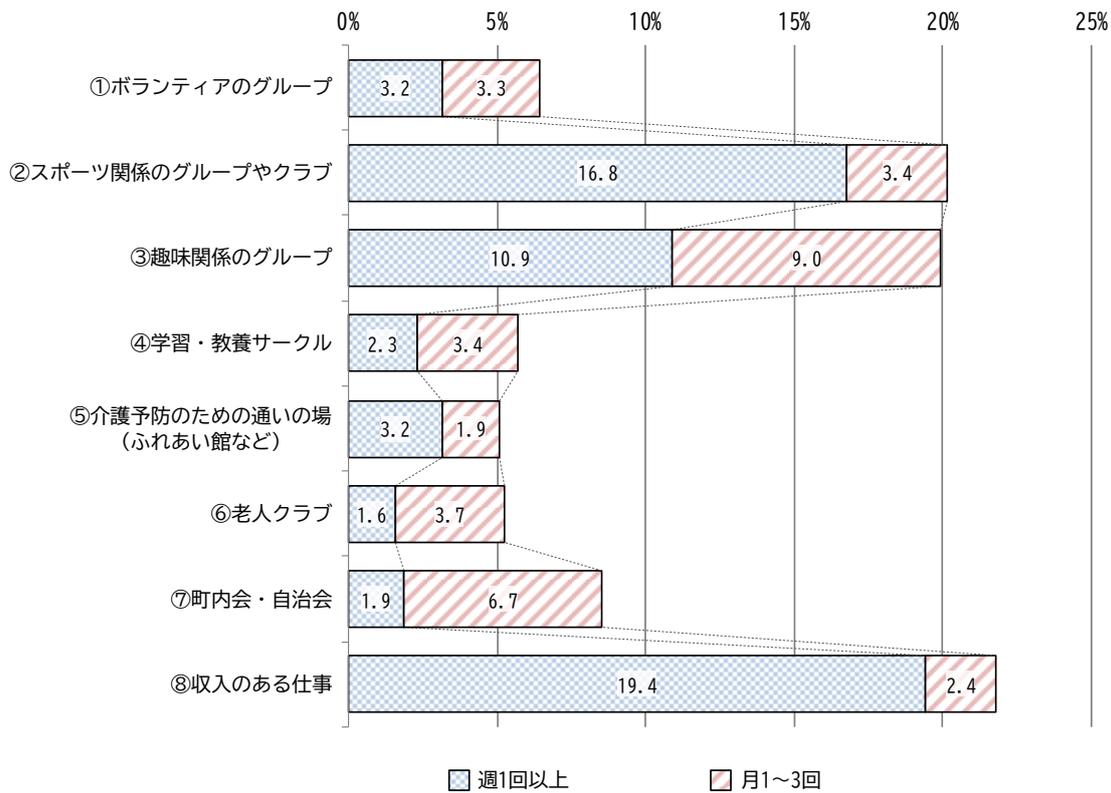
2 主な調査結果

(1) 日常生活圏域ニーズ調査

■ 地域活動や趣味活動に月1回以上参加している人の割合

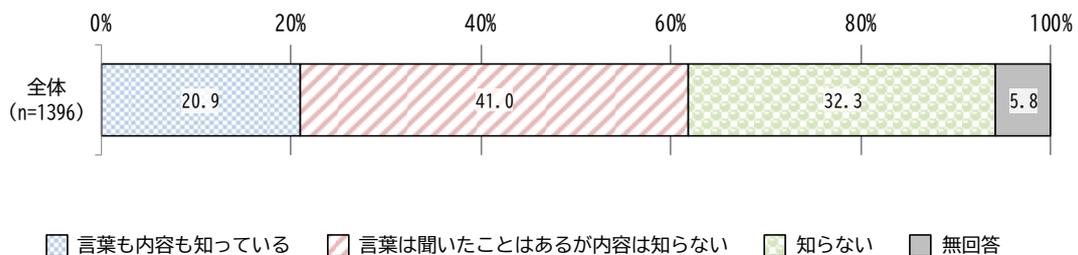
地域活動や趣味活動に月1回以上参加している人の割合について、参加率が最も高いのは「収入のある仕事」21.8%、次いで「スポーツ関係のグループやクラブ」20.2%、「趣味関係のグループ」19.9%となっています。

参加率が最も低いのは「介護予防のための通いの場（ふれあい館など）」5.1%となっています。



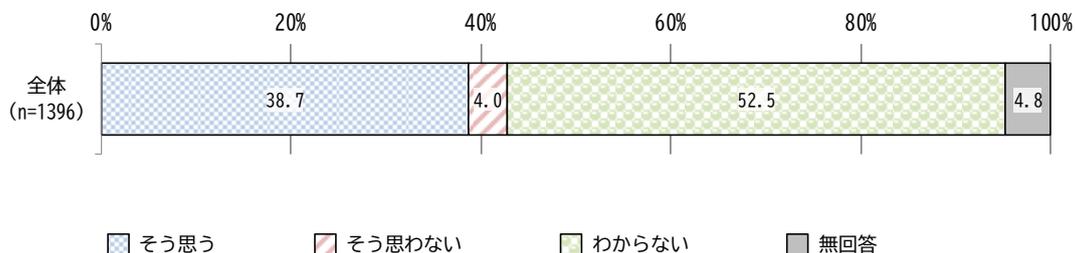
■ 地域包括ケアシステムの認知状況

地域包括ケアシステムの認知度については、「言葉も内容も知っている」が20.9%、「言葉は聞いたことはあるが内容は知らない」が41.0%、「知らない」が32.3%となっています。



■ 大村市は人生の最期を安心して迎えられるまちか

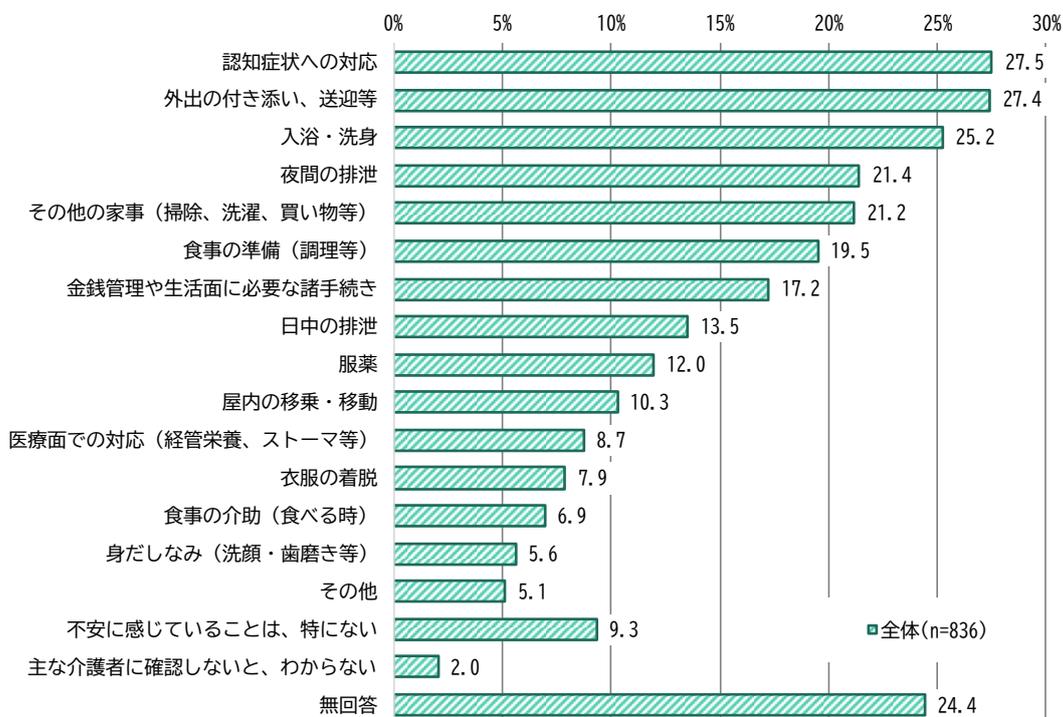
大村市は人生の最期を安心して迎えられるまちだと思うか尋ねたところ、「そう思う」が38.7%、「そう思わない」が4.0%、「わからない」が52.5%となっています。



(2) 在宅介護実態調査

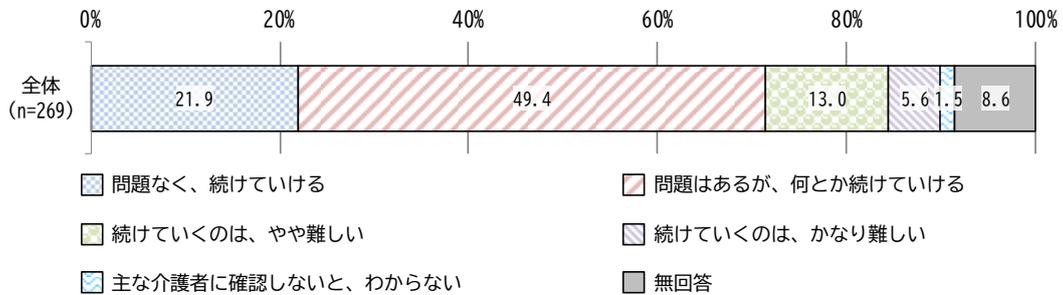
■ 主な介護者が不安を感じる介護

介護者が不安を感じる介護等については、「認知症状への対応」が27.5%と最も高く、次いで、「外出の付き添い、送迎等」(27.4%)、「入浴・洗身」(25.2%)、「夜間の排泄」(21.4%)となっています。



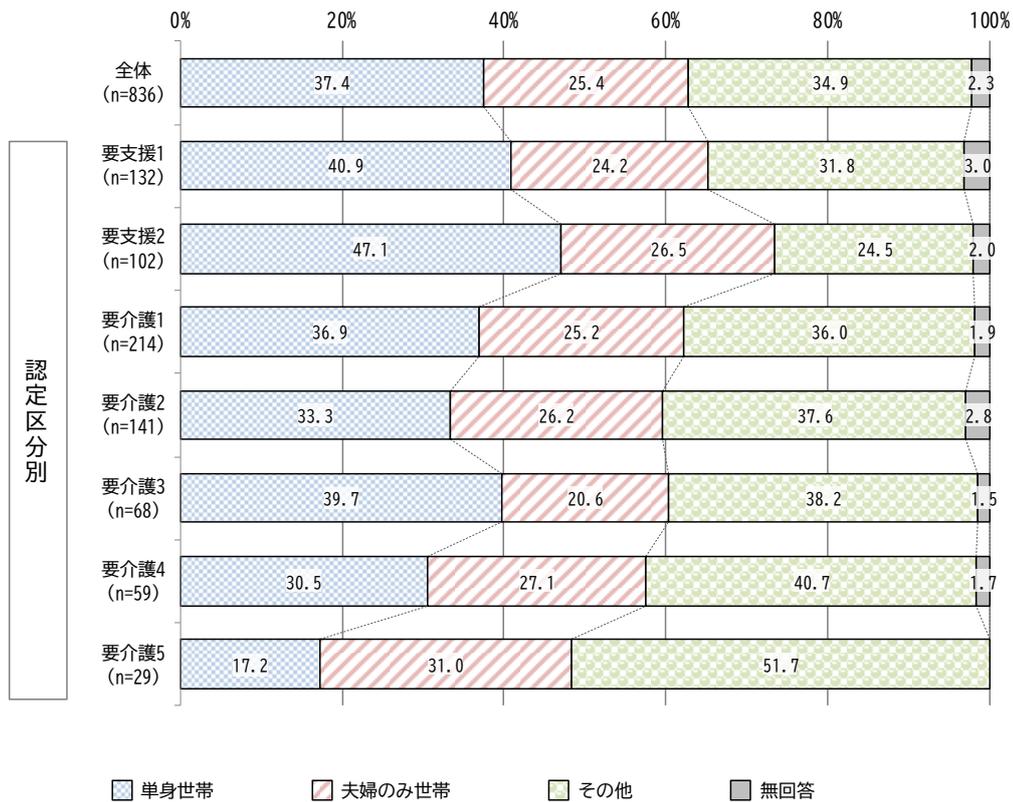
■ 就労している主な介護者の就労継続の見込み

働きながらの介護の継続については、「問題はあるが、何とか続けていける」が49.4%と最も高く、次いで、「問題なく、続けていける」21.9%、「続けていくのは、やや難しい」13.0%となっています。



■ 要介護度別の世帯類型の割合

要介護度別の世帯類型の割合は、以下のとおりです。



(3) 在宅生活改善調査

■ 自宅等での生活の維持が難しくなっている人が在宅生活を維持するために必要なサービス

現在のサービスでは生活の維持が難しくなっている人について、変更することで生活が改善できるサービスは、「より適切な住まい・施設等」(43人)が最も高く、次いで「より快適な住宅サービスor住まい・施設等」(17人)となっています。

サービスの待機者別にみると、「特養待機者」(9人：12.7%)、「その他施設等の待機者」(34人：47.9%)、「在宅サービス待機者」(24人：33.8%)となっています。

■ 在宅サービス待機者の生活の改善に必要なサービス

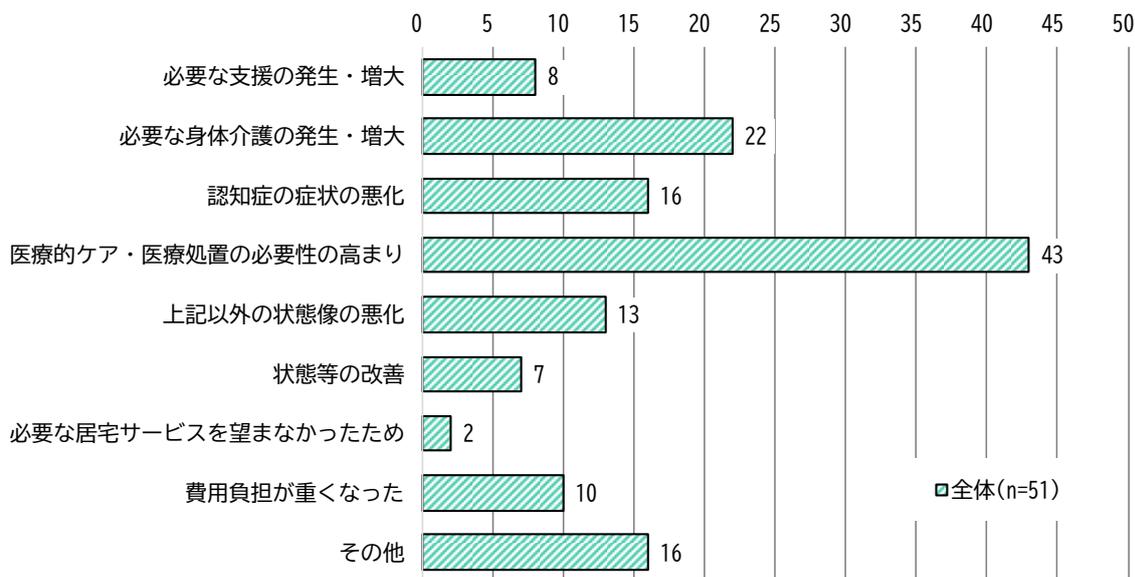
変更することで生活が改善できるサービスがあると回答した利用者について、より適切と思われるサービスを具体的にたずねたところ、その他施設等の待機者では、「グループホーム」(67.6%)の割合が最も高く、次いで「住宅型有料」(26.5%)、「サービス付き高齢者向け住宅」及び「特別養護老人ホーム」(ともに17.6%)となっています。

在宅サービス待機者では、「ショートステイ」(50.0%)の割合が最も高く、次いで「グループホーム」及び「通所介護、通所リハ、認知症対応型通所」(共に33.3%)、「特別養護老人ホーム」(29.2%)となっています。

(4) 居所変更実態調査

■ 居所を変更した理由

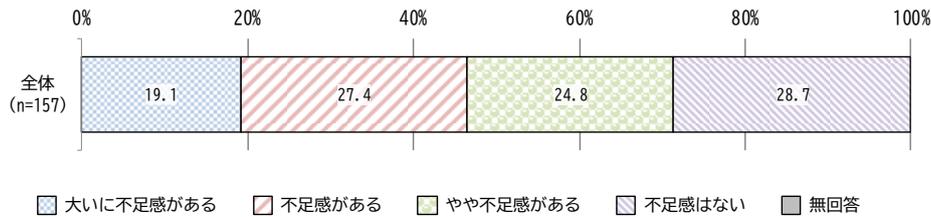
自施設等の入所・入居者が退去する理由について複数回答で上位3項目まで選んでもらったところ、「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」(43事業所)で高く、次いで「必要な身体介護の発生・増大」(22事業所)、「認知症の症状の悪化」(16事業所)となっています。



(5) 介護人材実態調査

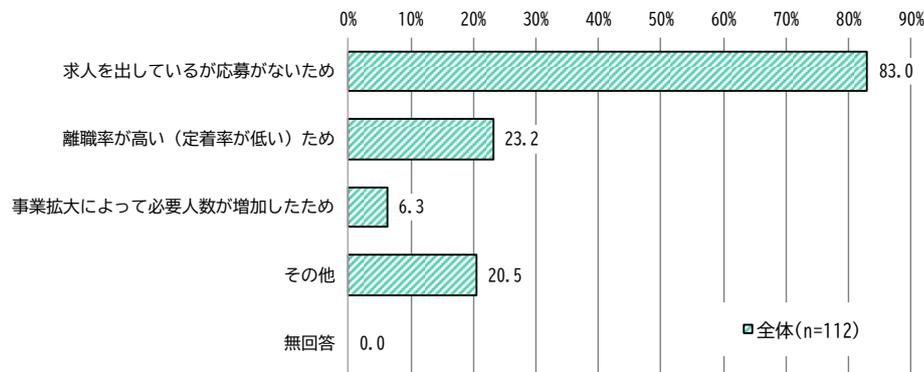
■ 介護職員の過不足の状況

介護職員の過不足の状況では、「大いに不足感がある+不足感がある+やや不足感がある」の割合は 71.3%となっており、約7割の事業所で職員の不足感がある状況です。前回調査では、職員の不足感は 62.4%であったことから、事業所における職員の不足感は高まっていると考えられます。



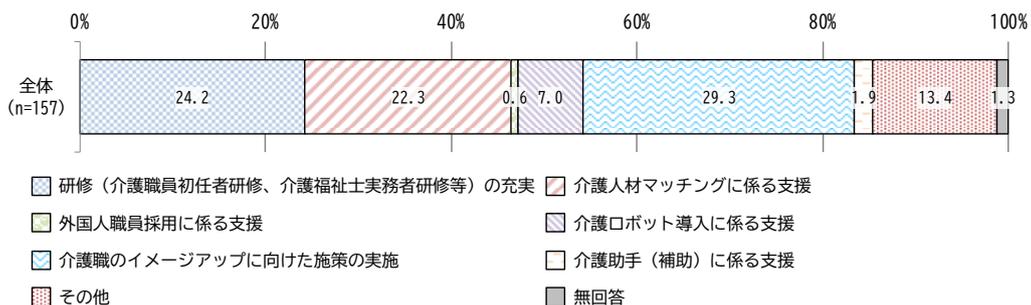
■ 介護職員が不足している理由

不足している理由については、「求人を出しているが応募がないため」(83.0%)の割合が最も高く、次いで「離職率が高い(定着率が低い)ため」(23.2%)、「事業拡大によって必要人数が増加したため」(6.3%)となっています。



■ 介護人材確保対策として行政に最も要望する事業

介護人材確保対策として、行政に最も要望する事業については、「介護職のイメージアップに向けた施策の実施」(29.3%)の割合が最も高く、次いで「研修(介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等)の充実」(24.2%)、「介護人材マッチングに係る支援」(22.3%)となっています。



第7章 第9期計画の基本理念と体系

1 基本理念

少子高齢化が進行する中、高齢者の価値観や考え方、生活スタイルもますます多様化しています。高齢期を迎えても、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、地域ぐるみで互いに助け、支え合い、安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

また、介護、医療等の支援を必要とする高齢者も年々増加することが予想され、そのような高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域共生社会の実現を見据えながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく必要があります。

このような状況を踏まえ、第9期計画においては第8期計画の基本理念を引き継ぐこととし、「住みなれた地域で みんなが支える まちづくり」を基本理念とします。

【基本理念】

住みなれた地域で みんなが支える まちづくり



2 計画の体系

第9期計画の推進に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる5つの基本目標を設定し、目標の達成に向けた施策の推進に努めます。

特に、「基本目標3 認知症施策の推進」においては、第8期計画時の2つの施策を4つの施策に再編します。

■ 第9期計画 基本目標 施策体系

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進
施策1 自立支援、重度化防止の推進 施策2 生きがいづくりと社会参加の促進
基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進
施策1 地域包括支援センターの機能強化 施策2 医療・介護連携の推進 施策3 見守り、支え合う体制の推進 施策4 地域共生社会の実現
基本目標3 認知症施策の推進
施策1 認知症に関する理解促進 施策2 相談支援体制の充実 施策3 医療・介護関係者及び介護者への支援 施策4 権利擁護の推進
基本目標4 介護サービスの基盤整備
施策1 地域密着型サービスの整備 施策2 介護人材確保対策の推進 施策3 介護事業所への災害・感染症対策支援の推進
基本目標5 介護保険事業の安定的な運営
施策1 介護給付の適正化 施策2 適切な介護保険料の設定と収納率の向上

3 日常生活圏域の設定

第9期計画の日常生活圏域の設定に当たっては、これまでに3つの中圏域及び6つの小圏域において積み重ねてきた取組を土台として更なる推進を図ることが重要であると考えます。

第9期計画においても、これまでの3つの中圏域及び6つの小圏域を引き続き日常生活圏域として設定することとし、各圏域ごとの実情に応じた取組を進めていきます。

4 成果指標

基本理念の実現に当たっては、市民、関係機関等がともに目指すまちの姿に向かって、取組を推進することが必要です。

第9期計画では、第8期計画に引き続き、計画期間に目指すまちの姿を分かりやすく示すため、基本目標ごとに成果指標を設定し、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）のPDCAサイクルによる検証を行い、有効かつ効率的な事業実施を推進し、その実現に向けた進捗状況を明らかにします。

なお、基本目標1及び基本目標5については、今後、数値の上昇が予想されるため、現状値を目標値としています。

■基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

指標名	現状値	目標値
	令和5年	令和8年
要介護3以上の認定者の割合	30.2%	30.2%

■基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進

指標名	現状値	目標値
	令和5年	令和8年
「大村市は人生の最期を安心して迎えられるまち」と思う人の割合	38.7%	40.0%

■基本目標3 認知症施策の推進

指標名	現状値	目標値
	令和5年	令和8年
認知症に関する相談窓口を知っている人の割合	27.1%	32.5%

■基本目標4 介護サービスの基盤整備

指標名	現状値	目標値
	令和5年	令和8年
地域密着型居宅系及び在宅サービス等の整備状況	31施設	36施設

※地域密着型居宅系及び在宅サービス等…定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型認知症対応型共同生活介護の各施設

■基本目標5 介護保険事業の安定的な運営

指標名	現状値	目標値
	令和5年	令和8年
第1号被保険者1人当たりの給付月額	22千円	22千円

第8章 高齢者施策の今後の方向性

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

介護保険制度では、国民が自らフレイル、要支援状態又は要介護状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態等となってもリハビリテーションやその他の適切な保健・医療・福祉サービスを利用することにより、その人が持っている能力の維持向上に努めることが求められています。

健康づくりを支援するために、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、健康課題に対して、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を図ります。

※ フレイルとは、加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、要介護状態になる危険性が高くなった状態並びに適切な介入及び支援により生活機能の維持向上が可能な状態のことをいいます。

施策1 自立支援、重度化防止の推進

高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、健康おおむら21計画に基づき、生活習慣病の発症及び重症化の予防並びに要介護度の重度化防止を図るための取組を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

① 特定健診・後期高齢者健診・がん検診受診率の向上

ラジオによるPR、受診勧奨はがきの送付、通いの場における健康講座でのPRのほか、SNSによる集団健診の予約受付といった新たな手段を活用し、健診の重要性の周知及び受診率向上に向けた取組を推進します。

また、特定健診及びがん検診の未受診者のうち、定期的な医療受診者が多数であったことから、今後は通院中の方に向けた受診勧奨の効果的な方策を検討します。

② 地域及び個人への健康づくり支援体制の促進

生活習慣病の重症化予防と介護予防として、低栄養並びに口腔機能、認知機能及び運動機能の低下の防止の取組を連携して実施するなど、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の更なる充実に努めます。また、口腔、栄養及び運動に関する健康課題の把握及び解決に向けて、各種相談の実施、専門職の個別訪問及び介護予防教室等事業との連携を今後も推進します。

さらに、データを活用した地域づくりや健康課題の把握をするため、庁内関係各課との連携促進に努めます。

③ 地域リハビリテーションの充実

県央地域リハビリテーション広域支援センター等と連携して、介護予防を推進し、日常生活における高齢者の自立支援を図ります。

地域ふれあい館利用者の体力測定を通して身体機能評価を行うとともに、通いの場の利用における身体機能等の向上について、介護予防事業としての評価を行います。

また、地域密着型リハビリテーション支援機関の体制構築について検討します。

施策2 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢期の生活の質を高めるためには、社会とのかかわりを持ちながら、生きがいのある生活を維持することが必要です。一人一人が生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことは「地域共生社会の実現」にもつながります。介護予防のための通いの場の充実や生涯現役として活動できる社会の実現に向けて、高齢者を取り巻く環境へのアプローチを図ります。

① 通いの場の整備促進及び充実

住民主体の通いの場は、高齢者の健康の維持増進、社会参加の促進など、多くの介護予防の効果が期待できることから、多くの高齢者が通いの場を利用することができるよう、その立ち上げ支援及び継続支援を行うほか、リーダーや活動の支援者となる人材の育成を行います。

また、第1層生活支援コーディネーターと6つの小圏域ごとに配置している第2層生活支援コーディネーターを中心に、通いの場の更なる充実に努めます。

【住民主体の通いの場のイメージ】



参考：厚生労働省「通いの場の推進」資料

② 高齢者の社会参加の推進

高齢者単身世帯等が増える中、高齢者の孤立や孤独を防ぐためにも、社会参加活動など「人と人が関わり合う機会」が必要とされています。さらに、社会参加活動は、心の豊かさや生きがいを得られ、自身の健康にもつながるといわれます。本市では、新たにデジタルの力も活用して、市民同士のつながり及び支え合いを推進していきます。

老人クラブの活動による地域社会との交流は、加入者の健康増進や社会参加にとどまらず、日頃の見守りや災害時における助け合いにもつながるため、活動内容の周知方法の工夫や補助金の交付を行い、老人クラブの活動や加入率向上に向けた支援を継続して行います。

シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、現役時代の豊富な知識と経験を生かし、家事援助から子育て支援まで、活動の場を広げながら地域社会の活性化に貢献しています。今後は、市民を対象とした講習会の開催による会員確保、メディアを活用したPRの展開、会員による積極的な入会促進などを実施するとともに、現会員のスキルアップや社会のニーズとの合致を目指して、研修会の実施や企業との連携体制の確保を推進します。

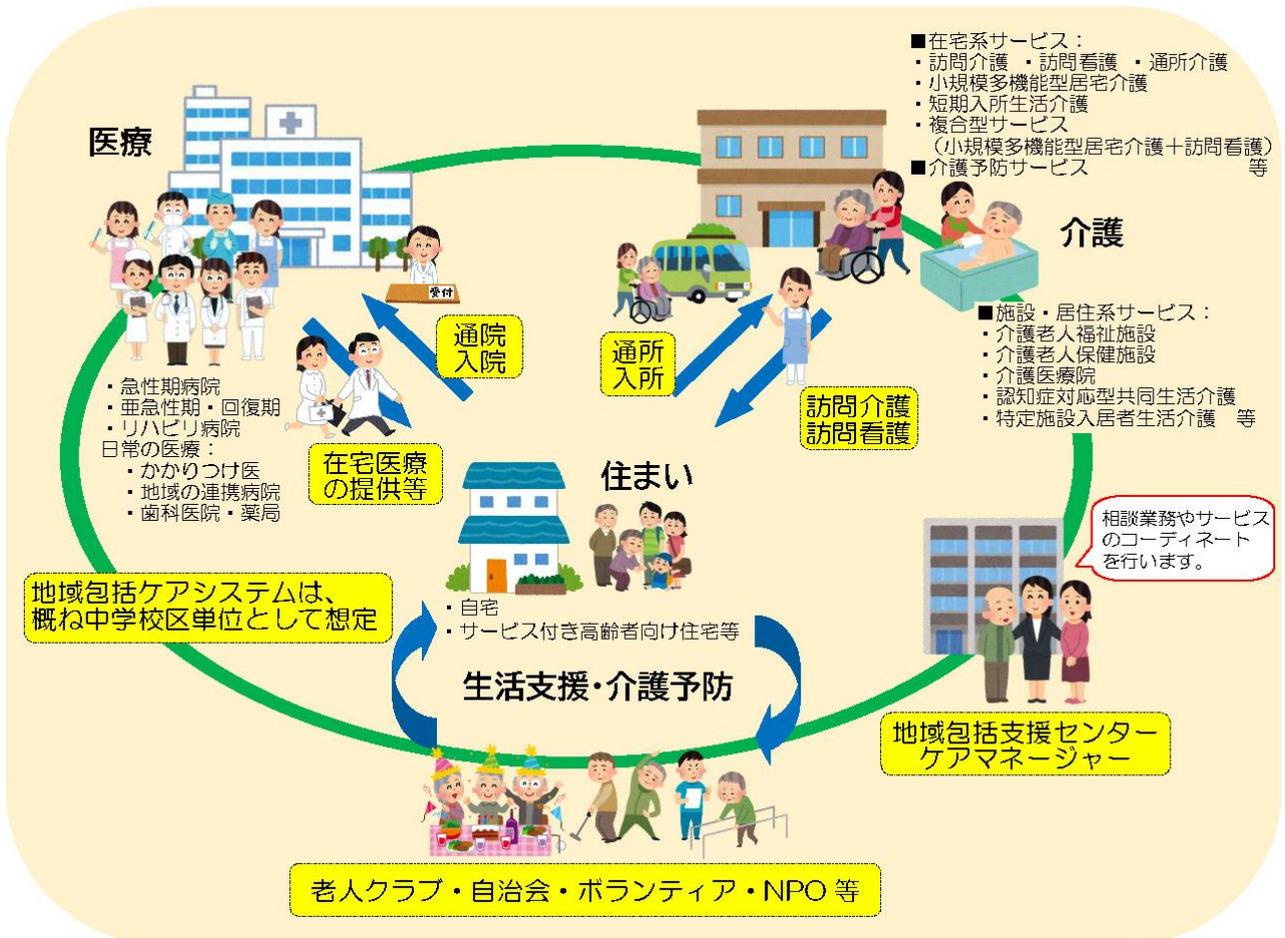
また、高齢者の外出支援について、関係部署と協議しながら進めていきます。

基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて過ごすことができるように、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進に努めることが不可欠です。

本市では、平成26年5月に「大村市地域包括ケアシステム推進会議」を設置し、本市の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の推進を図っています。

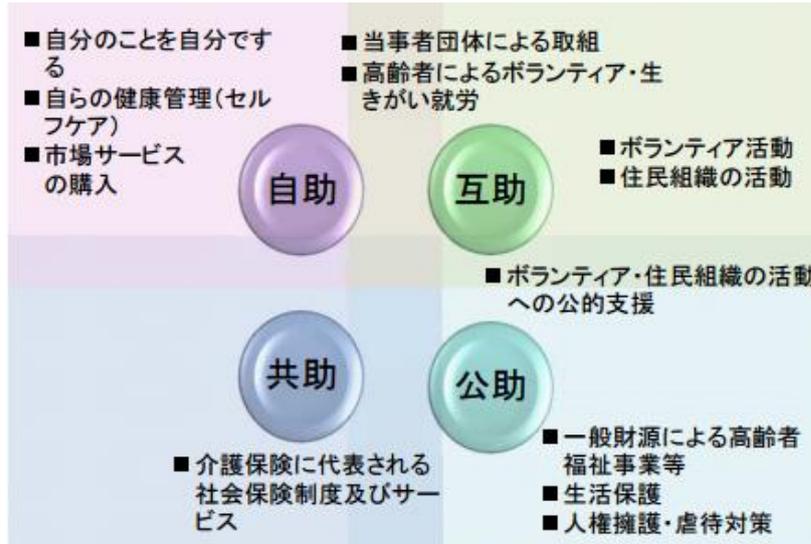
【地域包括ケアシステムのイメージ】



参考：厚生労働省「地域包括ケアシステムの姿」

今後は、これまで推進してきた地域包括ケアシステムを更に充実させていくとともに、今後の高齢化の進展に向け、高齢者が「支えられる側」としての立場だけでなく、「支える側」として社会参加を行う必要があります。自助・互助・共助・公助の役割を踏まえながら、行政や関係事業者のほか、生活支援コーディネーターや協議体を中心として高齢者の社会参加を推進し、世代を超えて市民がともに支え合う地域づくりを推進します。

【自助・互助・共助・公助の役割】



出典：厚生労働省 地域包括ケア研究会報告書

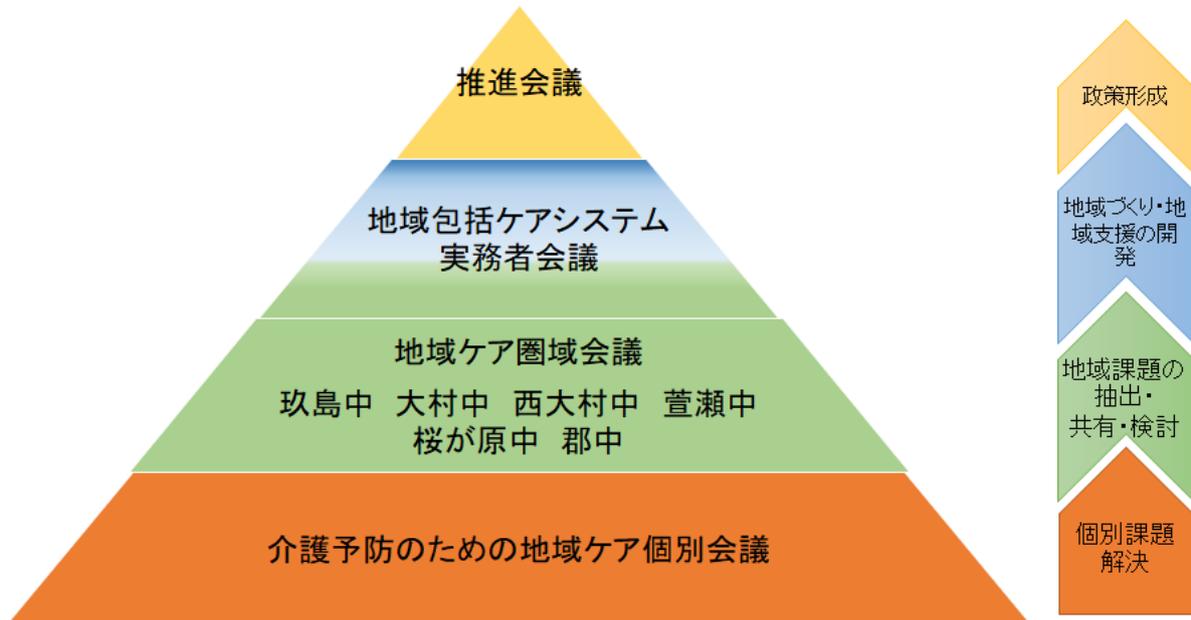
また、地域包括ケアシステムは、5つの構成要素である「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」及び「保健・福祉」という専門的なサービスと、その前提としての「すまい」と「介護予防・生活支援」が相互に関係し、連携しながら地域を支えていくものです。

これは、「本人の選択」の上に成り立っており、その選択に対し、本人及び家族がどのように心構えを持つのが重要です。特に、人生の最終段階において、本人の意思を確認しながら、その意思決定に沿ったケア体制を構築する必要があります。



出典：厚生労働省 地域包括ケア研究会報告書

【地域包括ケアシステム推進に関する会議体系】



【大村市地域包括ケアシステム推進会議の構成団体等】

大村市医師会
大村東彼歯科医師会
大村東彼薬剤師会
大村市介護支援専門員連絡協議会
その他市長が必要と認めるもの
大村市

【大村市地域包括ケアシステム実務者会議の構成団体等】

大村市医師会	特別養護老人ホームを運営する者
大村東彼歯科医師会	大村市社会福祉協議会
大村東彼薬剤師会	大村市シルバー人材センター
大村市介護支援専門員連絡協議会	大村市町内会長会連合会
大村市訪問介護事業者連絡協議会	大村市民生委員・児童委員協議会連合会
大村東彼訪問看護ステーション連絡協議会	大村市老人クラブ連合会
大村市通所介護事業者連絡協議会	長崎県県央保健所
大村市通所リハビリテーション事業所連絡協議会	長崎県栄養士会大村支部
大村市看護・小規模多機能型居宅介護連絡協議会	市立大村市民病院
大村市認知症グループホーム連絡協議会	長崎医療センター
長崎県歯科衛生士会大村東彼支部	その他市長が必要と認めるもの
長崎県老人保健施設協会	大村市

施策1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者の医療、介護及び健康に関する総合相談対応や要支援の認定を受けた人のケアプラン作成を行うほか、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、関係機関と連携しながら各種事業を展開しています。国が地域包括支援センターに必ず配置するよう定めている主任ケアマネジャー、社会福祉士及び保健師のほか、本市においては介護予防の取組を強化するために管理栄養士、理学療法士、作業療法士その他の専門職を配置しています。

高齢者等から様々な相談を受けた際には、既存の相談窓口、関係機関等と効果的に連携し、地域における相談支援の機能を強化していきます。

今後も地域包括支援センターについては、県が行う事業評価に基づき、適正な運営に努めます。

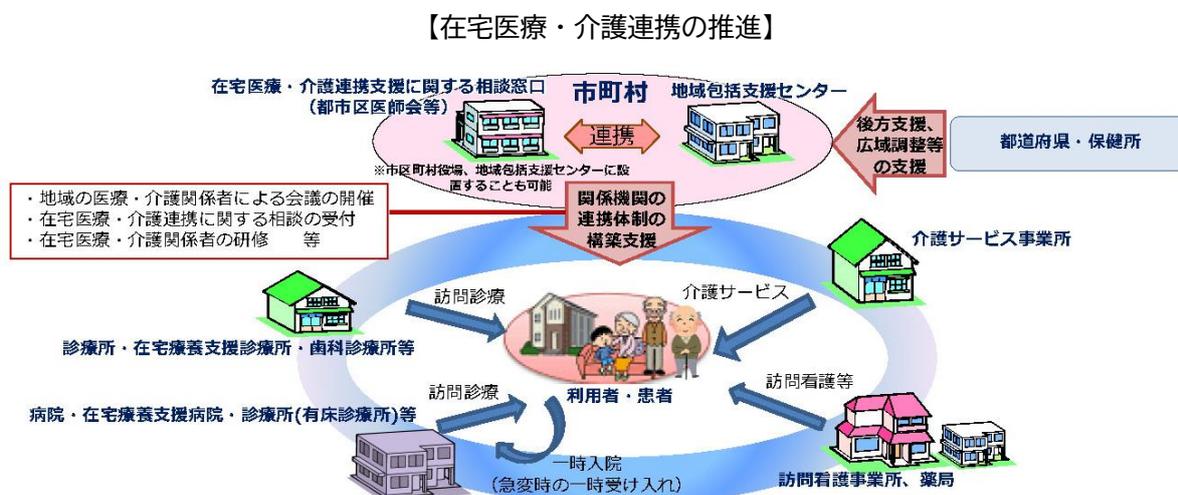
① 地域包括支援センター業務の評価・検証

大村市地域包括支援センター運営協議会の実施（年3回）及び長崎県地域包括ケアシステム評価指標を活用した課題抽出及び評価のための実態把握を行うなど、PDCA サイクルによる評価を実施して地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を行うとともに、体制の更なる強化を推進します。

施策2 医療・介護連携の推進

今後、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者が住み慣れた地域において、可能な限り継続して日常生活を営むことができるよう、地域の医療機関、介護サービス事業所等との連携による医療・介護連携体制の推進が求められています。

本市においては、在宅医療・介護連携を推進するため、平成28年4月から大村市医師会在宅医療サポートセンター（以下「在宅医療サポートセンター」という。）に介護保険法による地域支援事業の柱の一つである在宅医療・介護連携推進事業を業務委託し、円滑な入退院支援や多職種連携に努め、安心して在宅生活が送れるよう支援しています。



出典：厚生労働省「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver. 3」

① 医療・介護関係者の連携強化

日常の在宅における医療及び介護に関する相談は、医療機関、介護サービス事業所、地域包括支援センター等に寄せられ、適切な制度及び社会資源に関する情報提供が行われます。市民からの在宅における医療及び介護に関する困りごとに対し、円滑に医療・介護関係者が連携して対応できるよう、多職種連携のための研修等を推進します。

また、「入退院支援ルールの手引き」等を活用して、医療機関とケアマネジャーの更なる連携を図るとともに、大村市ケアセミナーとも協力しながら医療・介護関係者の連携強化を推進します。

② 急変時の対応の整備

急変時の対応においては、関係機関が円滑に連携することが重要です。在宅療養後方支援病院である市立大村市民病院を始めとする医療機関、介護サービス事業所、消防署（救急）等との連携を図ります。

また、状態の不安定な高齢者が安心して在宅での療養生活を送ることができるよう、緊急時の対応を支援する在宅医療サポートセンターの「24 時間コールセンター」、「救急医療情報キット（Q救ちゃん）」等の普及啓発を行うとともに、急変時でも安心して医療につながるよう、かかりつけ医を持つことの周知及び啓発と関係機関の連携強化を推進します。

③ アドバンス・ケア・プランニング（ACP：人生会議）の普及啓発

アドバンス・ケア・プランニング（ACP：人生会議）（以下「ACP」という。）とは、人生の最終段階に備え、高齢者が大切にしていることやどのような医療やケアを望んでいるか自分で考え、家族等と話し合うことです。多くの高齢者にACPについて考える機会を持っていただけるよう、ケアマネジャー及び医療機関が連携して、「ACPの手びき」を活用する体制づくりを推進します。

また、「これまでの人生を振り返り、これからをどう生きるか」を記入する「大村市版人生ノート」の普及啓発に努めます。

施策3 見守り、支え合う体制の推進

今後の高齢化の進展に伴い、高齢者単身世帯等の増加が見込まれ、地域の見守りは更に重要となります。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、行政、地域、事業所、各種団体等といった様々な立場の関係者が連携して、高齢者への様々な見守り活動を推進します。

また、平時より災害や大規模な感染症の発生に備え、事前準備や対策を周到に行うとともに、関係者間による情報共有及び連携体制の確保に努めます。

① 地域における見守り体制の推進

2011年度（平成23年度）に大村市高齢者等見守りネットワーク協議会を設置し、住民組織、関係団体、民間団体及び行政（警察及び消防を含む。）による重層的な見守り体制の強化を図っています。特殊詐欺、虐待等についての情報交換や見守りに関する情報共有、各団体の役割について理解を深めるなど、今後も引き続き地域の見守り体制の強化に努めます。

高齢者の運転免許返納に関する相談等については、長崎県警（運転免許試験場）及び地域包括支援センターが連携して対応します。

また、高齢者虐待の防止、早期発見及び適切な支援が行えるよう、関係機関との連携に努めます。

② 生活支援体制の推進

第1層生活支援コーディネーターと6つの小圏域ごとに配置している第2層生活支援コーディネーターを中心に、有償ボランティアなどの生活支援、介護予防活動の充実強化を図り、各地域の特性を活かした支え合いの仕組みづくりを推進します。

③ 地域における防災体制の推進

地域の防災体制づくりとして、自主防災組織の結成の呼びかけ、自主防災訓練実施の補助、避難行動要支援者名簿の作成、防災行政無線の運用及び防災ラジオの無償貸与を行います。

更なる避難行動の実効性を確保するため、「避難行動要支援者名簿」の情報共有に同意を得た方については、民生委員、ケアマネジャーなど福祉専門職によるサポートにより「個別避難計画」の作成をお願いすることとしています。

施策4 地域共生社会の実現

地域福祉の支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な生活課題について、高齢者福祉部門、障がい者福祉部門などがそれぞれ課題解決を図っていますが、各制度が対象としない生活課題や複合的な課題を抱える家庭への対応など、既存の支援の仕組みに限界が生じています。

このため、「高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が一人一人の暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会」を目指した『地域共生社会』の実現に向けた取組を進めます。

「地域共生社会」の実現に向けては、制度又は分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じる様々な課題の解決に向けた取組に「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていくための地域づくり及びサービス提供の体制づくりが必要です。



出典：地域共生社会ポータルサイト

① 分野を超えた相談窓口の連携強化

複合化し、複雑化したニーズや困りごとに対しては、単一の相談窓口の対応では困難なケースがあることから、対象者の状況に応じて、地域包括支援センターや庁内関係各課、社会福祉協議会等の関係機関が連携して対応することができる体制の構築に努めます。

② 介護・障がい共生型サービスの充実

平成30年度から、共生型サービスが介護保険と障害福祉の両方の制度に位置付けられ、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスが受けられるようになりました。高齢者と障がい者が切れ目のないサービスが受けられるよう、共生型サービス事業所の普及促進を図ります。

現在、大村市では共生型サービスとして2事業所を指定しています。

基本目標3 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴い、今後更に認知症高齢者等の増加が見込まれる中、令和5年6月16日に共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）が公布され、認知症の予防を推進するとともに、認知症高齢者等が尊厳を保ちつつ社会の一員として尊重される地域共生社会の実現が求められています。認知症になっても、できることを活かし、その人らしく過ごせるよう、周囲の理解と協力が必要です。

また、家族など身近な人が認知症を理解し、受け入れるまでには時間を要する傾向があります。

認知症高齢者等だけでなく、その家族など、介護をしている人に対しても支援が適切に行われることが重要です。

施策1 認知症に関する理解促進

認知症に関する正しい知識と理解の下、認知症高齢者等ができることに目を向け、できない部分を補う支援が大切であることを市民に対して発信していくことが重要です。

① 認知症予防の普及

軽度認知障害（MCI）は、適切な予防により進行を遅らせたり、健常な状態に戻る可能性があることから、早期発見が何よりも重要です。そのため、かかりつけ医又は認知症専門医への早期受診を推進します。

また、運動不足の改善、糖尿病、高血圧症などの生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消、役割の保持などが、認知症の発症や進行を遅らせると言われていています。今後も健康づくりや介護予防活動、社会参加活動の場などを活用した認知症予防に関する正しい知識の普及と理解の促進を図ります。

② 認知症あんしん相談ガイドブック（認知症ケアパス）の作成・活用

認知症の予防や認知症の進行に応じた相談先や利用できる医療及び介護のサービス、地域活動等についてまとめた「大村市認知症あんしん相談ガイドブック」の普及と活用促進を図ります。

③ 認知症サポーターの養成

一般市民に加え、認知症高齢者等と地域で関わる機会が多い小売業、金融機関、公共機関及び将来を担う子ども・学生を対象に認知症サポーター養成講座を実施します。

市民一人一人が認知症への理解を深め、「認知症は身近な病気であること」を認識し、市民全体で認知症高齢者等やその家族を地域で見守り、支える認知症サポーターの活動促進を図ります。また、認知症サポーター養成講座のステップアップ講座等を開催し、地域において認知症高齢者等を支援する体制（チームオレンジ）（53ページ参照）の整備を推進します。

施策2 相談支援体制の充実

これまで、認知症の相談窓口は、地域包括支援センターや医療機関が中心でしたが、地域包括支援センターが市に1か所であること、認知症専門医療機関への受診に抵抗があることなどから、気軽に相談できる「認知症ほっとライン事業所」や悩みを語り合える「認知症カフェ」を広く周知する必要があります。

また、相談内容に応じた適切な支援につなげるため、それぞれの相談窓口が連携し、更なる体制の充実を図ります。

① 認知症総合相談センター・認知症初期集中支援チームの運営

地域包括支援センター内に設置している「認知症総合相談センター」を市民へ周知し、認知症（若年性認知症を含む。）の早期発見と重症化予防、日常生活の困りごとに応じた適切な支援を行います。

特に緊急性が高く対応が困難な場合は、認知症専門医及び医療・介護関係者で構成する「認知症初期集中支援チーム」で連携しながら迅速に対応し、適正な医療又は介護につなぐとともに、家族の支援を行います。

② 認知症相談窓口の拡充

「認知症支援リーダー」が所属する医療機関、事業所等のうち、身近な地域の相談窓口として登録している「認知症ほっとライン事業所」の普及啓発を強化し、早期に認知症の相談につながる体制づくりを図ります。

③ 認知症カフェの運営支援

認知症高齢者等や家族の居場所づくりとして、大村地区わらべ会（認知症の人と家族の会）を中心に運営する交流の場「サロン・おおむら桜」の活動を支援します。国の施策として位置付けられている「認知症カフェ」の役割を担っており、情報交換、家族の不安や悩みへのサポート、認知症に関する情報発信等を行います。今後も認知症高齢者等やその家族が気軽に参加できる活動の場の支援に努めます。

今後の安定した活動継続に向けて、人材の確保が課題となっていることから、支援者の確保に向けた周知及び啓発を推進します。

- ※ 認知症支援リーダーとは、認知症高齢者等への支援体制を強化するための本市独自の取組であり、大村市医師会との共催により養成された医療・介護関係者のことをいいます。
- ※ 認知症ほっとライン事業所とは、認知症支援リーダーが所属し、市民が認知症に関して気軽に相談できる薬局、歯科医院、介護事業所等をいいます。

施策3 医療・介護関係者及び介護者への支援

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者等が更に増加すると予測される中、医療・介護関係者が認知症高齢者等についての知識、支援技術等を習得し、認知症高齢者等及びその介護者に対応する力を養う必要があります。また、認知症高齢者等ができるだけ長く、住み慣れた地域で生活できるよう、本人及び介護者を地域住民が支援する仕組みづくりなど今後にも備える必要があります。

① 医療・介護関係者の認知症対応力向上の取組

「認知症施策の中心を担う人材育成」を目的として、医療・介護関係者を対象に、認知症の早期発見、適切な対応、支援等について学ぶ認知症支援リーダー研修会及びブラッシュアップ研修会を実施してきました。また、更なるレベルアップを目的とした研修を実施するなど、認知症対応力の向上に取り組んでいます。今後も引き続き開催し、認知症支援において重要な役割を担う人材の育成及び資質の向上に努めます。

② チームオレンジの取組

国は、地域で暮らす認知症高齢者等及び家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」の取組を推進しています。長崎県においても、「オレンジ・チューター」を配置し、市町の「チームオレンジ」の整備を強化しています。

本市においても、認知症になってもできるだけ長く住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、これまで養成してきた認知症サポーター、ボランティア等をチーム員とした「チームオレンジ」を整備し、認知症高齢者等もチームの一員として活躍できるような地域共生社会の実現を目指します。

③ 徘徊高齢者等SOSネットワーク

認知症があっても、安全安心に外出し、地域とつながりを持ちながら穏やかに生活するためには、近隣住民等の見守りが必要です。本市では「大村市徘徊高齢者等SOSネットワーク」を活用し、行方不明時は速やかに警察と連携し捜索に協力するとともに、市民や協力団体に防災ラジオ等で情報発信し、住民の協力を得ながら早期発見に努めています。今後も引き続き、早期発見できるよう、地域のネットワークの構築及び関係団体との連携を図ります。

施策4 権利擁護の推進

認知症や障がいがあるために判断能力に欠ける場合に、その人の人権を守り、ご本人の意思を尊重した支援が必要です。成年後見制度等を活用し、安心できる生活を支援するためにも、成年後見制度等について市民へ啓発することが重要です。また、虐待、特殊詐欺などから認知症高齢者等を含む高齢者を守るができるよう啓発及び見守りを推進していきます。

① 成年後見制度等の普及啓発

成年後見制度等の利用促進のための中核機関である「大村市成年後見支援センター」を中心に成年後見制度等に関する相談対応及び市民への制度の理解促進を図ります。また、市民後見人候補者研修等を実施して、成年後見制度等を支える人材を確保するとともに、市民後見人が活躍できる環境づくりを推進します。

② 虐待防止対策の推進

2006年（平成18年）に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）が施行され、国が作成した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」を基にして虐待の対応を行います。

地域包括支援センターでは、虐待の相談や通報を受け、速やかに事実確認を行うとともにその後の対応をチームで行っていることから、職員の研修に加え、大村市高齢者等見守りネットワーク協議会等で虐待に関する情報提供をするなど、市民の見守りの意識向上を推進します。

また、早期発見及び報告を推進し、虐待の深刻化を防ぎます。必要に応じて、社会的なサービスの効果的な活用や専門職からの認知症高齢者等への対応についての助言を行うなど、養護者の負担軽減に努めます。

基本目標4 介護サービスの基盤整備

今後も増加が見込まれる認定者を地域で支えていくためには、2025年（令和7年）、2040年（令和22年）及びさらにその先を見据え、将来の介護サービスの見込量や市民ニーズを踏まえた介護サービスの基盤整備が重要となります。

介護サービスの基盤整備に当たっては、市全域においてバランスのとれた計画的な基盤整備を促進するとともに、介護人材の確保及び資質の向上のための積極的な取組を推進する必要があります。

また、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などを開設するに当たり、開設事業者は県に届け出ることとなっていますが、これらについても多様な介護ニーズの受け皿となっていることから、県と連携して情報の把握に努め、市民に対し情報提供を行います。

そのほか、65歳以上であって、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームに市の措置によって入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加できるようにするために必要な支援を行います。

また、身体機能の低下などにより、自立した日常生活を営むことに不安があると認められ、かつ家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者に対し、無料又は低額な料金での入所、食事の提供、入浴などの準備その他の日常生活上必要な便宜を提供する施設である軽費老人ホームが市内に2施設あります。

■ 介護サービス以外の高齢者向けの住まいの状況

サービス種別		南部	中部	北部	合計
有料老人ホーム	事業所数	6	4	8	18
	定員数	357	78	208	643
サービス付き高齢者向け住宅	事業所数	1	1	7	9
	定員数	59	21	92	172
養護老人ホーム	事業所数	0	1	0	1
	定員数	0	50	0	50
軽費老人ホーム	事業所数	1	1	0	2
	定員数	50	50	0	100

※ 北部圏域の1施設（定員36人）及び養護老人ホーム（定員50人）については、混合型の特定施設として県の指定を受けているため、介護サービスである特定施設入居者生活介護事業所にも分類されています。

施策1 地域密着型サービスの整備

地域密着型サービスは、認知症高齢者等や高齢者単身世帯等の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態等となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供を完結するものです。

本市では、計画的な介護サービスの基盤整備を進めるため、南部、中部及び北部の3つの中圏域を基盤整備の単位と位置付け、第8期計画から引き続き圏域ごとの需給状況等を考慮し、均衡のとれたサービス提供体制の構築を推進します。

■地域密着型サービスの整備状況

サービス種別		南部	中部	北部	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	0	1	1	2
	定員数	—	—	—	—
夜間対応型訪問介護	事業所数	0	0	0	0
	定員数	—	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0
	通い定員	0	0	0	0
	宿泊定員	0	0	0	0
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	事業所数	2	2	4	8
	定員数	47	54	107	208
	通い定員	27	33	63	123
	宿泊定員	15	13	30	58
地域密着型通所介護	事業所数	4	4	8	16
	定員数	54	57	124	235
(介護予防)認知症対応型通所介護	事業所数	2	2	4	8
	定員数	72	22	33	127
地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所数	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	事業所数	5	7	9	21
	定員数	72	99	117	288
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業所数	0	0	2	2
	定員数	0	0	58	58

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【サービス概要】

要介護高齢者等（介護を必要とする高齢者及び40歳から64歳までの被保険者（以下「第2号被保険者という。）をいう。以下同じ。）の在宅生活を支えるため、日中及び夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期的な巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

【現状・課題】

第8期計画の期間中は南部のみ未整備でした。未整備圏域にも日中及び夜間を通じ、24時間365日に渡って在宅における日常生活全般の生活支援を必要とする人の増加が見込まれるため、そのような人に対するサービス提供体制を構築する必要があります。

【整備量の考え方】

整備の計画はありませんが、地域包括ケアシステムの構築に必要な不可欠なサービスであることから、希望があれば、随時、指定を行うこととしますが、圏域ごとに均衡のとれたサービス提供が行われるように調整を図ります。

■ 整備計画値（事業所数）

圏域	現状（令和5年度）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
南部	0	0	0	0
中部	1	1	1	1
北部	1	1	1	1
市全域	2	2	2	2

② 夜間対応型訪問介護
<p>【サービス概要】 要介護高齢者等の在宅生活を支えるため、夜間に定期的な巡回訪問や随時の対応を行うサービスです。</p>
<p>【現状・課題】 第8期計画の期間中に既存事業所が廃止されたため、現在、市内には事業所はありません。 要介護高齢者等の多種多様なニーズに対応するため、夜間帯を通じた介護の提供と医療と介護を一体的に、かつ、毎日複数回のサービスを提供する体制が不可欠です。このため、まずは定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。）の普及を重点的に進める必要があります。</p>
<p>【整備量の考え方】 整備の計画はありませんが、夜間帯を通じた訪問介護の提供は、在宅生活の限界点を高めるサービスであることから、希望があれば、随時、指定を行うこととします。</p>

■ 整備計画値（事業所数）

圏域	現状（令和5年度）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
南部	0	0	0	0
中部	0	0	0	0
北部	0	0	0	0
市全域	0	0	0	0

③（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

【サービス概要】

（介護予防）小規模多機能型居宅介護とは、在宅の要介護高齢者等に対する「訪問介護」、「通い」及び「短期宿泊」の各サービスにより、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援等を提供するサービスです。

看護小規模多機能型居宅介護とは、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を提供するサービスです。

【現状・課題】

第8期計画の期間中に看護小規模多機能型居宅介護の公募を行いましたが無応募がなく、2事業所が廃止となったため、現在、市内には事業所はありません。（介護予防）小規模多機能型居宅介護は現在8事業所となっており、利用率は7割程度です。

要介護高齢者等に対し、必要な医療と介護の提供を在宅でも可能とする体制を構築する必要があります。そのため、必要な人が必要なだけサービスを利用し、在宅生活の限界点を高められるよう、両サービスの普及や利用者確保に向けた積極的な取組を推進する必要があります。

【整備量の考え方】

地域包括ケアシステムの構築に必要不可欠であり、在宅生活の限界点を高める重要なサービスであることから、希望があれば、随時、指定を行うこととします。また、圏域ごとに均衡のとれたサービス提供が行われるように、南部圏域又は中部圏域において、公募により整備を促進します。

なお、下表には公募での整備分を中部で新設したと仮定した数値を記載しています。

■ 整備計画値（事業所数）

圏域	現状（令和5年度）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
南部	2	2	2	2
中部	2	2	2	3
北部	4	5	5	5
市全域	8	9	9	10

④ 地域密着型通所介護
<p>【サービス概要】</p> <p>地域密着型通所介護とは、利用者ができるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練などを行う利用定員18人以下のデイサービスです。</p>
<p>【現状・課題】</p> <p>全圏域で整備済みであり、既存の地域密着型通所介護は、供給過多の状況です。</p> <p>居宅サービスの通所介護を含めたデイサービスの定員全体に対する利用率は、第7期計画から地域密着型通所介護の新設整備を抑制していますが、6割程度にとどまっており、既存のデイサービスの利用枠には余裕があります。</p> <p>日中及び夜間を通じ、日常生活全般の支援が必要となる人の増加等を踏まえると、日中に限らず、24時間365日に渡って要介護高齢者等の状態や希望に応じて、毎日複数回のサービスを適時適切に提供できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保する必要があります。</p>
<p>【整備量の考え方】</p> <p>他の在宅系サービスの整備状況、既存のデイサービスの利用状況を踏まえ、第9期計画の期間においても、引き続き全圏域において新設整備を抑制します。</p>

■ 整備計画値（事業所数・定員）

圏域	現状（令和5年度）		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
南部	4	54	4	54	4	54	4	54
中部	4	57	4	57	4	57	4	57
北部	8	124	8	124	8	124	8	124
市全域	16	235	16	235	16	235	16	235

⑤ (介護予防) 認知症対応型通所介護

【サービス概要】

認知症対応型通所介護とは、認知症高齢者等ができるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うデイサービスです。

【現状・課題】

全圏域で整備済みであり、定員全体に対する利用率は4割程度です。今後、認知症高齢者等の増加が見込まれ、認知症高齢者等に対するサービス提供体制の構築は必要であると考えますが、利用実態からみて、他の既存の通所介護、地域密着型通所介護等の在宅系サービスにおいて、利用希望者を受け入れられる十分な体制にあります。

日中及び夜間を通じ、日常生活全般の支援が必要となる人の増加等を踏まえると、日中に限らず、24時間365日に渡って要介護高齢者等の状態や希望に応じて、毎日複数回のサービスを適時適切に提供できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保する必要があります。

【整備量の考え方】

現状の利用実態、既存の状況等を踏まえ、整備の計画はありませんが、認知症高齢者のニーズ、利用率等を踏まえ、必要に応じて、随時、指定を行うこととします。

■ 整備計画値 (事業所数・定員)

圏域	現状 (令和5年度)		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
南部	2	72	2	72	2	72	2	72
中部	2	22	2	22	2	22	2	22
北部	4	33	4	33	4	33	4	33
市全域	8	127	8	127	8	127	8	127

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
<p>【サービス概要】</p> <p>地域密着型特定施設入居者生活介護は、要介護高齢者等である入居者に入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活相談・助言などの日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話をを行い、自立した日常生活を営めるようにする定員 29 人以下の介護付有料老人ホーム等です。</p>
<p>【現状・課題】</p> <p>第8期計画の期間中に県指定の特定施設入居者生活介護1事業所が新規指定されました。</p> <p>要介護高齢者等の今後の増加を踏まえると、高齢者の住まいを安定的に確保することが必要です。住まいについては、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の確保を促進していく必要がありますが、要介護度が中重度の要介護高齢者等の看取り等、多様なニーズに対応することができる体制の構築のため、介護付有料老人ホームの確保が必要です。</p>
<p>【整備量の考え方】</p> <p>第9期計画の期間中は本市の新規指定による必要定員数の増加は認めないこととしますが、必要があれば、県と協議して体制の構築を検討していきます。</p>

■ 整備計画値（事業所数・定員）

圏域	現状（令和5年度）		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
南部	0	0	0	0	0	0	0	0
中部	0(1)	0(50)	0(1)	0(50)	0(1)	0(50)	0(1)	0(50)
北部	0(2)	0(59)	0(2)	0(59)	0(2)	0(59)	0(2)	0(59)
市全域	0(3)	0(109)	0(3)	0(109)	0(3)	0(109)	0(3)	0(109)

※（ ）内は、市内の介護付有料老人ホーム（県指定）の施設数及び定員数

※ 北部圏域の1施設（定員36人）及び中部圏域の施設（定員50人）については、混合型特定施設として指定されているため、北部圏域の1施設は有料老人ホーム、中部圏域の施設は養護老人ホームにも分類されています。

⑦ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 「認知症グループホーム」
<p>【サービス概要】</p> <p>認知症の高齢者に対して、共同生活住居での家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスです。</p>
<p>【現状・課題】</p> <p>第8期計画の期間中に公募により2事業所を新規指定しましたが、定員全体に対する利用率は9割を超えており、令和5年度待機者数調査において約70名の待機者が発生している状況です。</p> <p>各種の調査結果でニーズが高い上、認知症高齢者等が今後増加する見込みであるため、特に要介護度が中重度の人に対応する基盤整備が必要です。</p>
<p>【整備量の考え方】</p> <p>第9期計画の期間中に、待機者の解消を図るため、公募により6ユニット54人分の整備を促進します。</p> <p>整備圏域については、圏域ごとの整備状況等を踏まえ、各圏域において2ユニット18人分ずつの整備とします。</p>

■ 整備計画値 (事業所数・定員)

圏域	現状 (令和5年度)		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
南部	5	72	5	72	5	72	6	90
中部	7	99	7	99	7	99	8	117
北部	9	117	9	117	9	117	10	135
市全域	21	288	21	288	21	288	24	342

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護「地域密着型特別養護老人ホーム」
<p>【サービス概要】 地域密着型介護老人福祉施設とは、原則として要介護3以上の要介護高齢者等を対象とした定員が29人以下の特別養護老人ホームです。</p>
<p>【現状・課題】 特別養護老人ホームは、全圏域において整備済みです。 定員全体に対する利用率は9割を超えている状況であり、令和5年度待機者数調査において約80名の待機者が発生している状況です。在宅や医療機関で待機している人の入所施設の基盤整備が必要であると考えます。</p>
<p>【整備量の考え方】 第8期計画に引き続き認知症グループホームを整備するため、施設整備の計画はありませんが、第9期計画の期間中の状況を見ながら、在宅や医療機関で待機している要介護度が中重度の待機者の解消を図るため、必要に応じて県と協議しながら第10期計画策定時に整備量の再検討を行います。</p>

■整備計画値（事業所数・定員）

圏域	現状（令和5年度）		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
南部	0(2)	0(175)	0(2)	0(175)	0(2)	0(175)	0(2)	0(175)
中部	0(1)	0(50)	0(1)	0(50)	0(1)	0(50)	0(1)	0(50)
北部	2	58	2	58	2	58	2	58
市全域	2(3)	58(225)	2(3)	58(225)	2(3)	58(225)	2(3)	58(225)

※（ ）内は、市内の介護老人福祉施設（県指定）の施設数及び定員数

施策2 介護人材確保対策の推進

第9期計画では、今後の介護サービスの見込量等を推計しており、ニーズに応じ、適切な介護サービスの提供が受けられるよう、介護サービス基盤等の整備を促進することとしています。

一方で、そのような介護サービスの提供体制を構築する上では、介護人材の確保及び資質の向上のための積極的な取組を推進する必要があります。また、少子高齢化が進展し、介護分野の人材確保が厳しくなる中、ケアの質を確保しながら必要な介護サービスの提供が行えるよう、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいくことが重要です。

介護人材の将来推計

本市において、国が提供する介護人材需給推計ツールを活用して将来推計を行った結果、第9期計画の最終年である2026年（令和8年）には、1,496人の介護職員が必要になると見込まれます。

■本市において必要となる介護人材の将来推計

	介護職員数	看護職員数	その他の職員数	合計
2022年 (令和4年)	1,313	219	775	2,307
2026年 (令和8年)	1,496	238	860	2,595
2030年 (令和12年)	1,612	258	930	2,800
2035年 (令和17年)	1,755	283	1,020	3,058



① 介護人材の確保及び資質の向上

サービスの増加及び質の向上に伴う長期的な介護人材の確保を図るため、国、県、市内の関係機関等と積極的に連携し、県央圏域の介護の関係機関等を構成員とした協議体を通じて、地域の実情に応じた介護人材確保の課題解決に向けた取組を行います。

また、介護人材実態調査において、市内の介護サービス事業所から「介護職のイメージアップに向けた施策」、「研修（介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等）の充実」及び「介護人材マッチングに係る支援」の要望が多かったことを踏まえ、介護職のイメージアップに向けて、あらゆる媒体を通じて介護職の魅力発信に努めるとともに、資格取得のための研修等を実施し、幅広い層からの新規参入に向けて就職相談会を開催するほか、県が実施する外国人介護人材に関する取組の周知を図るなど、引き続き、介護人材確保に向けた取組を実施します。

② 介護業務の効率化及び質の向上

長期的な介護人材確保対策においては、市内の介護サービス事業所の介護業務の負担軽減及び効率化を図り、雇用環境改善による離職防止及び定着の促進を図っていくことが必要です。

介護職員等の負担軽減を目的とした介護ロボット及びICTの導入に向けて、国、県等が実施する介護ロボット及びICT導入支援に関する取組の周知及び広報を実施します。

また、指定申請書類等の各種届出の簡素化については、電子申請システムの導入を検討しており、国等が示す通知等を基づき、必要に応じて添付文書の簡略化等を実施します。

なお、ハラスメント対策については、「運営指導」を通して、令和3年度の介護報酬改定において各介護サービス事業所の運営基準に追加されたハラスメントに関する項目について指導等を実施しており、今後も各種ハラスメントの根絶に向けて指導並びに周知及び啓発に努めます。

施策3 介護サービス事業所への災害・感染症対策支援の推進

昨今の大規模災害や新型コロナウイルス感染症などの流行に備えるため、介護サービス事業所に対し、一定期間ごとに実施している「運営指導」などを通して、災害対策や感染症対策に係る計画等の策定、訓練の実施並びに必要な物資の備蓄及び調達状況を定期的に確認し、必要に応じて関係機関等と連携して災害や感染症の対策に取り組んでいきます。

また、国や県の補助金（長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金など）を活用し、介護サービス事業所等における災害や感染症の対策に必要な設備等の整備促進に努めます。

基本目標5 介護保険事業の安定的な運営

急速な少子高齢化の進展の中で、2025年（令和7年）、2040年（令和22年）及びさらにその先を見据え、将来にわたって介護保険制度を維持していくため、在宅での介護を可能とする地域一体となった環境づくりはもちろん、必要とする人へ必要な量の介護サービスを提供できるよう、要介護認定や介護給付が適正に行われることが不可欠です。また、確かな将来推計に基づいた適正な保険料水準を設定するとともに、介護保険制度の安定的運営を図るための財源を確保する必要があります。

このため、介護給付の適正化に向けた取組を強化するとともに、財源確保に向けた収納率の向上に取り組めます。

施策1 介護給付の適正化

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、市町村介護保険事業計画には介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされました。

また、この市町村介護保険事業計画における介護給付等に要する費用の適正化に関する部分については、厚生労働省により「「介護給付適正化計画」に関する指針」が示されています。

第9期計画は、介護給付適正化計画としては第6期に当たり、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重点化、内容の充実及び見える化を行うことが重要であると、第5期までの給付適正化主要5事業のうち、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を任意事業として位置づけるなど、3事業に再編が行われています。

【給付適正化主要3事業への再編】

事業	見直しの方向	事業
要介護認定の適正化	・要介護認定の平準化を図る取組をさらに進める	要介護認定の適正化
ケアプランの点検	・一本化する	ケアプランの点検等 （1）ケアプランの点検 （2）住宅改修の点検 （3）福祉用具購入・貸与調査
住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査	・国保連からの給付実績帳票を活用し、費用対効果が期待される帳票に重点化する	
医療情報との突合・縦覧点検	・費用対効果が期待される帳票に重点化する ・小規模保険者等にも配慮し、都道府県の関与を強める	医療情報との突合・縦覧点検
介護給付費通知	・費用対効果が見えにくいため、主要事業から外す	

出典：「「介護給付適正化」に関する指針」（厚生労働省）、
「令和5年3月全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」（厚生労働省）

① 介護給付適正化の取組

【要介護認定の適正化】

要介護認定の申請に係る認定調査の内容について、市職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

【ケアプランの点検等】

(1) ケアプランの点検

ケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画の記載内容について、事業者年に1回資料の提出を求め、又は訪問調査を行い、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

(2) 住宅改修の点検

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認、工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等による施工状況の点検などにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を改善します。

(3) 福祉用具購入及び貸与の調査

福祉用具の購入又は貸与の受給者に対し訪問調査を行い、福祉用具の必要性、利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具の購入及び貸与を改め、受給者の身体の状態に応じた必要な福祉用具の利用を進めます。

【縦覧点検・医療情報との突合】

(1) 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数及び算定日数の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

(2) 医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療又は国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を点検することにより、医療と介護の重複請求の改善を図ります。

	実績値		見込値	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認定調査状況のチェック	100%	100%	100%	100%	100%	100%
ケアプランの点検	100%	100%	100%	100%	100%	100%
住宅改修の点検	100%	100%	100%	100%	100%	100%
福祉用具の購入及び貸与の調査	3件	2件	2件	2件	2件	2件
縦覧点検	100%	100%	100%	100%	100%	100%
医療情報との突合	100%	100%	100%	100%	100%	100%
介護給付費の通知	100%	100%	100%	-	-	-
未受給者に対する 制度内容の周知	220件	255件	225件	230件	230件	230件

② 介護相談員の派遣

介護相談員が介護サービス事業所を訪問し、施設及び利用者との面談を通して課題や問題点を把握し、介護サービス適正化の観点から助言等を行います。

施策2 適切な保険料の設定と収納率の向上

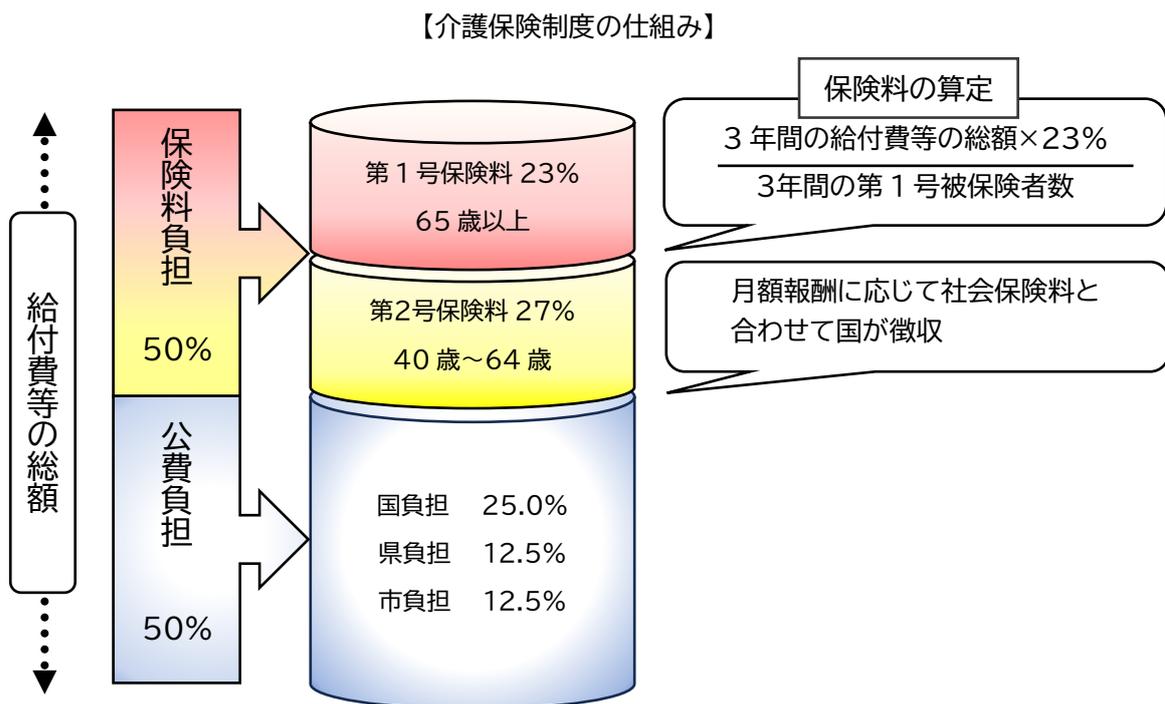
介護保険制度の安定的な運営を図るため、今後の認定者数及びサービス給付量に応じた適切な保険料基準月額を設定するとともに、安定的運営に向けた財源確保と被保険者の負担の公平性を確保するため、口座振替の推進や滞納者に係る収納対策により、収納率の向上に努めます。

(1) 介護保険制度の仕組み

介護保険制度の財源は、介護サービスの利用者の自己負担分のほか、40歳以上の方が被保険者となって納める保険料負担（50%）と国、県及び市町村の公費負担（50%）によって賄われます。

このうち、第2号被保険者の保険料（以下「第2号保険料」という。）（27%）は、社会保険料や健康保険料の中から国が徴収しますが、市内に居住する第1号被保険者は、所得段階に応じた保険料（以下「第1号保険料」という。）（23%）を保険者である市に直接納めます。

また、第1号保険料の保険料基準月額は、介護保険事業計画期間の3年間における介護サービス等の給付費等の総額と第1号被保険者数によって算定されます。



(2) 全認定者数の推移の見込み

高齢者人口の増加に伴い、全認定者数（認定者数及び第2号被保険者で要支援又は要介護の認定を受けた人の数の合計をいう。以下同じ。）は増加傾向にあり、第9期計画の期間中における認定率は17.6%から17.9%まで上昇することが見込まれています。また、2040年（令和22年）には、全認定者数は6,000人を超える見込みであることから、今後も要介護度が軽度の認定者の重度化防止に重点を置き、介護予防や地域支援の取組を強化します。

■ 要介護度別認定者数の実績及び見込み

		実績値			推計値						
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)	
全認定者数 (A+B)	(人)	4,455	4,523	4,530	4,612	4,693	4,780	5,211	5,748	6,138	
第1号被保険者 (A)	要介護度別	要支援1	903	857	877	856	868	885	969	1,059	1,109
		要支援2	464	483	508	514	523	529	579	641	665
		要介護1	1,027	1,073	1,086	1,135	1,162	1,180	1,296	1,454	1,550
		要介護2	652	679	615	670	682	698	764	840	913
		要介護3	506	504	507	496	499	512	547	602	658
		要介護4	520	530	559	562	577	589	635	700	768
		要介護5	310	318	310	307	310	315	343	375	406
		第2号被保険者 (B)	(人)	73	79	68	72	72	72	78	77
第1号被保険者数 (C)	(人)	24,704	25,008	25,349	25,746	26,096	26,333	27,179	28,129	29,645	
認定率 (A/C)	(%)	17.7	17.8	17.6	17.6	17.7	17.9	18.9	20.2	20.5	

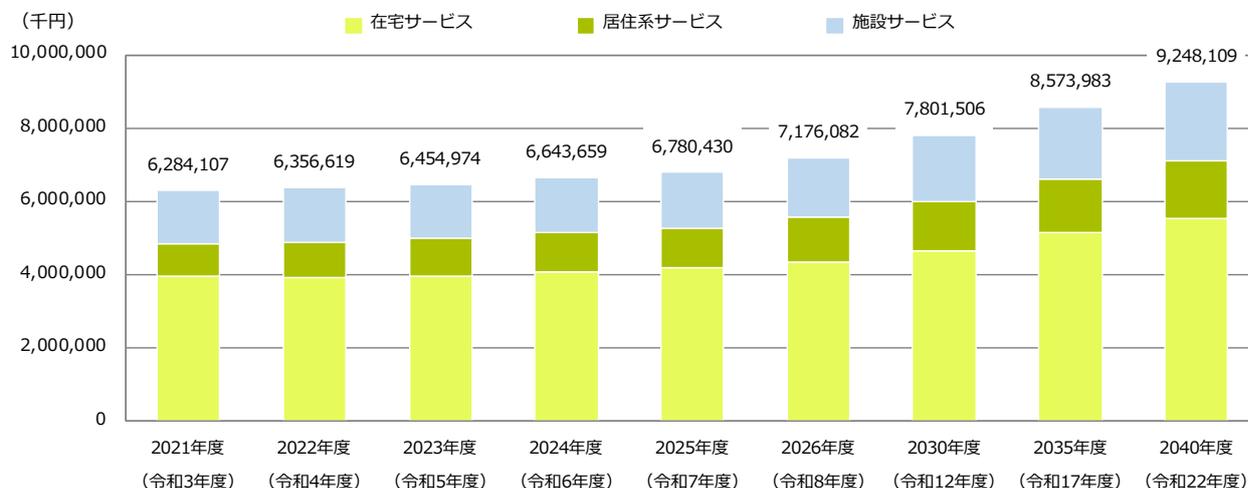
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（9月分）及び見える化システム

(3) 給付費の見込み

認定者数及び受給者数の伸びを背景に給付費は、今後も増加することが予想されています。

既存の施設サービス及び居住系サービスの供給量は、一定の限度があることから、計画的な施設整備を推進していきませんが、特に今後の動向として、可能な限り最期まで在宅で生活できる支援体制を整えていくことを考慮して検討していく必要があるため、特に訪問介護や通所介護などの在宅サービスの増加が見込まれます。なお、各介護サービスの見込量及び見込量の考え方は、巻末の参考資料（109ページ）に掲載しています。

【給付費の見込み】



出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和5年11月9日取得）

(4) 第1号保険料の算定

第9期計画の期間中（令和6年度から令和8年度まで）における第1号保険料の保険料基準月額、この間の被保険者数、給付費等の見込量などの推計に加え、以下の新たな要素による影響を加味し、算定しました。

- ① 小規模多機能型居宅介護2施設及び認知症対応型共同生活介護3施設の整備
- ② 高齢者リフレッシュ事業における利用料50円分の負担軽減

以上により算定した保険料基準月額5,999円をこれまで積み立てた大村市介護保険基金を取り崩すことにより199円減額し、第8期計画と同額の月額5,800円とします。

給付費等総額	A	計画期間（3年間）の給付費等総額 【A=B+C】	22,631,329,738
標準給付費見込額	B	総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料	21,503,319,210
地域支援事業費見込額	C	介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費	1,128,010,528
第1号被保険者負担相当額	D	計画期間の第1号被保険者の負担相当額 【D=A×23%】	5,205,205,840
調整交付金		市町村での保険料基準の格差を是正するために用いられるもの	
調整交付金相当額	E	基本的な金額	1,104,955,792
調整交付金見込額	F	本市における交付見込額	789,469,000
財政安定化基金償還金	G	市町村における財政不足を補うため、都道府県単位で設置する基金 ※資金貸付は受けていない。	0
大村市介護保険基金	H	第1号保険料の余剰分を積み立て、次年度以降に備える基金からの取崩し	182,000,000
市町村特別給付費	I	訪問理美容サービス費	44,142,197
保健福祉事業費	J	シルバーパワーアップ事業費、高齢者リフレッシュ事業費	
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	K	市町村保険者機能強化推進交付金、市町村介護保険保険者努力支援交付金	72,279,000
保険料収納必要額	L	【L=D+E-F+G-H+I+J-K】	5,310,555,829
予定保険料収納率	M	令和3年度から令和5年度までの収納実績等を勘案して推計	99.0%
予定保険料収納額	N	【N=L/M】	5,364,197,807
保険料基準月額		1か月当たりの第1号保険料の基準月額 【N÷所得段階別加入割合補正後の3年間の第1号被保険者数÷12月】	5,800円



第8章 高齢者施策の今後の方向性

所得区分	対象者	保険料率	月額 (円)	年額 (円)
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	0.285	1,653	19,840
第2段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下の方	0.485	2,813	33,760
第3段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超の方	0.685	3,973	47,680
第4段階	●世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税かつ前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	0.9	5,220	62,640
第5段階	●世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で上記以外の方	基準額 1.0	5,800	69,600
第6段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	6,960	83,520
第7段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	7,540	90,480
第8段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	8,700	104,400
第9段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	9,860	118,320
第10段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	11,020	132,240
第11段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	12,180	146,160
第12段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	13,340	160,080
第13段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.4	13,920	167,040

【合計所得】 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除等の所得控除前の金額

【その他の合計所得】 合計所得金額から年金所得金額を控除した金額

※ 介護保険法施行令が改正されたことに伴い、所得区分をこれまでの9段階から13段階に多段階化した上で、第1段階から第3段階までの保険料を引き下げ、今回新設する第10段階から第13段階までの保険料をこれまでの第9段階と比べて高く設定しています。

※ 保険料率については、第1段階の0.455を0.285、第2段階の0.685を0.485、第3段階の0.69を0.685に軽減しています。

※ 第9期の保険料の月額は、保険料年額を12で除して1円未満の端数が生じる場合にあっては、端数を切り捨てた額を記載しています（月額の合計が保険料年額と同額となるよう調整して徴収します。）。

第9章 計画の推進

1 施策推進のための事業設定

第8章において基本目標ごとに設定した各施策を推進するため、以下の事業に取り組みます。

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

施策1 自立支援、重度化防止の推進

■ 健康診査事業

後期高齢者の健診、40歳以上の生活保護者の健診、各種がん検診などを実施するとともに、必要に応じて受診後の栄養、運動等に関する保健指導を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
後期高齢者健康診査受診率(%)	14.8	15.7	16.0	17.0	18.0

■ 特定健康診査等事業(国保健康診査事業)

診療機関に委託し、特定健診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診などを実施します。また、特定健診受診後の特定保健指導及び重症化予防のための健康相談を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
特定健康診査受診率(%)	37.0	37.1	45.0	50.0	50.0

■ 健康づくり推進員活動事業

健康づくりに必要な知識と技術を習得するため、健康づくり推進員の養成講座を開催し、修了者に健康づくり推進員を委嘱し、運動を中心としたボランティア活動を通じて地域の健康づくり活動を推進します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
健康づくり推進員が計画した活動への市民参加者数(人)	11,701	11,701	17,000	17,000	17,000

■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

後期高齢者に対し、健診後の保健指導及び生活習慣病予防に関する講座を実施します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
生活習慣病予防に関する講座参加者数 (人)	366	370	380	390	400

■ 歯・口腔の健康づくり

歯科衛生士が対象者の状態に応じて、電話や訪問による指導及び助言を行い、歯科医師と連携しながら口腔内の健康の保持及び改善を図ります。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
お口の健康相談室相談者数 (人)	490	492	492	492	492

■ 介護予防教室等事業

対象となる団体から申請を受け、集会等に講師を派遣することで、高齢者等における介護予防に関する学習機会の充実及び意識啓発を図るとともに、本市が行う高齢者施策への理解を深めていただきます。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
介護予防教室の利用団体数 (団体)	56	48	50	52	54

■ 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防及び日常生活支援を目的として、総合事業対象者（要支援の認定を受けた人及び地域包括支援センターが基本チェックリストにより事業対象者とした人をいう。以下同じ。）に対し、状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
基本チェックリスト実施件数 (件)	2	6	35	35	35

■ 指定介護予防支援事業

総合事業対象者に対し、状態にあった介護サービスを提供することにより、要介護度の改善及び維持を図ります。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
介護予防プラン・ケアマネジメントプラン作成件数 (件)	10,114	10,148	10,148	10,148	10,148

■ 高齢者リフレッシュ事業

本市の第1号被保険者で事前に登録された会員に対し、本市が指定する温泉施設を利用する場合の利用料の一部を助成します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
リフレッシュ事業利用者数(人)	53,035	54,466	55,936	57,446	58,997

■ シルバーパワーアップ事業

本市の第1号被保険者で事前に登録された会員に対し、大村市体育文化センターのトレーニングルーム及び大村市屋内プールの利用料を減免します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
シルバーパワーアップ倶楽部会員数(人)	1,124	1,291	1,419	1,447	1,475

■ 食育推進事業

地域における食育推進の担い手となる食生活改善推進員等の普及を図り、市民の食生活改善活動を支援します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
食生活改善推進員の活動回数(回)	1,060	1,060	1,400	1,400	1,400

■ 食の自立支援事業

管理栄養士が電話や訪問により、栄養状態の維持及び改善、見守り等を目的として、配食、食材配達などの食生活関連サービスの情報提供及び調理力向上のための必要な支援を実施します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
対応件数(件)	234	324	324	324	324

■ 自立支援事業

地域包括支援センターが必要と認めた人に対し、生活環境改善に必要な住宅改修を支援します。上限100,000円までの工事に対して9割から7割までを補助金として交付します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
支援対象者数(人)	0	0	1	1	1

■ 家族介護支援対策事業

対象者の申請に基づき、紙おむつ、尿とりパッド等の日常介護用品の支給券を交付します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
家族介護用品申請世帯数（世帯）	48	48	48	48	48

■ 訪問理美容サービス事業

対象者の申請に基づき、在宅において訪問理美容サービスを利用した場合の理容師及び美容師の出張等に係る経費を助成します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
訪問理美容サービス申請者数（人）	15	15	18	18	18

■ 訪問による介護予防

総合事業対象者に対して、リハビリの専門職等が短期集中的に訪問して介護予防を図ります。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
訪問型短期集中予防サービス利用者数（人）	9	12	12	12	12

■ 総合事業指定事業所サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業として、総合事業対象者が利用することができる訪問サービス及び通所サービスを指定事業所を通して提供します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
サービス件数（訪問・通所）（件）	8,310	8,444	8,898	8,898	8,898

■ 地域ケア会議推進事業

総合事業対象者及び要介護の認定を受けた人の介護予防支援計画について、介護予防及び自立支援の観点で医療及びリハビリの専門職等とともに介護予防のための地域ケア個別会議を開催します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
介護予防のための地域ケア個別会議開催回数（回）	24	24	24	24	24

施策2 いきがいづくりと社会参加の促進

■ 介護予防のための通いの場の整備

地域住民が主体となる高齢者の通いの場を把握し、又は整備します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
住民主体の通いの場の数(箇所)	95	123	125	127	129

■ 熟年大学校事業

高齢者の活動の場となる講座等を開催し、運動や知識の習得を通じ、認知機能低下の予防及び介護予防を推進します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
専門講座延べ受講者数(人)	10,781	10,861	13,391	13,391	13,391

■ 長寿祝事業

100歳到達者を対象に、祝賀状及び記念品を贈呈します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
支給対象者数(人)	25	38	50	50	50

■ 記念行事事業

市内に住所を有し、婚姻期間が満50年以上となる者のうち、申出があった方に記念品等を贈呈します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
申込夫婦組数(組)	48	40	48	48	48

■ 高齢者活動支援施設運営事業

高齢者の要介護化及び要介護度の重度化を予防するための日常生活に関する指導及び相談対応、高齢者の自主活動の場の提供などを行う施設として「伊勢町ふれあい館」及び「中地区ふれあい館」を運営し、各種活動の支援を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
年間延べ施設利用者数(人)	17,968	21,759	21,759	21,759	21,759

■ 地域リハビリテーション推進事業

介護予防教室及び人材育成のためにリハビリの専門職等を派遣します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
出前講座開催回数(回)	53	24	36	36	36

■ 老人クラブ活動促進事業

老人クラブが実施するレクリエーション、地域社会との交流などの活動費の一部に対して補助金を交付します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
補助を受けた老人クラブの加入者数 (人)	3,238	3,073	3,200	3,200	3,200

■ シルバー人材センター事業

高齢者の能力の積極的な活用、就業機会の確保など、高齢者の活躍の場を創出するための人材育成、情報発信等を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
シルバー人材センター会員の就業実人員数(人)	708	727	817	841	865

基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進

施策1 地域包括支援センターの機能強化

■ 地域包括支援センター運営協議会事業

地域包括支援センターの適切、公正及び中立な立場での運営を推進するため、大村市地域包括支援センター運営協議会を開催します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
大村市地域包括支援センター運営協議会の開催回数(回)	3	3	3	3	3

■ 総合相談支援事業及び権利擁護事業

相談内容に応じて、地域における保健・医療・福祉サービス等の制度の利用につなげる支援を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
相談受付件数(件)	1,588	1,683	1,784	1,891	2,004

■ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

主任ケアマネジャーが事業所のケアマネジャー等に対し、制度等に関する情報提供、支援困難事例についての助言指導及び医療機関を含めた関係機関との連携体制の支援を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
ケアマネジャー等からの相談件数(件)	645	651	684	684	684

施策2 医療・介護連携の推進

■ 在宅医療・介護連携推進事業

医療・介護関係者の多職種連携の推進及び24時間コールセンター、救急医療情報キット、在宅医療等に関する普及啓発を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
24時間コールセンター対応件数(件)	2	20	25	30	35

施策3 見守り、支え合う体制の推進

■ 高齢者地域ネットワーク事業

地域包括ケアシステムの推進のため、医療、介護及び福祉の関係団体や地域住民による団体（町内会、老人クラブ等）で構成された会議を6つの小圏域で開催し、社会資源の発掘及び既存の社会資源のネットワーク化を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
大村市地域包括ケアシステム実務者圏域会議の開催回数（回）	6	6	6	6	6

■ 認知症高齢者見守り事業

大村市高齢者等見守りネットワーク協議会を開催し、高齢者等の見守り支援を行うためのネットワークの構築を図ります。また、認知症による徘徊行動のある高齢者向けにGPS発信機の貸与を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
大村市高齢者等見守りネットワーク協議会の開催回数（回）	1	1	1	1	1

■ 高齢者生活安全対策事業

市内に住所を有する高齢者単身世帯等に緊急通報装置の貸与を行い、利用料の一部を助成します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
緊急通報装置の設置（台）	26	26	28	31	34

■ 地域防災推進事業

各種イベントにおける啓発活動、災害に関する講演会などを通して、自主防災組織の重要性を訴え、組織結成を促します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
自主防災組織の結成率（%）	58.3	61.9	62.7	63.5	64.3

施策4 地域共生社会の実現

■ 共生型サービス事業所の普及

高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、共生型サービス事業所の普及促進を図ります。また、市内の対象事業所に対して、制度の周知を図り、障がい福祉サービス等の事業所から指定の申請があった場合には、共生型サービス事業所に係る指定を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
指定共生型サービス事業所数 (事業所)	2	2	2	2	2

基本目標3 認知症施策の推進

施策1 地域包括支援センターの機能強化

■ 認知症サポーター養成事業

認知症に関する正しい理解を深め、認知症高齢者等やその家族を見守り、支え、できることを考える講座を開催します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
認知症サポーター養成講座開催回数 (回)	15	16	18	20	22

施策2 相談支援体制の充実

■ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症総合相談センター（地域包括支援センター内）の運営、認知症相談窓口の周知、医療・介護関係者に対する認知症対応力向上の取組等を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
認知症に関する相談受付件数（件）	217	234	238	242	246

■ 成年後見制度(高齢者)利用支援事業

必要と認められる人に対し、後見開始等の審判の市長による申立てを行います。また、審判の申立てに要する費用及び成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
報酬助成件数（件）	6	10	11	12	13

基本目標4 介護サービスの基盤整備

施策1 地域密着型サービスの整備

■ 地域密着型サービス施設整備事業

介護老人福祉施設等の待機者の解消を図るとともに、要介護高齢者等の在宅介護の支援のため、地域密着型サービス施設を整備します。各施設の「現状・課題」及び「整備量の考え方」は、55ページから64ページまでに記載しています。

施策2 介護人材確保対策の推進

■ 介護人材確保対策の推進

県、関係団体等と連携を図りながら、介護人材の育成及び資質向上を目的とした研修等や介護人材の確保を目的とした就職相談会を開催します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
研修、就職相談会等の開催回数(回)	8	10	12	12	12

施策3 介護サービス事業所への災害・感染症対策支援の推進

■ 介護サービス事業所への災害・感染症対策支援の推進

本市が介護サービス事業所へ行っている運営指導などを通して、災害・感染症対策支援の取組の確認及び助言を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
運営指導の回数(回)	21	24	24	24	24

基本目標5 介護保険事業の安定的な運営

施策1 介護給付の適正化

■ 介護給付等適正化事業

国の「「介護給付適正化計画」に関する指針」に基づき、介護給付等適正化事業を実施します。本事業の具体的内容及び実施目標は、67ページから69ページまでに記載しています。

■ 要介護認定審査事業

認定調査（訪問調査及び主治医の意見書の入手）を実施し、大村市介護認定審査会において要介護状態区分等の審査を行います。その結果に基づき、認定を行い、申請者に対し認定結果の通知を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
認定審査件数（件）	3,457	4,370	4,300	4,600	4,600

■ 介護保険給付事業

介護保険法に基づき、介護サービスを介護サービス事業所を通して提供します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
受給者数（人）	4,535	4,625	4,718	4,813	4,910

■ 介護相談員派遣事業

介護相談員が介護サービス事業所を訪問し、施設及び利用者との面談を通して、課題や問題点を把握し、介護サービスの適正化の観点からの助言等を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
訪問した介護サービス事業所延べ数 (か所)	101	136	70	120	120

■ 介護保険運営協議会

介護保険に関する施策の企画立案及びその実施、地域密着型サービス事業者の指定及びその指定基準並びに介護報酬の設定について意見を受けるために、大村市介護保険運営協議会及び大村市地域密着型サービス等運営委員会（以下「介護保険運営協議会等」という。）を開催します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
介護保険運営協議会等の開催回数 (回)	4	5	4	4	6

施策2 適切な保険料の設定と収納率の向上

■ 賦課徴収事業

介護保険の被保険者の資格管理、保険料の賦課決定、特別徴収に係る関係機関との連絡調整及び保険料の徴収を行います。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
第1号保険料賦課対象者数 (人)	25,155	25,519	25,677	25,874	26,026

■ 収納率向上対策推進事業

滞納者への書面、電話等による納付督促、催告等を実施します。

指標名	実績値	実績見込値	第9期計画値		
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
現年度分普通徴収収納率 (%)	93.8	93.8	94.0	94.0	94.0

2 計画の実効ある推進のための評価・検証

第9期計画の実効ある推進を図るため、事業の進捗状況について、PDCAサイクルによる評価及び検証を行うものとし、この評価及び検証においては、本市の行政評価システムを活用するほか、大村市介護保険運営協議会に報告するとともに、同協議会の意見を参考にし、各事業の効果的、かつ、効率的な実施を推進するものとします。

参考資料

1 大村市高齢者保健福祉計画・第9期大村市介護保険事業計画の策定経緯

年月	内容
2022年（令和4年）12月23日 ～2023年（令和5年）1月20日	在宅介護実態調査
2023年（令和5年）1月27日 ～2023年（令和5年）2月28日	日常生活圏域ニーズ調査
2023年（令和5年）2月1日 ～2023年（令和5年）2月14日	在宅生活改善調査
2023年（令和5年）2月1日 ～2023年（令和5年）2月14日	居所変更実態調査
2023年（令和5年）2月1日 ～2023年（令和5年）2月14日	介護人材実態調査
2023年（令和5年）8月10日	大村市介護保険運営協議会
2023年（令和5年）10月12日	大村市地域包括支援センター運営協議会
2023年（令和5年）10月23日	大村市介護保険事業計画策定庁内検討委員会
2023年（令和5年）10月30日	大村市介護保険運営協議会
2023年（令和5年）11月28日	大村市介護保険事業計画策定庁内検討委員会
2023年（令和5年）11月30日	大村市介護保険運営協議会
2023年（令和5年）12月20日	大村市議会全員協議会
2024年（令和6年）1月22日 ～2024年（令和6年）2月13日	計画（案）の公表及びパブリックコメント募集

2 市民を対象とした調査の調査結果の概要

第9期計画の策定に当たり、市民を対象に実施した2つの調査の調査結果の概要は、以下のとおりです。なお、各調査の対象者の要件等は、33ページに記載しています。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査結果の概要

本調査に回答した人の性・年齢別の実数は、以下のとおりです。

【性・年齢別の割合算出の基礎となる数】

	男性	女性	無回答	合計
65歳～69歳	167	183	0	350
70歳～74歳	175	228	0	403
75歳～79歳	119	156	0	275
80歳～84歳	99	114	0	213
85歳以上	69	86	0	155
合計	629	767	0	1,396

(単位：人)

■ 運動器機能

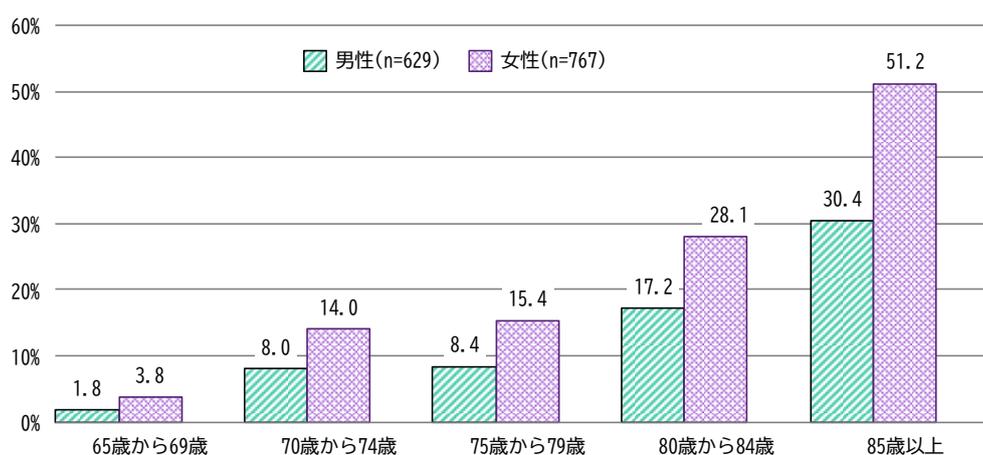
【判定基準】

以下の設問のうち、3問以上該当する選択肢（下表の網掛け箇所）が回答された場合、運動器機能が低下している高齢者（以下「運動器機能リスク該当者」という。）と判定されます。

設問内容	該当する選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
15分位続けて歩いていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない

運動器機能リスク該当者の割合は、全体で14.6%となっています。

運動器機能リスク該当者の出現状況を性・年齢別で見ると、男性に比べ女性の運動器機能リスク該当者の割合が高くなっています。また、男女ともに加齢に伴い増加しますが、特に女性では80～84歳で3割弱、85歳以上では5割を超えています。



■ 転倒

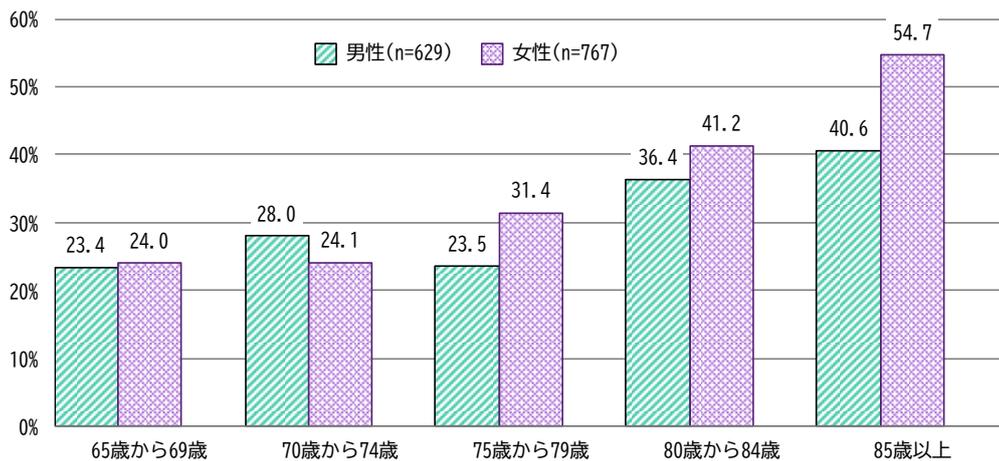
【判定基準】

以下の設問で、該当する選択肢（下表の網掛け箇所）が回答された場合に、転倒リスクがある高齢者（以下「転倒リスク該当者」という。）と判定されます。

設問内容	該当する選択肢
過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない

転倒リスク該当者の割合は、全体で30.2%となっています。

転倒リスク該当者の出現状況を性・年齢別で見ると、女性では加齢に伴い増加傾向となっており、80歳～84歳では4割、85歳以上では5割を超えています。また、男性では74歳までは転倒リスク該当者の割合が女性を上回っていますが、75歳以上では女性が男性を上回っています。



■ 閉じこもり傾向

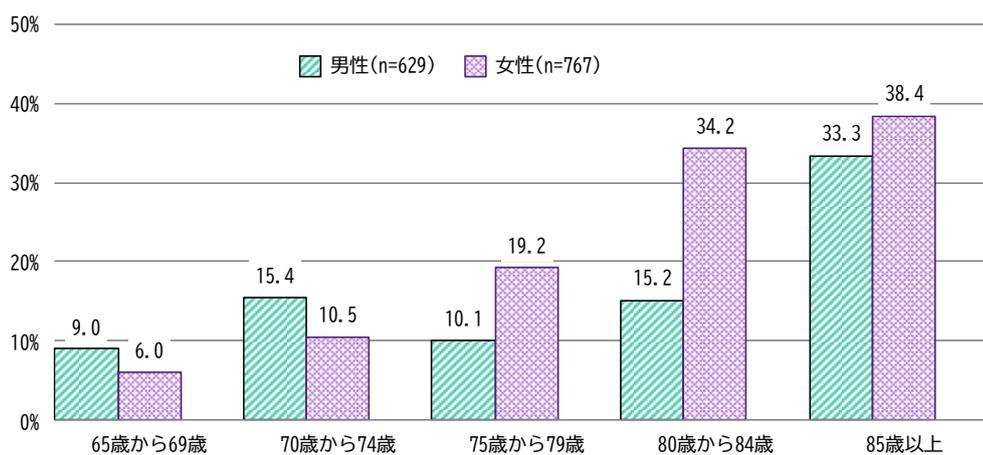
【判定基準】

以下の設問で、該当する選択肢（下表の網掛け箇所）が回答された場合に、閉じこもり傾向にある高齢者（以下「閉じこもり傾向リスク該当者」という。）と判定されます。

設問内容	該当する選択肢
週に1回以上は外出していますか	1. ほとんど外出しない 2. 週1回 3. 週2～4回 4. 週5回以上

閉じこもり傾向リスク該当者の割合は、全体で16.4%となっています。

閉じこもり傾向リスク該当者の出現状況を性・年齢別で見ると、女性は加齢に伴い緩やかに増加しており、80歳以上ではリスク該当者の割合が3割を超えています。また、男性では84歳までは10%～15%間を推移していますが、85歳以上では閉じこもり傾向リスク該当者の割合が3割を超えています。



■ 低栄養

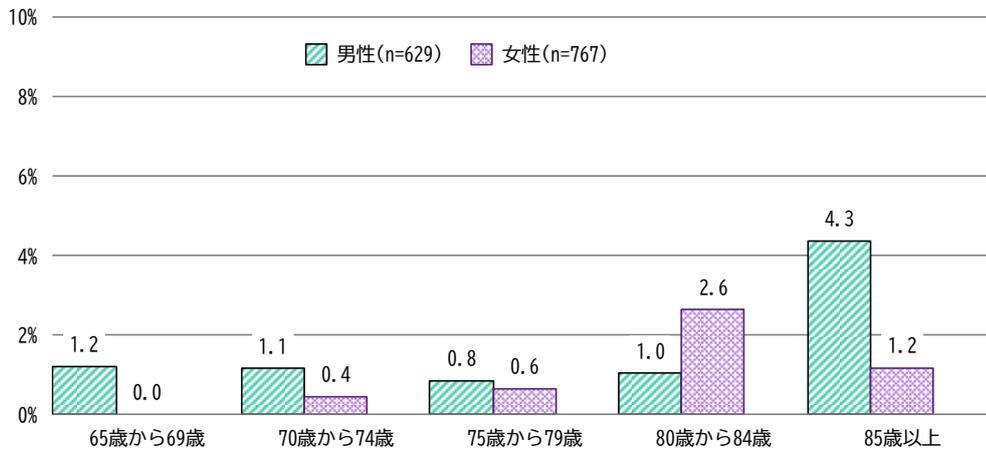
【判定基準】

身長・体重から算出されるBMI【体重(kg) ÷ {身長(m) × 身長(m)}】が18.5以下で、「6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか」の質問に「はい」（下表の網掛け箇所）と回答された場合に低栄養の傾向にある高齢者（以下「低栄養リスク該当者」という。）と判定されます。

設問内容	該当する選択肢
身長・体重	() cm () kg → BMI 18.5 以下
6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい 2. いいえ

低栄養リスク該当者の割合は、全体で1.1%となっています。

低栄養リスク該当者の出現状況を性・年齢別でも、全体の結果とあまり差がみられませんでした。



■ 口腔機能

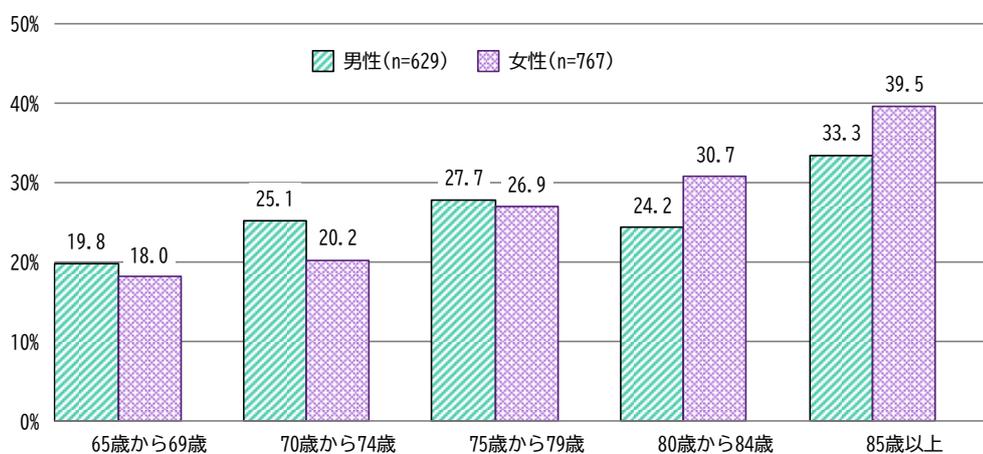
【判定基準】

以下の3つの設問のうち2問以上、該当する選択肢（下表の網掛け箇所）が回答された場合に、口腔機能が低下している高齢者（以下「口腔機能リスク該当者」という。）と判定されます。

設問内容	該当する選択肢
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい 2. いいえ
お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい 2. いいえ
口の渇きが気になりますか	1. はい 2. いいえ

口腔機能リスク該当者の割合は、全体で24.9%となっています。

口腔機能リスク該当者の出現状況を性・年齢別で見ると、女性は加齢に伴い緩やかに増加しており、80歳以上ではリスク該当者の割合が3割を超えています。また、男性では85歳以上で口腔機能リスク該当者の割合が3割を超えています。



■ 認知機能

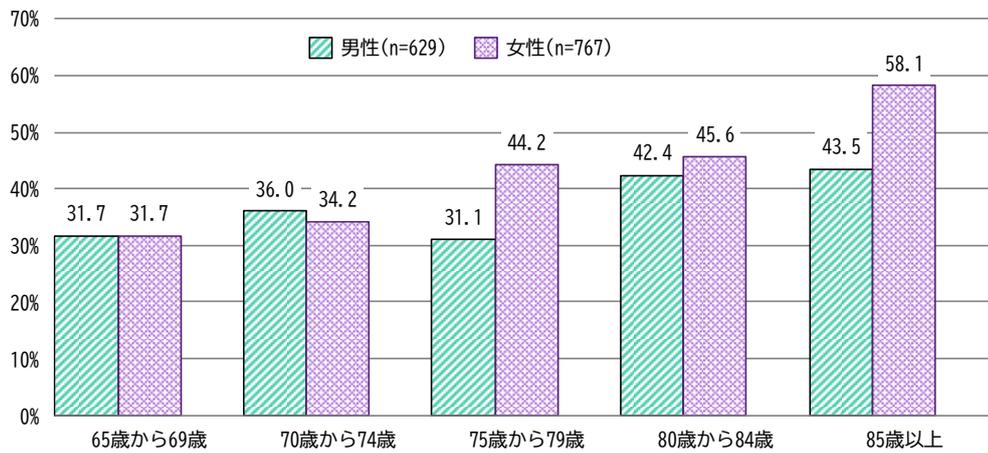
【判定基準】

以下の設問で、該当する選択肢（下表の網掛け箇所）が回答された場合に、認知機能が低下している高齢者（以下「認知機能リスク該当者」という。）と判定されます。

設問内容	該当する選択肢
物忘れが多いと感じますか	1. はい 2. いいえ

認知機能リスク該当者の割合は、全体で 38.1% となっています。

認知機能リスク該当者の出現状況を性・年齢別で見ると、男性では 80 歳以上、女性では 75 歳以上で認知機能リスク該当者の割合が 4 割を超えています。



■ うつ傾向

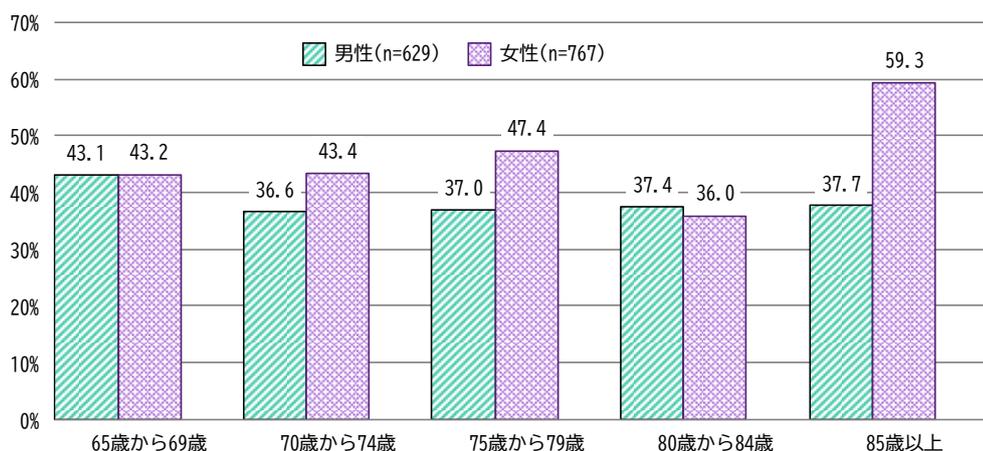
【判定基準】

以下の設問で、いずれか1問でも該当する選択肢（下表の網掛け箇所）が回答された場合に、うつ傾向にある高齢者（以下「うつ傾向リスク該当者」という。）と判定されます。

設問内容	該当する選択肢
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	1. はい 2. いいえ
この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1. はい 2. いいえ

うつ傾向リスク該当者の割合は、全体で42.0%となっています。

うつ傾向リスク該当者の出現状況を性・年齢別で見ると、男女ともに84歳までは3～4割台の間を推移していますが、女性の85歳以上ではうつ傾向リスク該当者の割合が6割強と男性の割合を大きく上回っています。



■ IADL(手段的日常生活動作能力)

【判定基準】

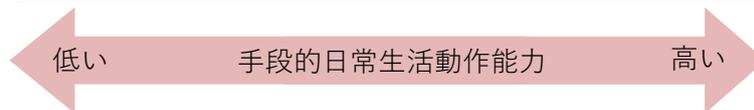
「IADL（手段的日常生活動作能力）」とは、電話の使い方、買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理など、「日常生活動作（食事・排泄・整容・移動・入浴等の基本的な行動）」よりも複雑で高次の生活機能の水準を測定するものです。

以下の設問で、該当する選択肢（下表の網掛け箇所）が回答された場合に各1点とし、5点満点でIADLの評価を行いました（5点を「高い」、4点を「やや低い」、3点以下を「低い」とします。）。

設問内容	該当する選択肢
バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
自分で食品・日用品の買物をしていますか	
自分で食事の用意をしていますか	
自分で請求書の支払いをしていますか	
自分で預貯金の出し入れをしていますか	

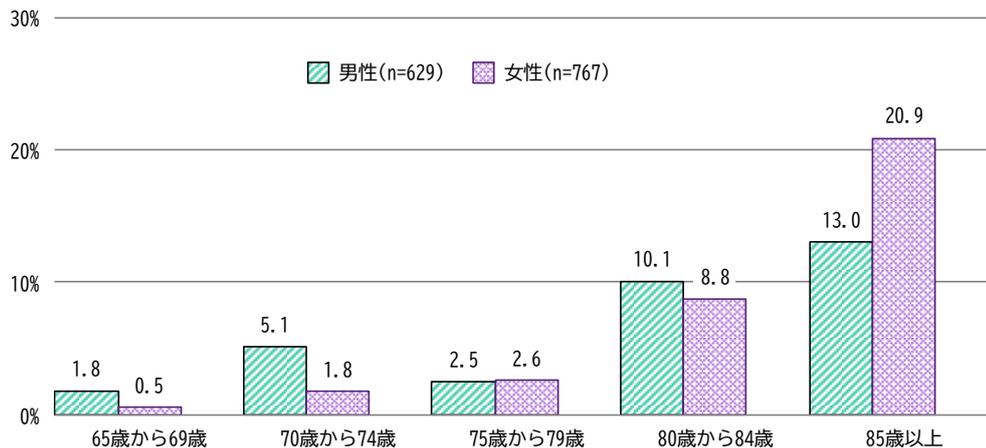
【合計点数 判定基準】

0～3点	4点	5点
低い	やや低い	高い



IADL（手段的日常生活動作能力）が低下していると判定された高齢者（以下「IADLリスク該当者」という。）の割合は、全体で5.1%となっています。

IADLリスク該当者の出現状況を性・年齢別で見ると、女性は加齢に伴い増加しており、85歳以上ではIADLリスク該当者の割合が2割を超えています。また、男性も80歳以上では1割を超えています。



■ 知的能動性

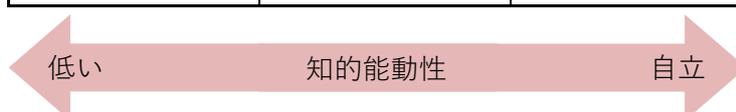
【判定基準】

以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に各1点とし、その合計点数で評価を行いました。

設問内容	該当する選択肢
年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けますか	「1. はい」に1点
新聞を読んでいますか	
本や雑誌を読んでいますか	
健康についての記事や番組に関心がありますか	

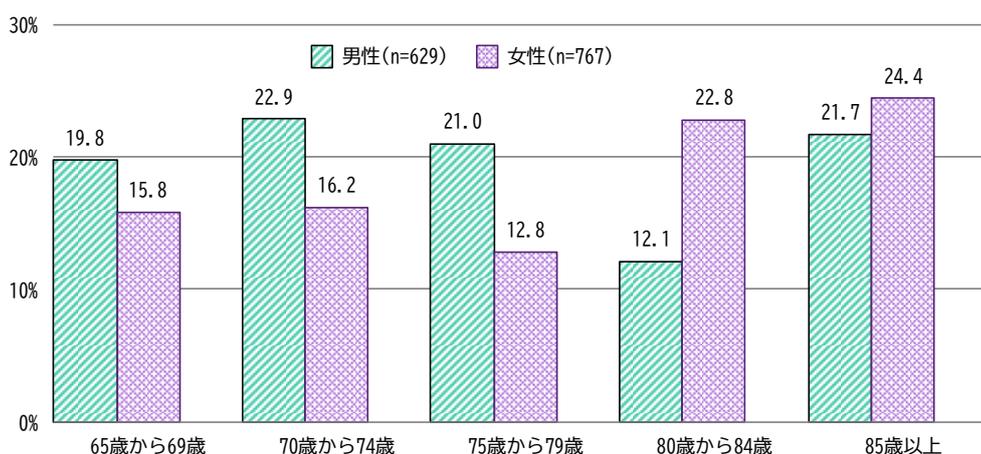
【合計点数 判定基準】

0～2点	3点	4点
低い	やや低い	自立



知的能動性が低下していると判定された高齢者（以下「知的能動性リスク該当者」という。）の割合は、全体で18.5%となっています。

知的能動性リスク該当者の出現状況を性・年齢別で見ると、男性は79歳までは女性の知的能動性リスク該当者の割合を上回っていますが、80歳以上では女性の割合が男性を上回っています。



■ 社会的役割

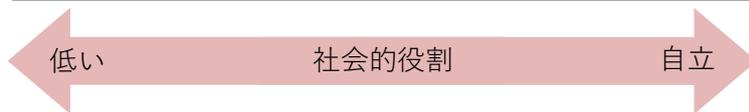
【判定基準】

以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に各1点とし、その合計点数で評価を行いました。

設問内容	該当する選択肢
友人の家を訪ねていますか	「1. はい」に1点
家族や友人の相談にのっていますか	
病人を見舞うことができますか	
若い人に自分から話しかけることがありますか	

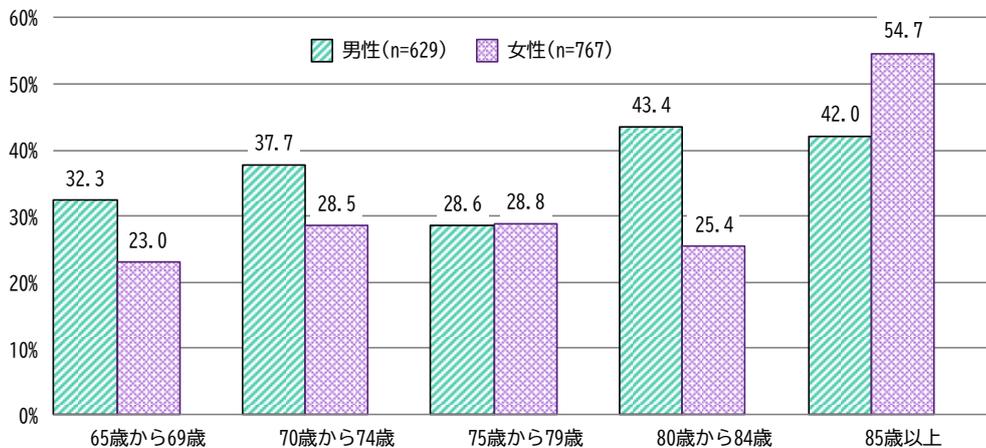
【合計点数 判定基準】

0～2点	3点	4点
低い	やや低い	自立



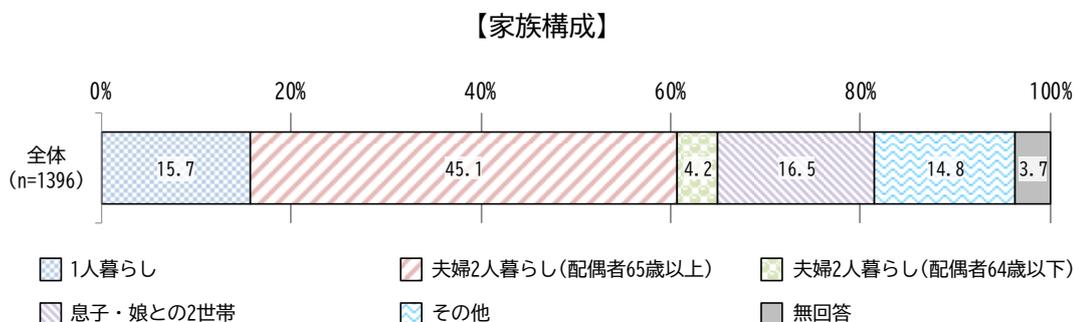
社会的役割が低下していると判定された高齢者（以下「社会的役割リスク該当者」という。）の割合は、全体で32.5%となっています。

社会的役割リスク該当者の出現状況を性・年齢別でみると、男性では84歳までは女性の社会的役割リスク該当者の割合を上回っていますが、85歳以上では女性の割合が男性を上回っています。また、社会的役割リスク該当者の割合が男性では80歳以上で4割、女性では85歳以上で5割を超えています。



■ 家族構成

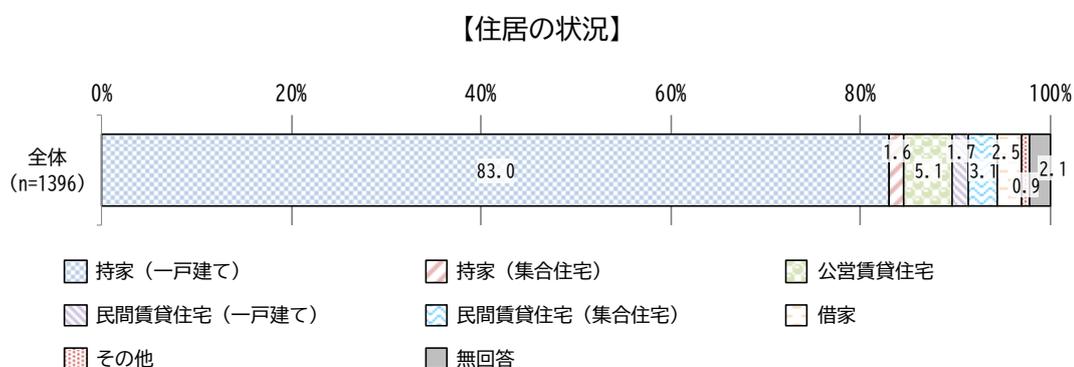
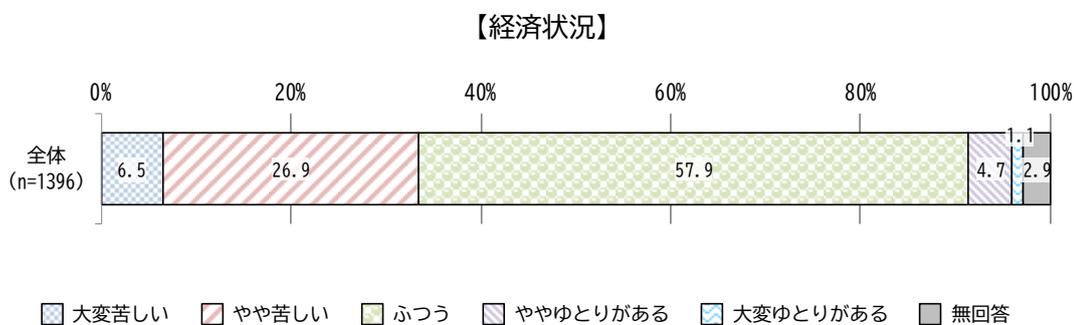
家族構成については、「夫婦 2 人暮らし(配偶者 65 歳以上)」が 45.1%と最も高く、次いで、「息子・娘との 2 世帯」16.5%、「1 人暮らし」15.7%の順となっています。



■ 暮らしの状況

現在の経済状況については、「ふつう」が 57.9%と最も高く、次いで、「やや苦しい」26.9%、「大変苦しい」6.5%の順となっています。

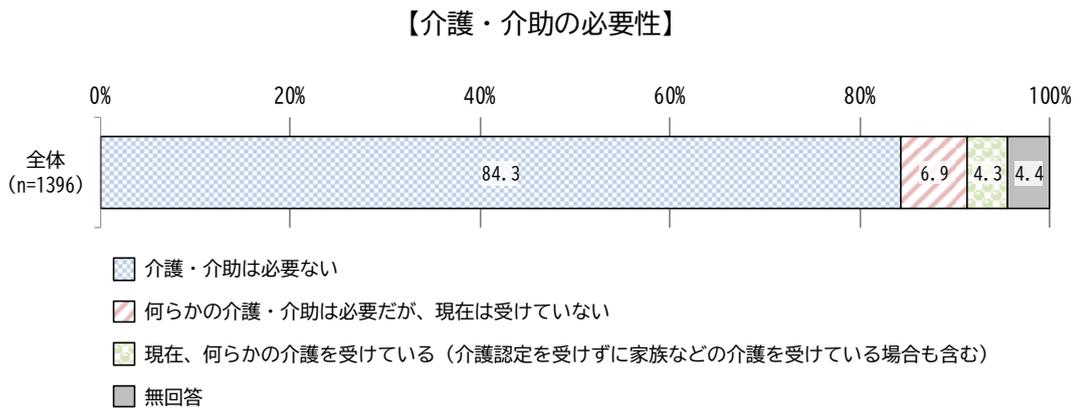
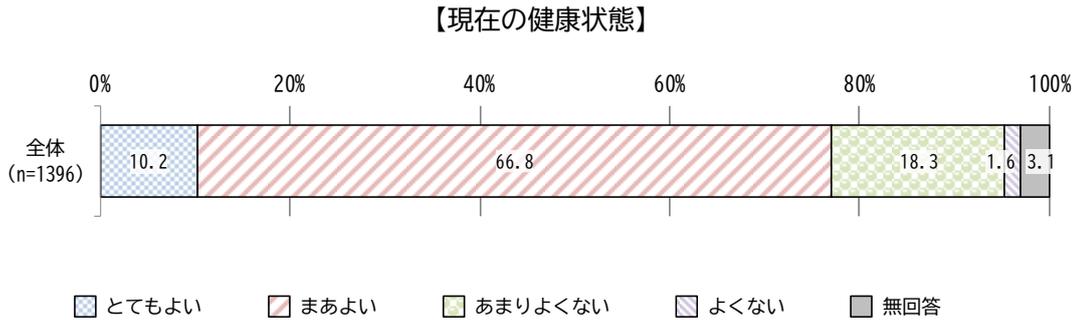
住居状況については、「持家（一戸建て）」が 83.0%と最も高く、次いで、「公営賃貸住宅」5.1%、「民間賃貸住宅（集合住宅）」3.1%の順となっています。



■ 現在の健康状態

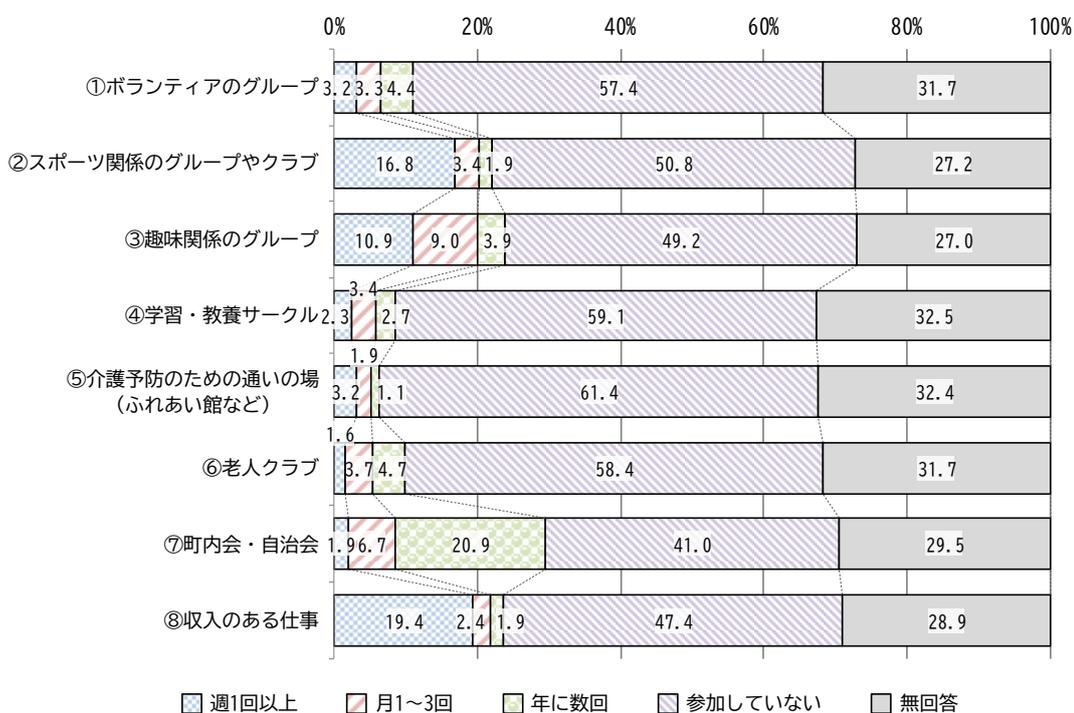
現在の健康状態については、「まあよい」が 66.8%と最も高く、次いで、「あまりよくない」18.3%、「とてもよい」10.2%の順となっています。

介護・介助の必要性については、「介護・介助は必要ない」が 84.3%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 6.9%、「現在、何らかの介護を受けている」が 4.3%となっています。



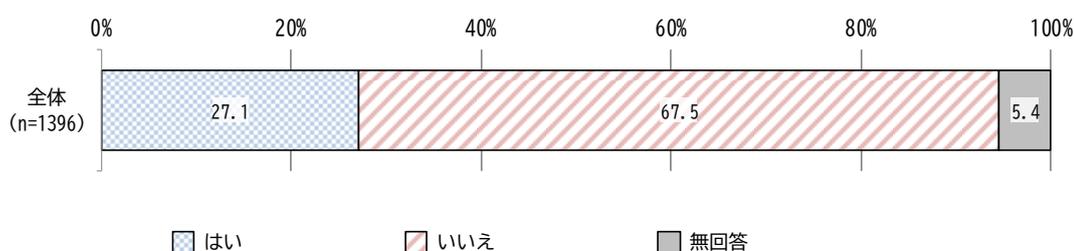
■ 地域グループ活動の参加頻度

地域活動や趣味活動の参加頻度の割合は、以下のとおりです。



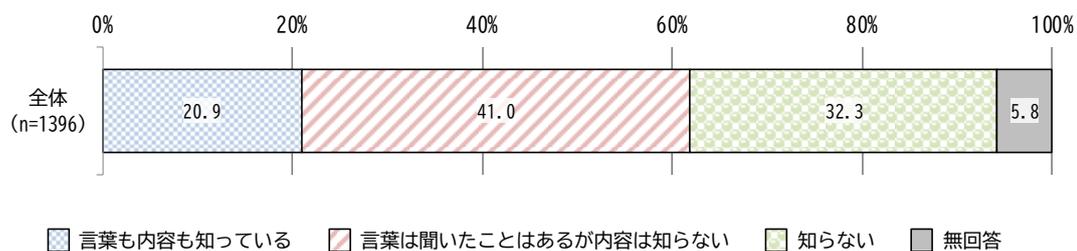
■ 認知症に関する相談窓口の認知状況

認知症に関する相談窓口を知っているか尋ねたところ、「はい」が27.1%、「いいえ」が67.5%となっています。



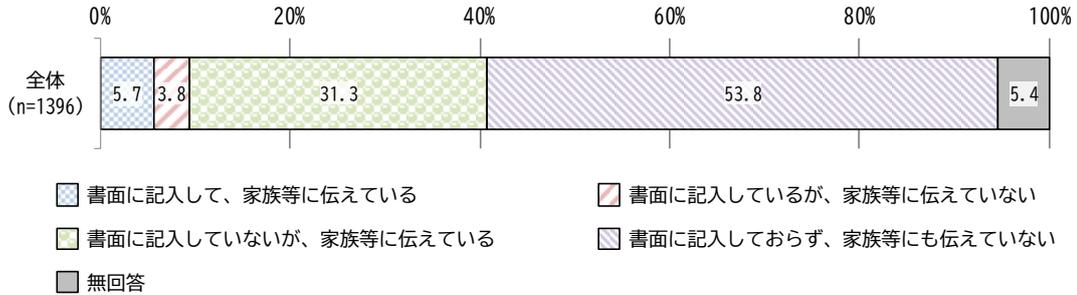
■ 包括ケアシステムの認知状況

地域包括ケアシステムの認知度については、「言葉も内容も知っている」が20.9%、「言葉は聞いたことはあるが内容は知らない」が41.0%、「知らない」が32.3%となっています。



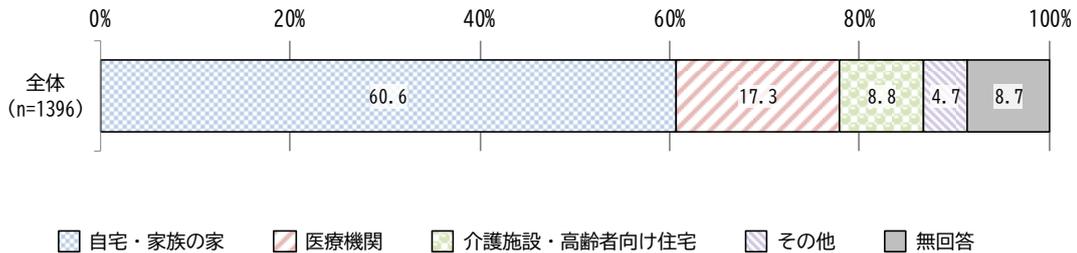
■ 人生の最期について書面への記入及び家族等に思いを伝えた経験の有無

人生の最期について書面への記入や家族等に思いを伝えた経験の有無については、「書面に記入しておらず、家族等にも伝えていない」が 53.8%と最も高く、次いで、「書面に記入していないが、家族等に伝えている」31.3%、「書面に記入して、家族等に伝えている」5.7%となっています。



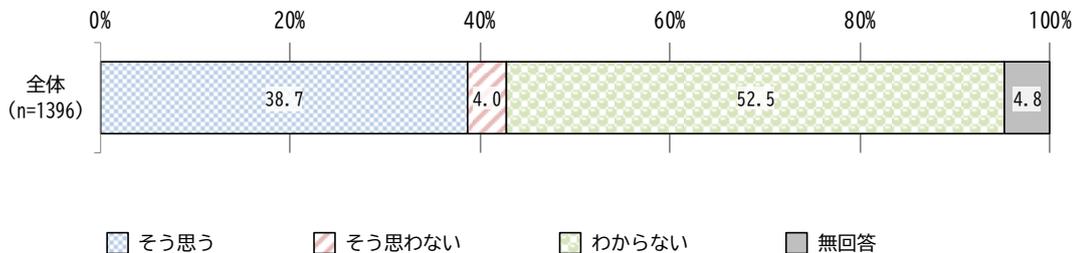
■ 在宅での「看取り」

人生を全うする瞬間を迎えたい場所については、「自宅・家族の家」が 60.6%と最も高く、次いで、「医療機関」17.3%、「介護施設・高齢者向け住宅」8.8%の順となっています。



■ 大村市は人生の最期を安心して迎えられるまちか

大村市は人生の最期を安心して迎えられるまちだと思うか尋ねたところ、「そう思う」が 38.7%、「そう思わない」が 4.0%、「わからない」が 52.5%となっています。



(2) 在宅介護実態調査の調査結果の概要

本調査の対象者は、在宅で生活している認定者です。したがって、医療機関に入院している人、特別養護老人ホーム、老人保健施設その他の施設に入所又は入居している人は、調査の対象となっておりません。特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などの入居者は在宅として、本調査の対象となっています。なお、本調査での用語の定義は、以下のとおりです。

【サービス利用の分析に用いた用語の定義】

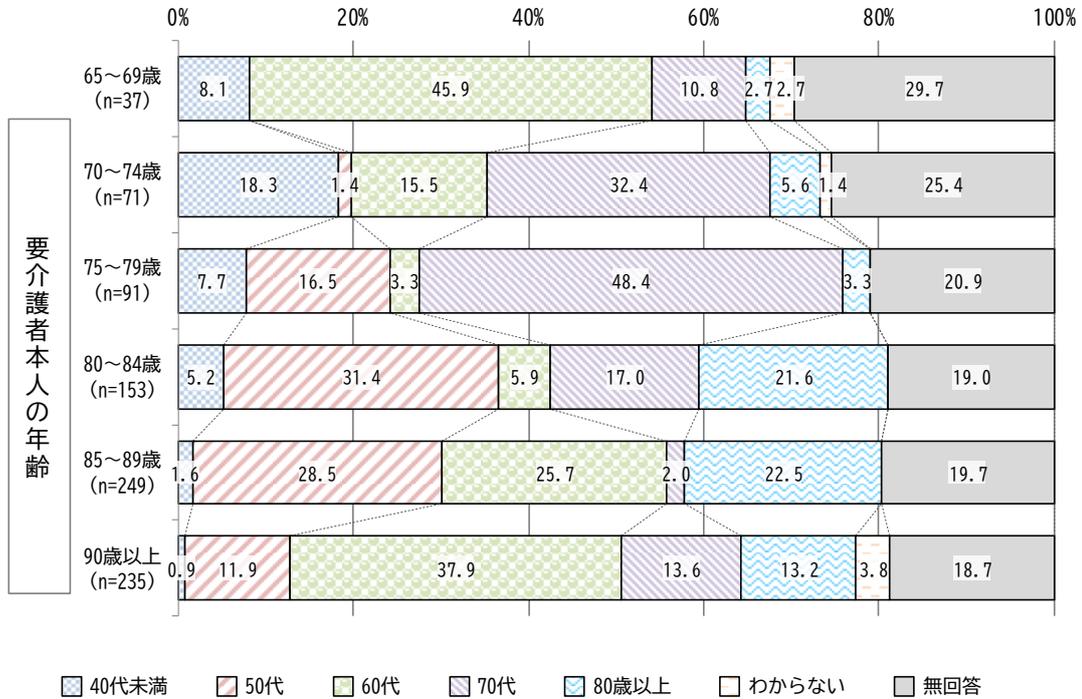
用語		定義
未利用		「住宅改修」、「福祉用具貸与・購入」のみを利用している方については、未利用として集計しています。
訪問系		(介護予防)訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護を「訪問系」として集計しています。
通所系		(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護を「通所系」として集計しています。
短期系		(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護を「短期系」として集計しています。
その他	小規模多機能	(介護予防)小規模多機能型居宅介護を「小規模多機能」として集計しています。
	看護多機能	看護小規模多機能型居宅介護を「看護多機能」として集計しています。
	定期巡回	定期巡回・随時対応型訪問介護看護を「定期巡回」として集計しています。

【サービス利用の組み合わせの分析に用いた用語の定義】

用語	定義
未利用	上表に同じ
訪問系のみ	上表の「訪問系」又は「定期巡回」のみの利用を集計している。
訪問系を含む組合せ	上表の「訪問系(又は定期巡回)」+「通所系」、「訪問系(又は定期巡回)」+「短期系」、「小規模多機能」、「看護多機能」の利用を集計している。
通所系・短期系のみ	上表の「通所系」、「短期系」、「通所系」+「短期系」の利用を集計している。

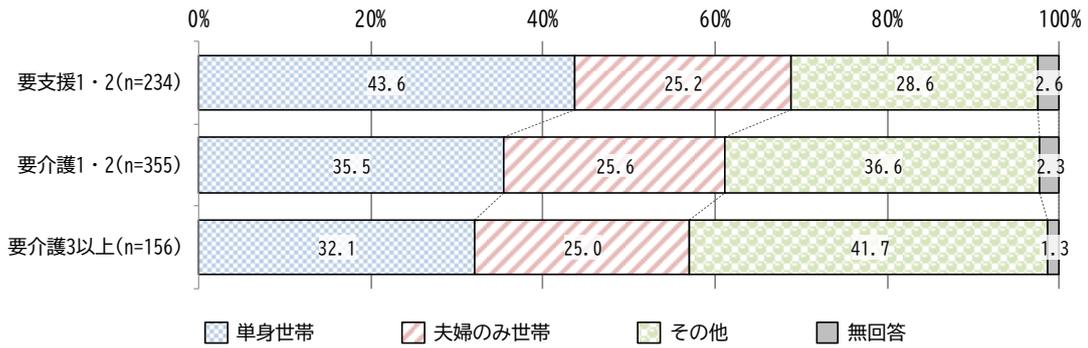
■ 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢については、要介護者本人の年齢が 60 代では「60 代」、70 代では「70 代」、80 代では「50 代」、90 歳以上では「60 代」が最も高くなっています。



■ 要介護度別・世帯類型

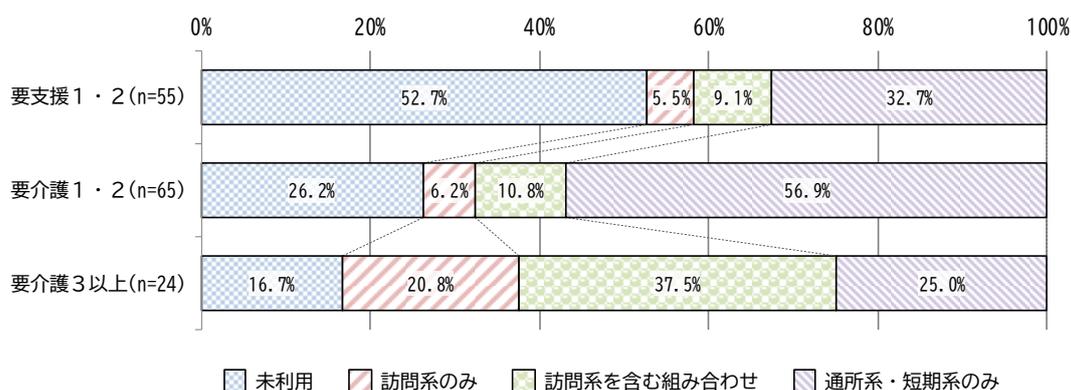
要介護度別の世帯類型の割合は、以下のとおりです。



■ 介護サービスの利用と在宅限界点

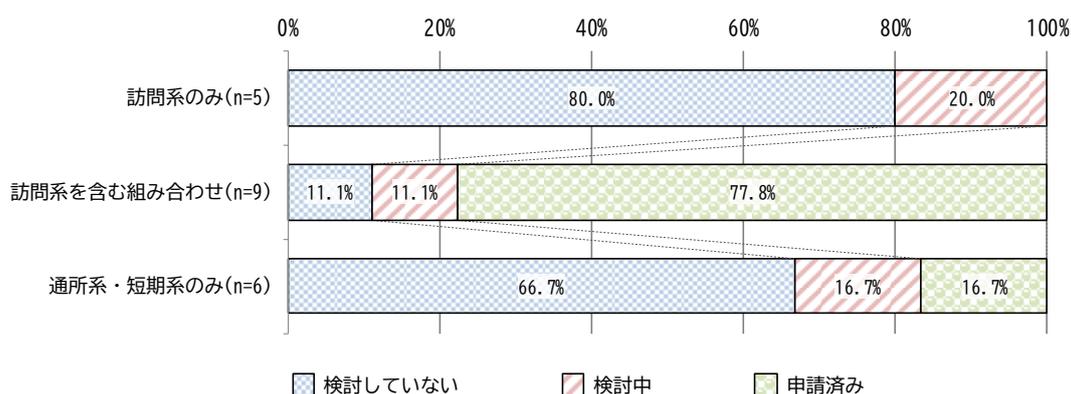
○ 要介護度別のサービス利用の組合せ

サービス利用の組合せを「訪問系のみ」、「訪問系を含む組み合わせ」及び「通所系・短期系のみ」の3つに分類し、要介護度別にサービス利用の組合せに注目した場合、要介護度の重度化に伴って「訪問系のみ」及び「訪問系を含む組み合わせ」の割合が高くなる傾向がみられます。



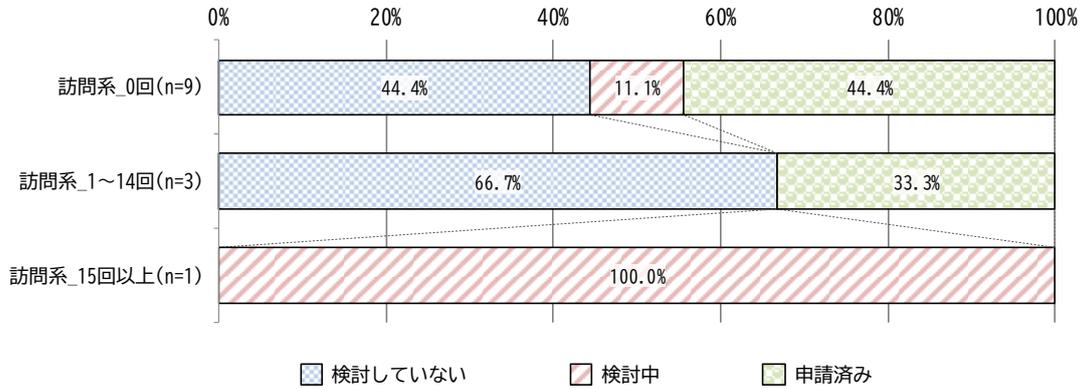
○ サービス利用の組合せと施設等の検討状況

サービス利用の組合せと施設等（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設（有料老人ホーム等）、グループホーム、地域密着型特定施設及び地域密着型特別養護老人ホーム。以下同じ。）への入所及び入居の検討状況との関係について、「訪問系のみ」の利用の場合は、「施設等を検討していない」割合が最も高くなっています。

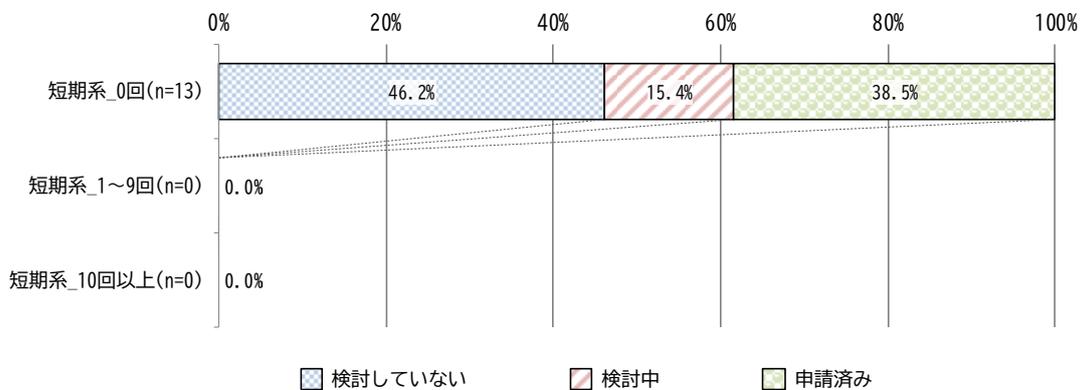
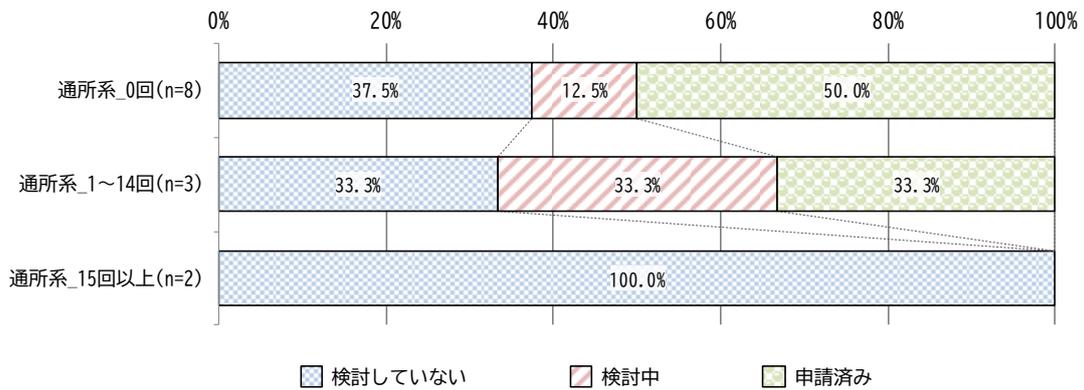


○ サービス利用の回数と施設等の検討状況(認知症Ⅲ以上)

サービス利用の回数と施設等の検討状況の関係について、「訪問系」については、「訪問 0 回」及び「訪問 1～14 回」においては、利用回数の増加に伴い「施設等を検討していない」割合が増えています。



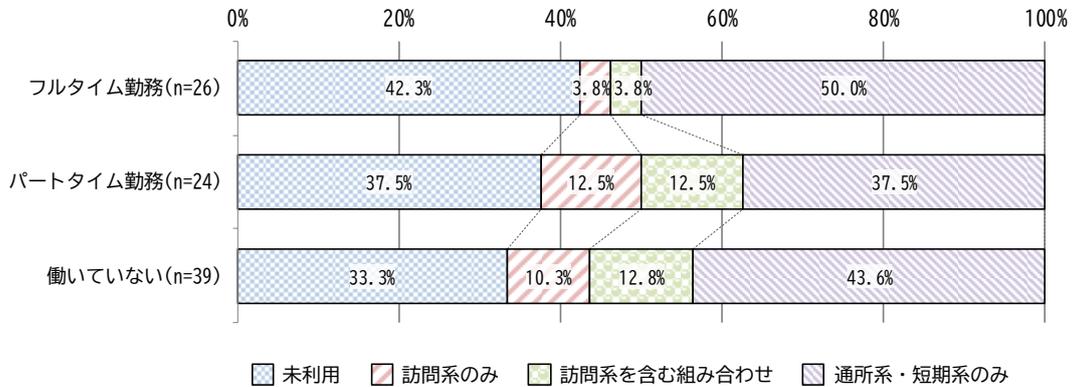
一方で、「通所系」及び「短期系」については、利用回数が増加しても「施設等を検討していない」割合が増える傾向はみられませんでした。



■ 仕事と介護の両立

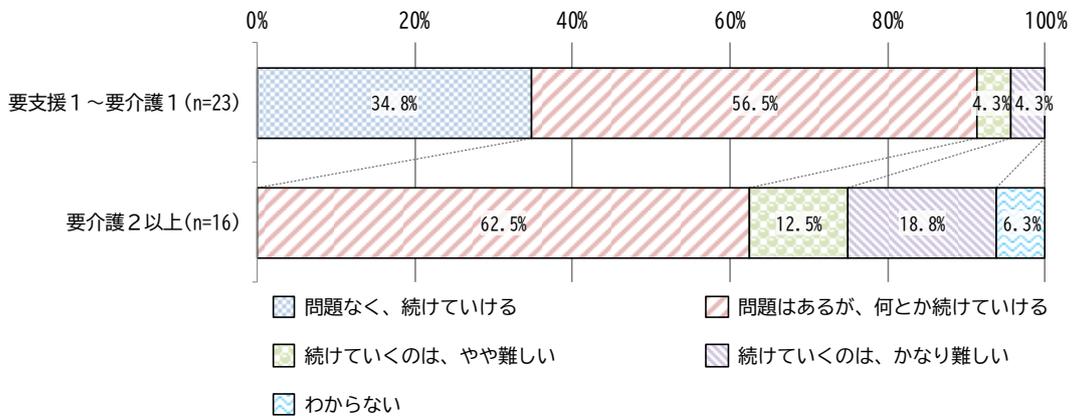
○ 就労状況別サービスの利用状況

就労状況とサービス利用状況の関係については、以下のとおりです。



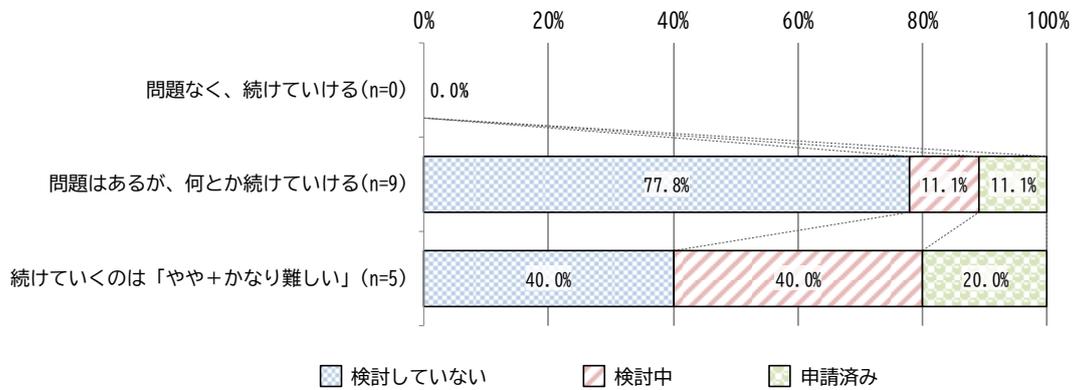
○ 要介護度別の就労継続見込み状況

要介護度別の就労継続見込みの関係については、要介護度の重度化に伴って「続けて行くのは、かなり難しい」の割合が高くなる傾向がみられます。



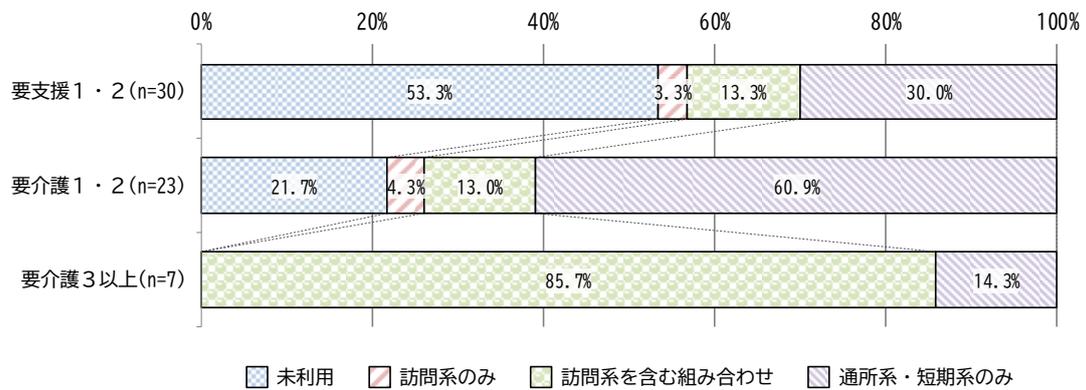
○ 就労継続見込みと施設等の検討状況

就労継続見込みと施設等の検討状況の関係については、以下のとおりです。



○ 要介護度別のサービス利用の組合せ(単身世帯)

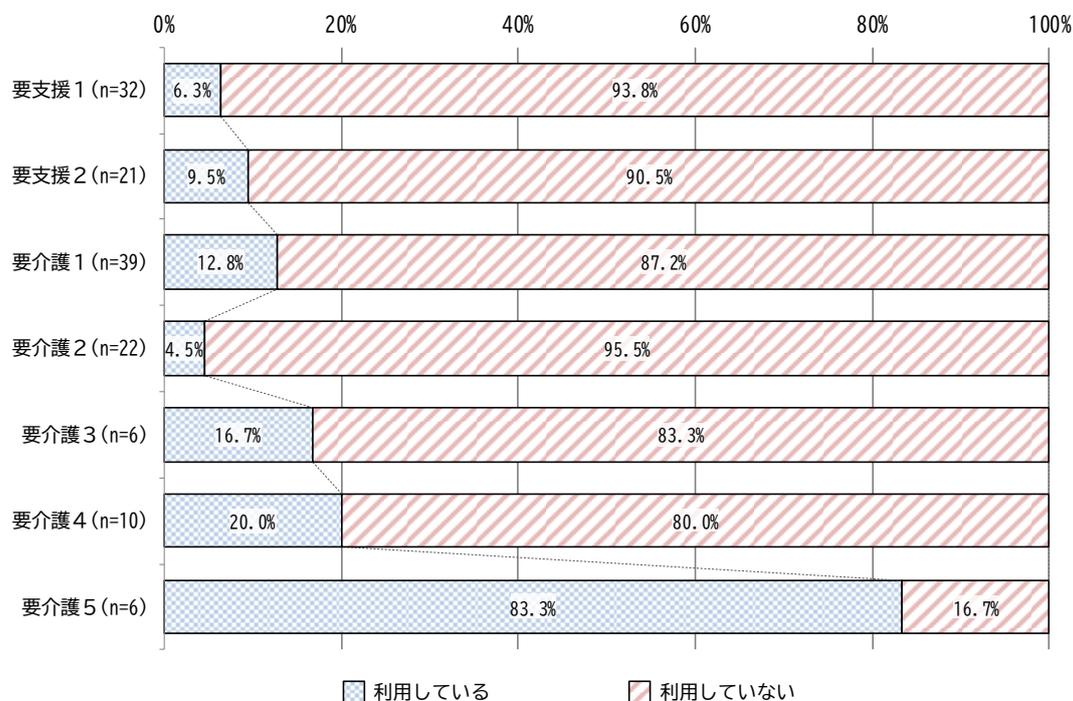
単身世帯における要介護度別のサービス利用をみると、要介護度の重度化に伴い、「訪問系を含む組み合わせ」の割合が増加する傾向がみられました。



■ 医療ニーズの高い在宅療養者

○ 要介護度別の訪問診療の利用割合

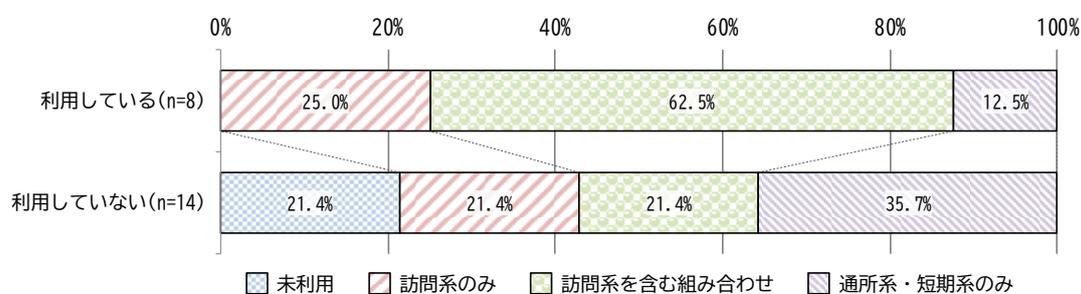
要介護度別の訪問診療利用の割合は、以下のとおりです。



○ 訪問診療利用の有無別のサービス利用の組合せ

訪問診療利用の有無別に分類したサービス利用の組合せの関係では、訪問診療を利用しているケースで、「訪問系のみ」及び「訪問系を含む組合せ」の利用が合わせて8割を占めており、医療ニーズのある要介護者の増加に伴い、訪問系サービスの重要性はより高くなるものと考えられます。

一方で、訪問診療を利用していないケースでは、「通所系・短期系のみ」の割合が最も高くなっています。



3 介護サービスの見込量

第9期計画の期間中における各介護サービスの見込量は、以下のとおりです。

■在宅サービス

※「千円」は年間累計の金額

サービス種別	単位	第8期計画期間			第9期計画期間			参考 2040年度 (令和22年度)
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	
訪問介護	千円	487,093	497,709	469,639	485,665	496,830	512,541	651,761
	人/月	530	543	513	525	536	550	707
訪問入浴介護	千円	6,360	6,055	4,808	4,876	4,882	5,482	6,767
	人/月	9	10	9	9	9	10	13
介護予防訪問入浴介護	千円	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	千円	107,159	108,934	126,872	131,075	135,063	138,502	175,909
	人/月	219	220	226	230	237	243	309
介護予防訪問看護	千円	4,917	4,037	4,368	4,430	4,768	4,768	5,767
	人/月	13	11	13	13	14	14	17
訪問リハビリテーション	千円	39,441	41,328	44,225	46,049	46,442	48,781	60,917
	人/月	91	93	101	104	105	110	138
介護予防訪問リハビリテーション	千円	3,856	3,809	3,513	3,562	3,567	3,567	4,437
	人/月	11	11	9	9	9	9	11
居宅療養管理指導	千円	43,125	46,053	49,483	51,210	52,476	54,098	68,819
	人/月	379	373	377	385	394	406	517
介護予防居宅療養管理指導	千円	1,536	1,659	1,519	1,540	1,542	1,612	1,980
	人/月	16	17	17	17	17	18	22
通所介護	千円	1,128,322	1,087,256	1,114,825	1,153,844	1,181,663	1,209,472	1,556,147
	人/月	912	937	942	963	985	1,007	1,300
通所リハビリテーション	千円	319,979	326,670	343,702	355,185	362,489	372,604	480,838
	人/月	357	372	388	396	404	414	536
介護予防通所リハビリテーション	千円	70,229	68,358	69,384	70,027	71,142	72,169	90,583
	人/月	199	198	202	199	202	205	257
短期入所生活介護	千円	124,209	112,284	122,454	125,792	128,466	131,714	169,405
	人/月	114	99	118	120	122	125	162
介護予防短期入所生活介護	千円	1,465	597	532	540	540	540	540
	人/月	4	2	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	千円	123,621	136,481	184,183	188,959	194,871	197,050	258,206
	人/月	51	58	74	75	77	78	102
介護予防特定施設入居者生活介護	千円	4,172	5,043	4,462	4,525	4,531	4,531	6,395
	人/月	5	5	5	5	5	5	7
短期入所療養介護（老健）	千円	4,148	5,859	17,673	17,922	17,945	17,945	25,048
	人/月	3	5	6	6	6	6	8
介護予防短期入所療養介護（老健）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	千円	76	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

■在宅サービス

※「千円」は年間累計の金額

サービス種別	単位	第8期計画期間			第9期計画期間			参考
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
福祉用具貸与	千円	184,837	198,392	211,332	215,732	220,304	226,104	288,730
	人/月	1,262	1,340	1,404	1,435	1,465	1,501	1,927
介護予防福祉用具貸与	千円	22,529	24,292	25,709	25,741	26,180	26,522	33,187
	人/月	337	339	364	363	369	374	468
特定福祉用具販売	千円	8,776	9,848	14,858	15,315	15,315	16,436	20,716
	人	22	23	31	32	32	34	43
特定介護予防福祉用具販売	千円	3,264	2,853	3,056	2,643	2,643	3,056	3,407
	人	10	9	8	7	7	8	9
住宅改修	千円	11,062	11,439	14,847	14,847	15,766	16,207	21,810
	人	13	13	19	19	20	21	28
介護予防住宅改修	千円	7,398	7,367	6,989	6,989	6,989	6,989	10,009
	人	11	11	7	7	7	7	10
居宅介護支援	千円	322,947	328,652	327,591	339,429	347,342	355,192	457,795
	人	1,828	1,863	1,880	1,923	1,965	2,008	2,593
介護予防支援	千円	25,637	25,835	27,395	27,136	28,099	28,542	35,636
	人	473	476	502	498	507	515	643
給付費合計	千円	3,056,157	3,060,809	3,193,417	3,293,033	3,369,855	3,454,424	4,434,809

■施設サービス

※「千円」は年間累計の金額

サービス種別	単位	第8期計画期間			第9期計画期間			参考
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
介護老人福祉施設	千円	586,798	643,139	658,205	667,497	668,341	668,341	904,020
	人/月	188	208	213	213	213	213	288
介護老人保健施設	千円	631,979	677,701	625,213	634,039	634,841	634,841	864,623
	人/月	182	192	182	182	182	182	248
介護療養型医療施設	千円	21,690	1,047	0				
	人/月	9	0	0				
介護医療院	千円	9,191	13,698	17,934	18,187	18,210	18,210	22,763
	人/月	2	3	4	4	4	4	5
給付費合計	千円	1,249,658	1,335,586	1,301,352	1,319,723	1,321,392	1,321,392	1,791,406

■地域密着型サービス

※「千円」は年間累計の金額

サービス種別	単位	第8期計画期間			第9期計画期間			参考
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
		(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	(令和22年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	千円	108,067	104,725	99,675	103,343	103,474	111,278	138,259
	人/月	57	59	60	62	62	66	83
夜間対応型訪問介護	千円	4,146	1,691	0	0	0	0	0
	人/月	7	1	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	千円	311,825	323,537	371,963	379,717	392,972	458,448	577,359
	人/月	130	135	156	157	162	189	239
介護予防小規模多機能型居宅介護	千円	5,773	5,690	9,066	9,194	9,205	10,710	13,719
	人/月	7	8	13	13	13	15	19
看護小規模多機能型居宅介護	千円	30,189	23,509	0	0	0	0	0
	人/月	14	10	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	千円	340,875	316,973	291,241	316,857	338,789	323,768	405,864
	人/月	280	267	252	268	284	274	348
認知症対応型通所介護	千円	217,228	206,979	163,716	167,336	171,301	177,210	224,773
	人/月	88	87	82	83	85	88	112
介護予防認知症対応型通所介護	千円	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	千円	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	千円	771,764	805,583	839,910	866,785	885,963	1,040,763	1,319,750
	人/月	250	261	281	286	292	343	435
介護予防認知症対応型共同生活介護	千円	3,067	3,439	1,797	1,823	1,825	1,825	1,825
	人/月	1	1	1	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設	千円	185,358	168,097	182,838	185,419	185,654	276,264	340,345
	人/月	55	50	55	55	55	82	101
給付費合計	千円	1,978,293	1,960,223	1,960,206	2,030,474	2,089,183	2,400,266	3,021,894

■地域支援事業サービス

※「千円」は年間累計の金額

サービス種別	単位	第8期計画期間			第9期計画期間			参考
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
		(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	(令和22年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	千円	190,517	177,459	192,166	195,634	198,888	201,275	210,622
包括的支援事業	千円	145,964	144,210	174,090	175,858	177,591	178,765	195,166
給付費合計	千円	336,481	321,669	366,256	371,492	376,479	380,040	405,788

4 介護サービスの見込量の考え方

第9期計画の期間中における介護サービスの見込量については、以下の考え方に基づいて設定しました。

サービス種別	介護サービスの見込量の考え方
在宅サービス (特定施設入居者生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援を除く。)	在宅サービスについては、各種サービスの利用実績を基に地域包括ケア「見える化」システム等における将来推計により利用者数及び利用量を見込みました。
訪問介護	高齢者人口の増加による要介護高齢者等の増加の中で、訪問介護は居宅サービスの根幹をなすものであり、徐々に事業所数は増加しています。2024年度(令和6年度)以降も増加する推計となっています。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	現在市内に事業所はありません。他市町村の事業所を利用している方の実績からサービス量を見込みました。
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護サービスの利用者は要介護高齢者等の割合が高く、要介護度が中重度となっても安心して在宅生活を継続する上で重要なサービスの一つです。引き続き、在宅療養を希望する方が利用されると推測され、今後も必要なサービス量を見込みました。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	在宅生活を送る利用者にとって、それぞれの身体機能の維持に不可欠なサービスであり、利用者数が年々増加しているため、今後もサービス提供体制の確保を図ることにより必要なサービス量を見込みました。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師やその他専門職の方が訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理及び指導を行うサービスであり、利用者数が年々増加しているため、今後もサービス提供体制の確保を図ることにより必要なサービス量を見込みました。
通所介護	通所介護は、要介護高齢者等の在宅生活を支える基盤となるサービスであり、利用者数が年々増加しています。現在の市全体の既存事業所の利用率が6割程度であり、2027年度(令和8年度)までの推計値においても受入可能なサービス提供体制です。今後の将来推計によりサービス量を見込みました。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーション事業所(デイケア)に通所するため、要介護度が軽度の利用者の割合が高く、利用者それぞれの身体機能の維持を図り、安心して在宅生活を送るのに不可欠なサービスです。引き続き今後も必要なサービス量を見込みました。
短期入所生活介護、 介護予防短期入所生活介護	介護者の諸事情により一時的に居宅での介護が困難になった際などに利用するサービスで、介護、日常生活の世話、機能訓練などを受けることができるサービスであり、利用者数が年々増加しています。今後もサービス提供体制の確保を図ることにより、必要なサービス量を見込みました。
福祉用具貸与、特定福祉用具販売、 住宅改修 介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防住宅改修	在宅生活を継続するために、福祉用具をレンタルしたり、住宅改修を行うサービスで、安心して在宅生活を送るのに不可欠なサービスです。引き続き今後も必要なサービス量を見込みました。

サービス種別	介護サービスの見込量の考え方
<p>地域密着型サービス</p> <p>(認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)・地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)</p>	<p>地域密着型サービスについては、各種サービスの利用実績及びサービス提供体制の構築状況を基に地域包括ケア「見える化」システムにおける将来推計により利用者数及び利用量を見込みました。</p>
<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	<p>要介護度が重度の人を始めとした要介護高齢者等の在宅生活を支援する重要なサービスであり、本市には2施設が設置されています。サービス提供体制の確保と将来推計及び医療病床の移行により必要なサービス量を見込みました。</p>
<p>小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護</p>	<p>利用者が、住み慣れた自宅や地域において、なじみのあるスタッフと環境の中で利用できる、「通い」、「訪問」及び「宿泊」を組み合わせたサービスであり、今後ますます増加が予想される在宅の要介護高齢者等を踏まえると重要なサービスです。最期まで在宅生活を安心して送るために必要なサービスであるため、第9期計画中に施設整備を図ります。サービス量は、今後の将来推計及び医療病床の移行により見込みました。</p>
<p>看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護に「訪問看護」を組み合わせ提供する一体型の在宅支援サービスであり、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする方が利用するサービスですが、現在市内には事業所はありません。 別サービスで代替が可能と見込みサービス量は0としています。</p>
<p>地域密着型通所介護</p>	<p>地域密着型通所介護は、定員が18人以下の通所介護で、生活を支える基盤となるサービスであり、現在の市全体の既存事業所の利用率が6割程度であり、2027年度(令和8年度)までの推計値においても既存事業所で受入可能なサービス提供体制です。 サービス量は、今後の将来推計により見込みました。</p>
<p>認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護</p>	<p>認知症高齢者等ができるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、日常生活上の世話及び機能訓練を行うデイサービスであり、現在の市全体の既存事業所の利用率が4割程度であり、2027年度(令和8年度)までの推計値においても既存事業所で受入可能なサービス提供体制です。 サービス量は、今後の将来推計により見込みました。</p>

サービス種別	介護サービスの見込量の考え方
施設・居宅系サービス	施設サービスについては、市内の既存事業所の定員によりサービス量を見込みました。 居宅系サービスについては、市内の既存事業所のサービスの供給量に一定の限度があることから、第9期計画の期間中に認知症対応型共同生活介護施設を整備することにより、計画的に入所待機者の解消を図ります。以上の条件の下で利用者数及び利用量を見込みました。
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	市内の既存3施設の定員によりサービス量を見込みました。
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	市内の既存2施設の定員によりサービス量を見込みました。
介護老人保健施設	市内の既存2施設の定員によりサービス量を見込みました。
介護療養型医療施設	令和5年度までで廃止となるサービスです。
介護医療院	第8期計画期間中の利用実績によりサービス量を見込みました。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	市内の既存3施設の定員によりサービス量を見込みました。
地域密着型特定施設入居者生活介護	現在市内に事業所はありません。第9期計画期間中のサービス量は0で見込んでいます。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	市内の既存21施設の定員と新規及び増設による3施設(6ユニット・54床)の定員によりサービス量を見込みました。

サービス種別	介護サービスの見込量の考え方
地域支援事業サービス	地域支援事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業及び③任意事業で構成されており、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しながら、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。 第8期計画期間中のサービス種別ごとの利用者数、事業費実績等によりサービス量を見込みました。



大村市

発行:大村市

編集:大村市福祉保健部長寿介護課
〒856-0832 大村市本町458番地2
電話 0957-20-7301 0957-20-7308
e-mail chouju@city.omura.nagasaki.jp